

第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画

～たかつきは 子どもの笑顔が どまんなか～

令和2年3月

高槻市

はじめに



本市では、子育て・教育環境の充実を重要施策に掲げ、子育て支援の更なる充実に全力で取り組んでおり、とりわけ、保育所待機児童の解消に向けては、小規模保育事業所の整備や幼稚園の認定こども園への移行などにより、受入れ枠の拡充に努めてまいりました。

さらに、平成31年4月に新たな子育て支援の拠点施設である「高槻子ども未来館」を開設し、病児保育や休日・一時預かりなどのサービスを提供するとともに、令和2年4月からは、「子ども医療費助成制度」の対象を18歳までに拡大するなど、子育て支援に係る様々なニーズに対応することにより、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりに取り組んでいるところです。

さて、我が国の子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境は、令和元年10月からスタートした国の「幼児教育・保育の無償化」により子育て支援の充実が図られる一方で、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加や児童虐待の深刻化など、ますます厳しい状況となっております。

このような状況の中、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を実現するため、令和2年度から5年間の「第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画において、「たかつきは 子どもの笑顔が どまんなか」を基本理念として掲げ、子どもは保護者が育むことを基本としながら、地域を挙げて、社会全体で子どもを安心して生み育てることができる仕組みの構築に取り組み、幼児期の教育・保育並びに地域の子ども・子育て支援を計画的、かつ総合的に推進してまいりますので、より一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました市民の皆様及びご尽力を賜りました「高槻市子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、関係者の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

高槻市長 **濱田 剛史**

【 目 次 】

序章 計画の策定にあたって	P1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の期間	
3 計画の位置づけ	
4 計画の策定体制	
5 その他	
第1章 計画の基本理念等	P3
1 基本理念	
2 基本的視点	
3 計画の体系等について	
第2章 高槻市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況	P6
1 本市の子どもと家庭を取り巻く状況	
2 本市の子育ての状況（ニーズ調査より）	
第3章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業	P34
1 基本的な考え方	
2 教育・保育提供区域の設定	
3 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容並びに実施時期	
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容並びに実施時期	
5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	
6 その他関連施策の内容	
第4章 計画の推進に向けて	P81
1 計画の推進について	
2 計画の管理・評価について	
参考資料	P82

序章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援については、平成15年に制定された少子化社会対策基本法等に基づき、総合的な施策が講じられてきました。

本市でも、次世代育成支援対策推進法に基づく「高槻市次世代育成支援行動計画（前期計画）」（計画期間：平成17～21年度）及び「高槻市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（計画期間：平成22～26年度）を策定し、子育て総合支援センターの開設や地域子育て支援拠点事業の拡充など、子育て支援施策を総合的・計画的に推進してきました。

平成27年度からは、この「行動計画」と、平成24年に制定された子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定した「高槻市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27～令和元年度）により、保育所や認定こども園、学童保育室の拡充や、子育て世代包括支援センター、高槻子ども未来館の開設など、更なる子育て支援の取り組みを進めてきました。

しかしながら、全国的に核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加や兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化する中で、本市においても、保育需要の増大や児童虐待の深刻化に対する対策など、子育てに関する様々な課題が存在しています。

これらを踏まえ、本市においても、引き続き将来にわたり、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を実現し、幼児期の教育、保育並びに地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、「第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。なお、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の位置づけ

（1）根拠法令

本計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定しています。

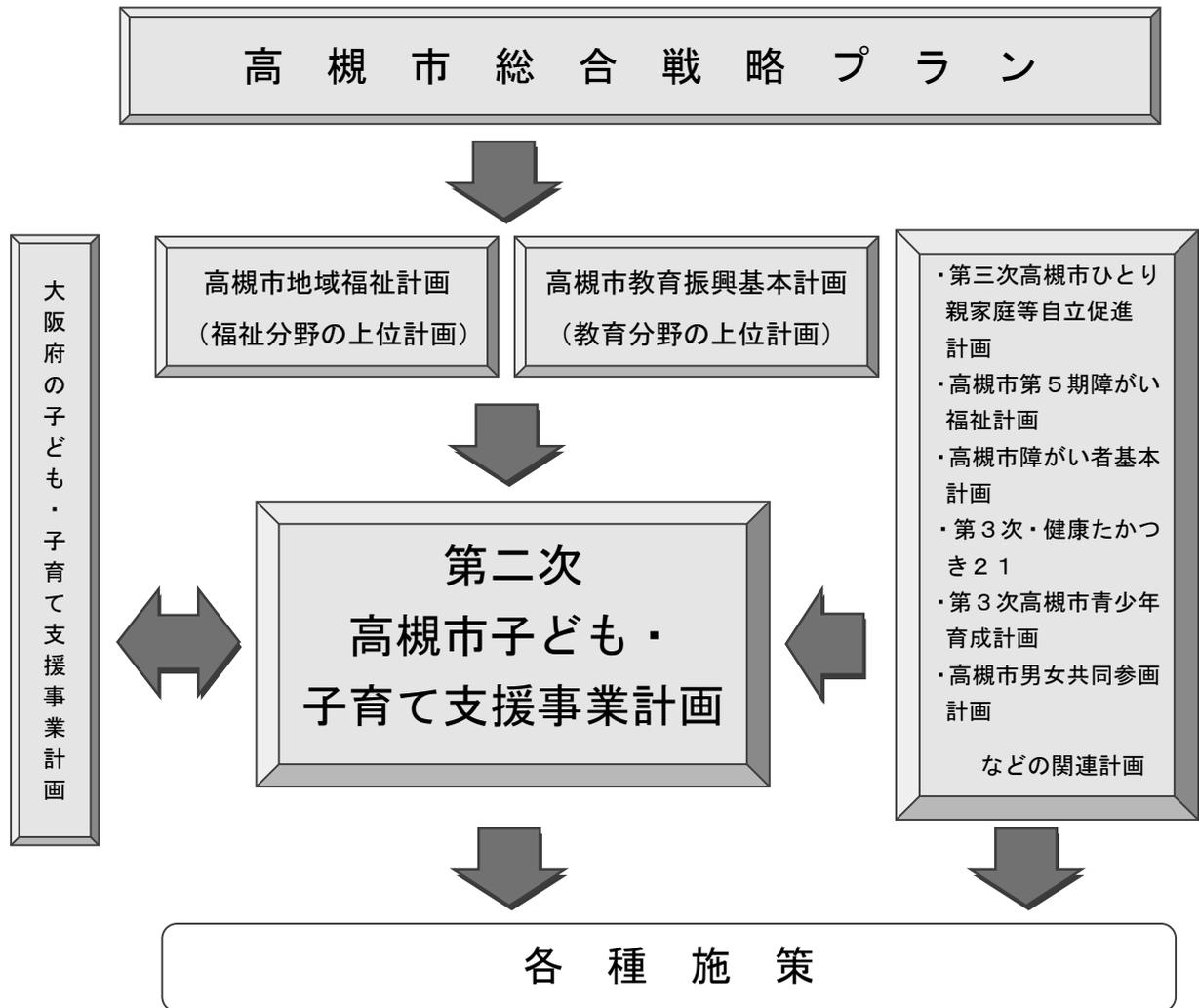
【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 他計画との関係

本計画は、「高槻市総合戦略プラン（第5次高槻市総合計画）」及び他計画との整合性や関係を図り、策定しました。



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、高槻市居住の就学前児童の保護者及び小学1年生から3年生児童の保護者を対象に子育て支援に関するアンケート調査を行いました。

また、市の附属機関として、学識経験のある者、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者で構成する「高槻市子ども・子育て会議」を設置し、その中で計画内容の審議を行いました。

さらに、審議内容を踏まえた計画素案に対する意見提出（パブリックコメント）手続きを行い、必要に応じて計画内容に反映しています。

5 その他

これより示している百分率や合計値について、端数処理等により100にならない場合があります。

第1章 計画の基本理念等

1 基本理念

子どもは、社会の希望、未来をつくる存在であり、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の国全体の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

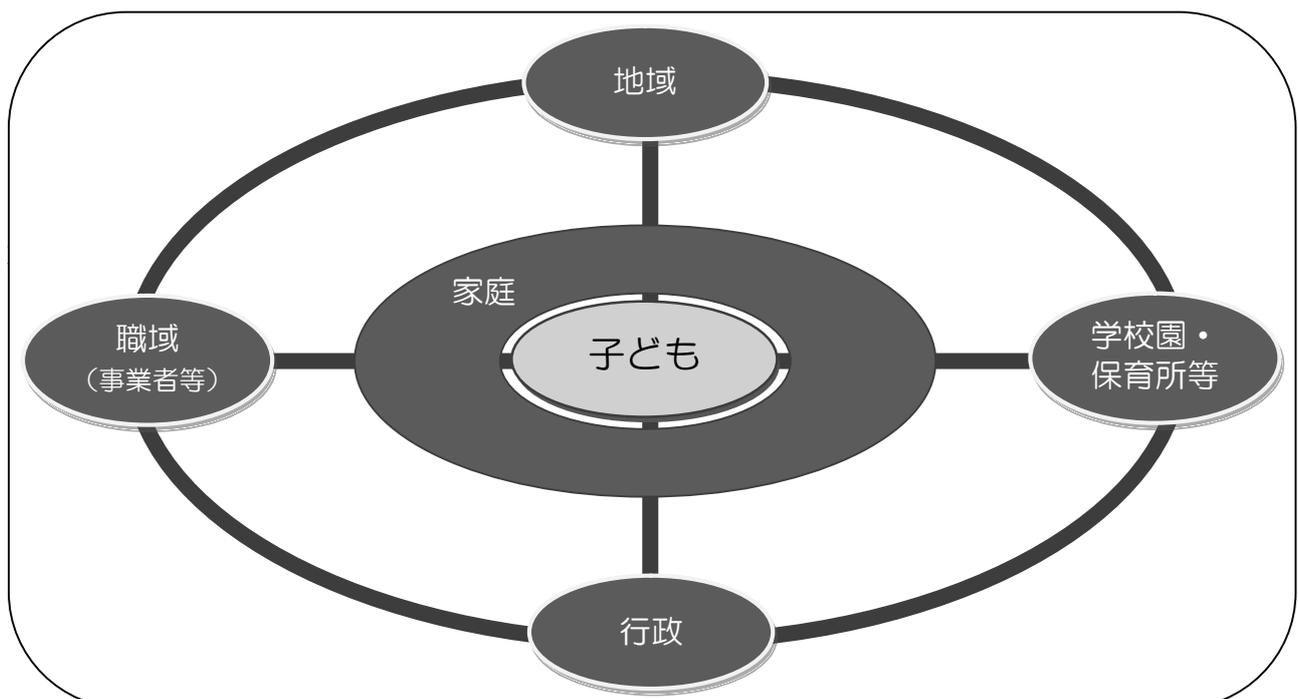
子どもは、保護者が育むことが基本ですが、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化などによって、子どもや子育てをめぐる環境の変化は厳しく、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

また、これから親となる若い世代の子どもを生み、育てたいという希望が叶い、子育ての楽しさや喜びを感じ、結婚や出産、子育てに夢や希望をもてるようにしていくことも大切です。

地域を挙げて、社会全体で子ども・子育てを支援する、「支え合い」の仕組みを構築することが時代の要請であり、社会の役割となっています。

この計画は、子どもを安心して生み育てることができる基盤を充実するとともに、子どもはもとより、親の自主性・主体性を伸ばし、親もまた人として成長し、未来に夢や希望がもてるようにしようとするものです。

まち中に、子どもたちの笑顔があふれることは、親を含めたすべての人たちにも笑顔をもたらします。子育ての喜びと幸せに満ちた高槻市を目指していこうとするものです。



2 基本的視点

(1) 子どもが健やかに成長することができるという視点

健やかな子どもの育成には、子どもを大切にし、子ども自らが大切にされていることを感じられる環境が必要です。そのためには、子育てをする保護者だけではなく、周りのすべての人々から愛され、大切にされる社会でなくてはなりません。

「子どもの権利条約」の理念に基づき、すべての子どもの人権が尊重されるとともに、子どもの最善の利益が実現され、子どもが笑顔で生き生きと輝きながら、幸せに育つことができるまちづくりを目指します。

(2) 子育てや子どもの成長に楽しさや喜びを感じることができるという視点

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加に伴う待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化している中で、子育てをしているすべての家庭が必要に応じて適切なサービスを利用し安心感をもって子育てができるよう、総合的な子育て支援施策を推進するとともに、親が自主性を発揮し、親自身が子育ての大切さを認識し、子育てに楽しさと喜びを感じ、安心して子育てができるまちづくりを目指します。

(3) 社会全体で子育て家庭を支援するという視点

子どもは、保護者や家庭・学校・地域など社会との関わりの中で育ちます。地域社会は、子どもの成長の過程で重要な生活の基盤です。社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し子どもたちを見守り、子育てを支援する地域社会が求められています。

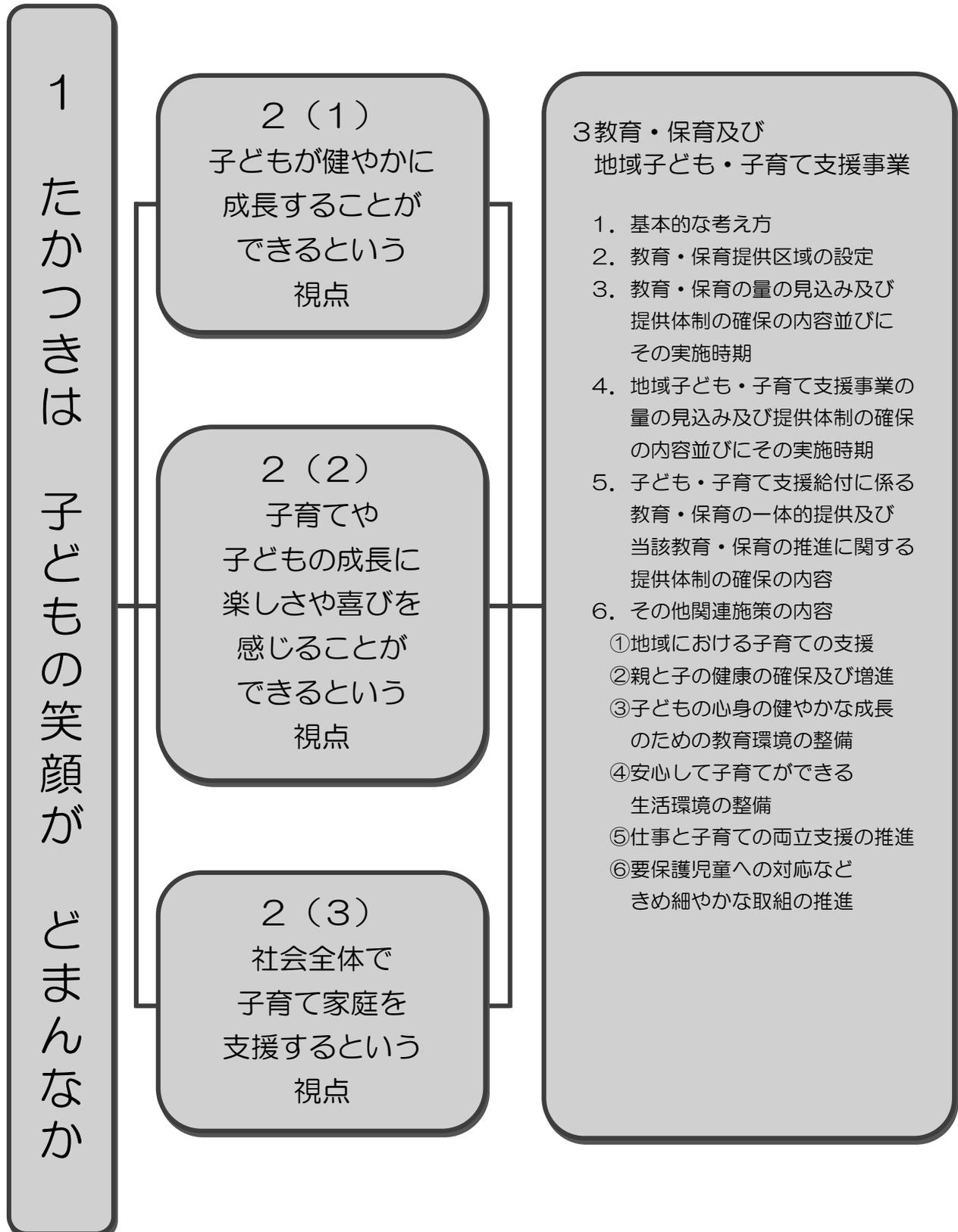
子どもを慈しみ、地域でのふれあい・助け合いに基づく子育て支援を推進し、子どもが健やかに成長できるまちづくりを目指します。

3 計画の体系等について

1 基本理念

2 基本的視点

3 計画体系

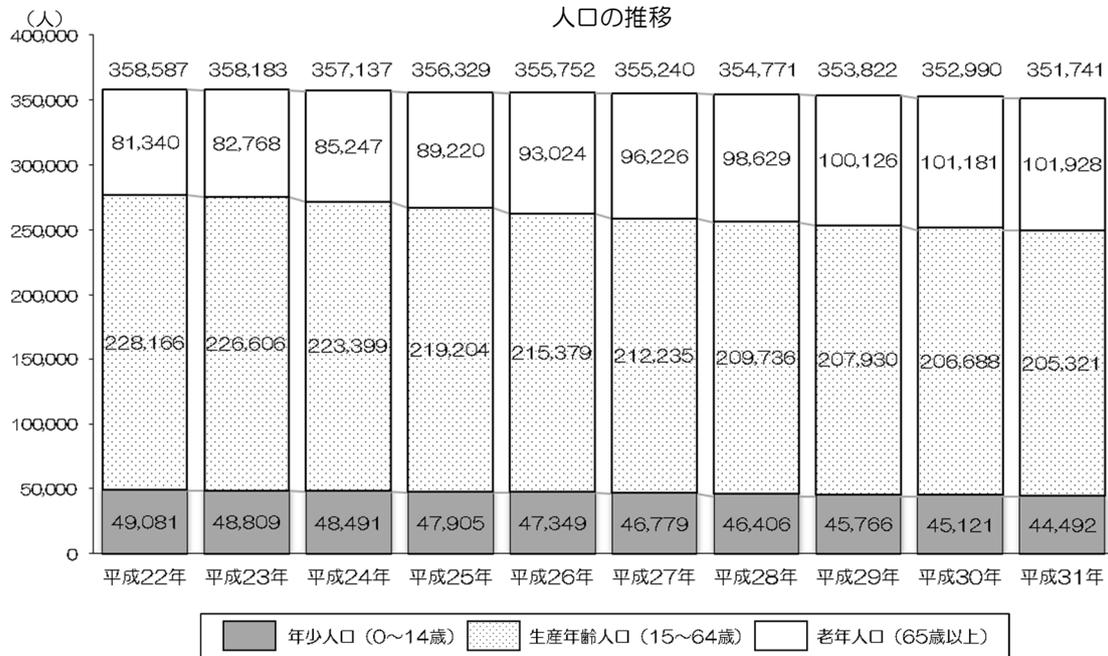


第2章 高槻市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 本市の子どもと家庭を取り巻く状況

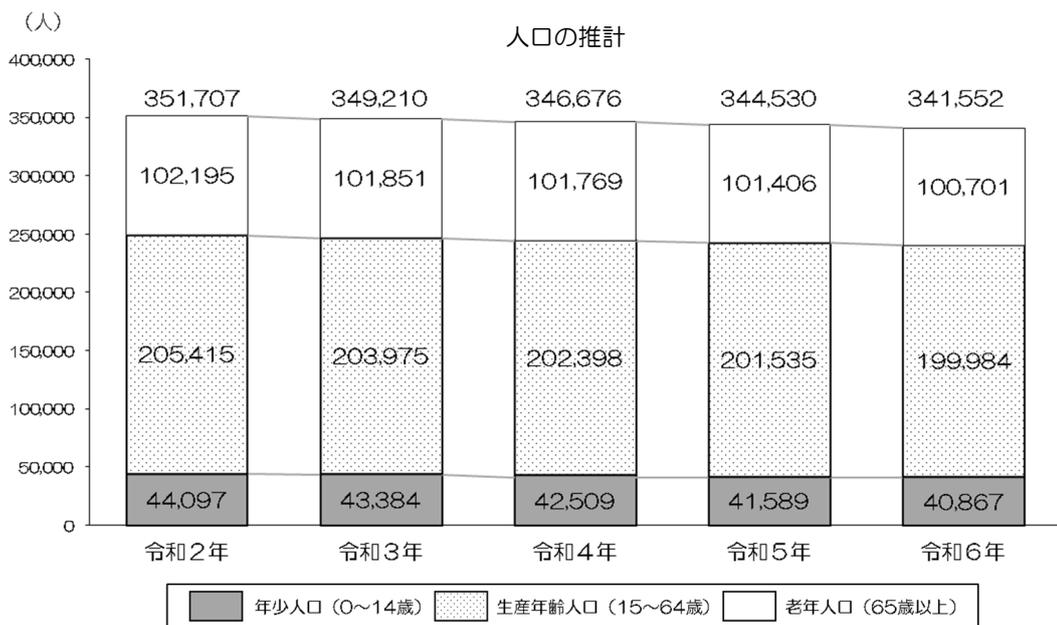
(1) 人口の推移

本市の人口は、平成31年3月末は351,741人で、年少人口と生産年齢人口が減少している一方で老年人口は増加し、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。



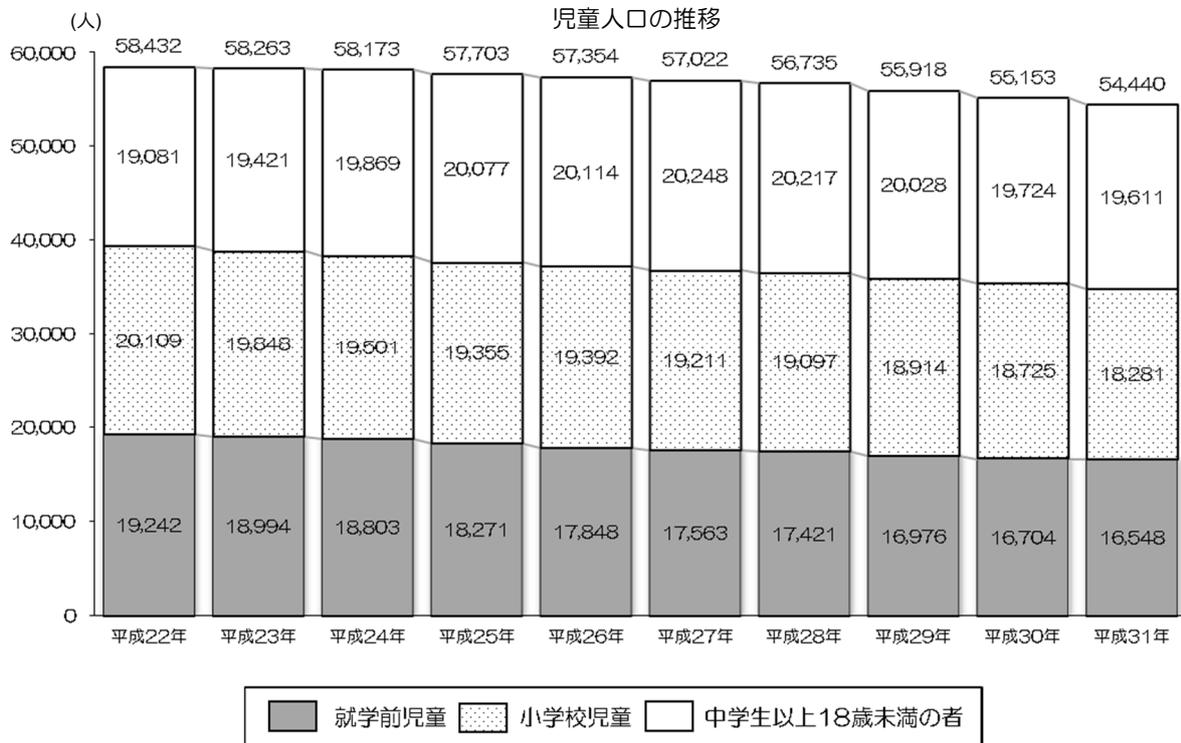
【今後の人口の推計】

本市の推計人口を見ると、これから5年間、人口は緩やかな減少傾向が予測されます。



(2) 児童人口の推移

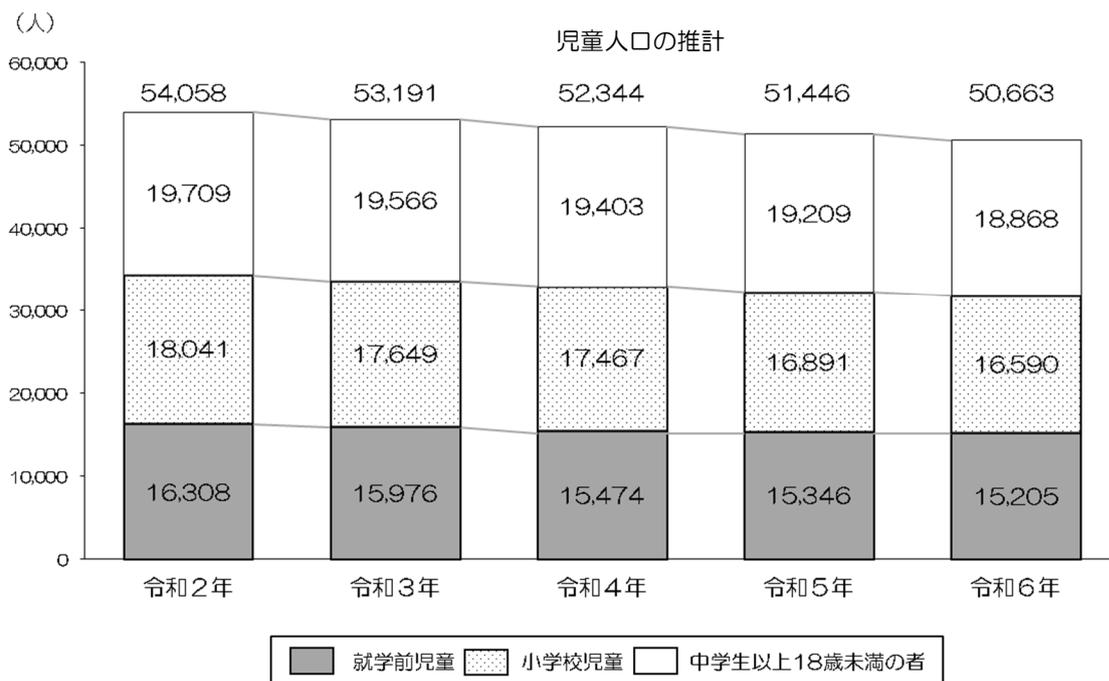
本市の児童人口は、年々減少しています。小学校児童人口も減少傾向にあります。平成26年は前年よりやや増加しています。また、中学生以上18歳未満の人口は、平成27年まで増加していますが、その後減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

【今後の児童人口（18歳未満）の推計】

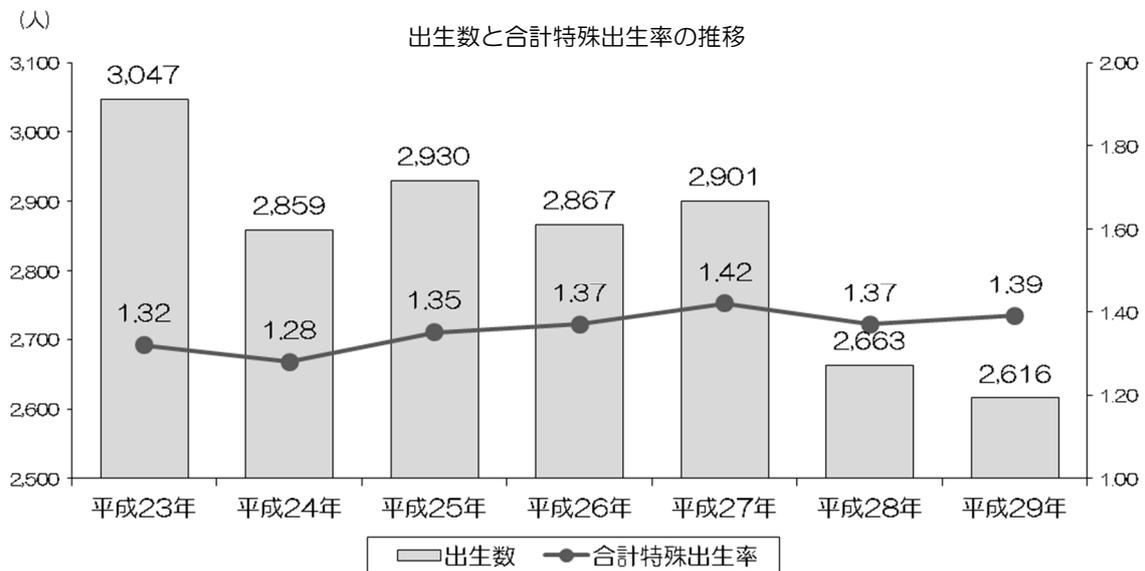
18歳未満の児童人口の推計によると、いずれも減少傾向が予測されます。



資料：平成30年度版 将来の教育人口推計

(3) 出生数と合計特殊出生率の推移

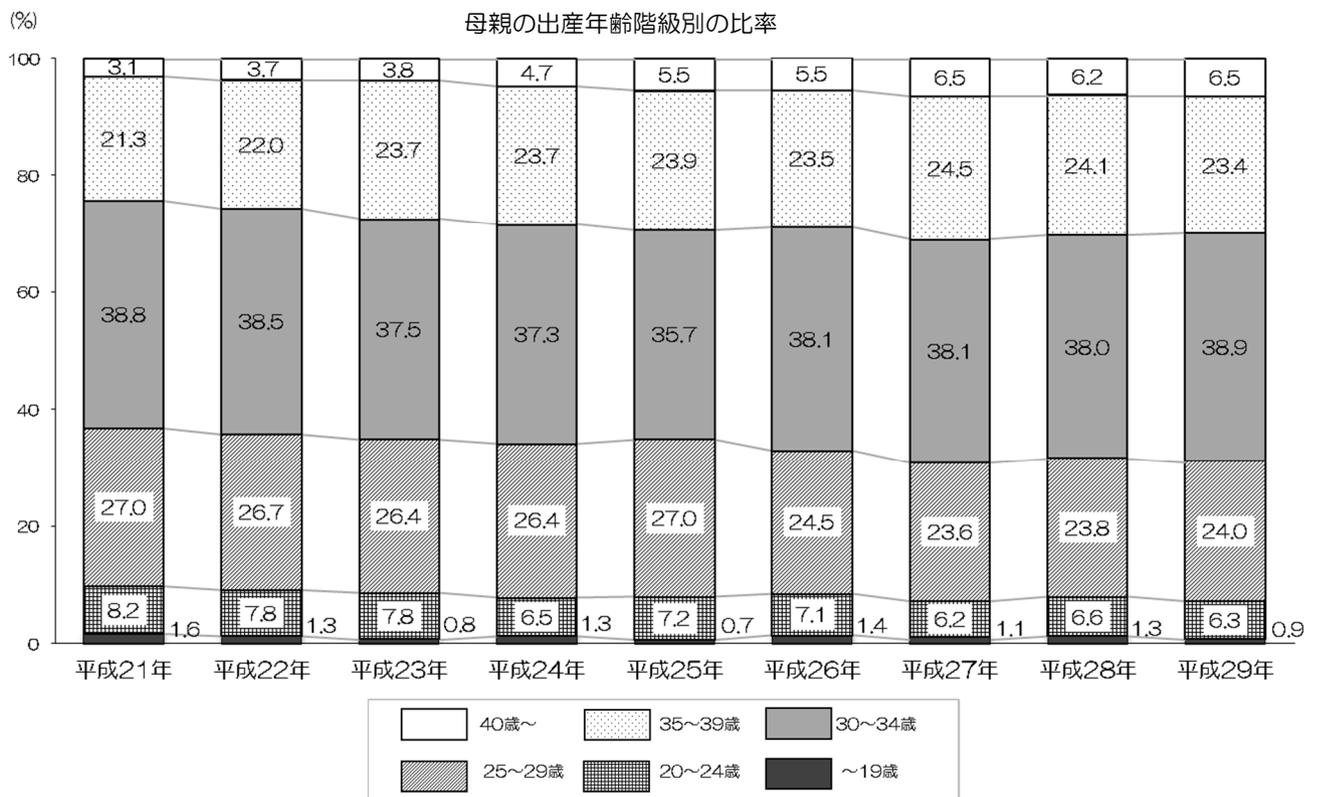
本市の出生数は減少しており、平成29年は平成23年より431人減少しています。一方、合計特殊出生率（1人の女性が15歳～49歳の間に生む子どもの数）は、平成29年は平成24年より0.11ポイント上昇しています。



資料：保健衛生事業概要書

(4) 母親の出産年齢階級別の比率

本市では、29歳以下での出産年齢の比率が平成21年より5.6%減少しており、出産年齢の高齢化が進んでいます。

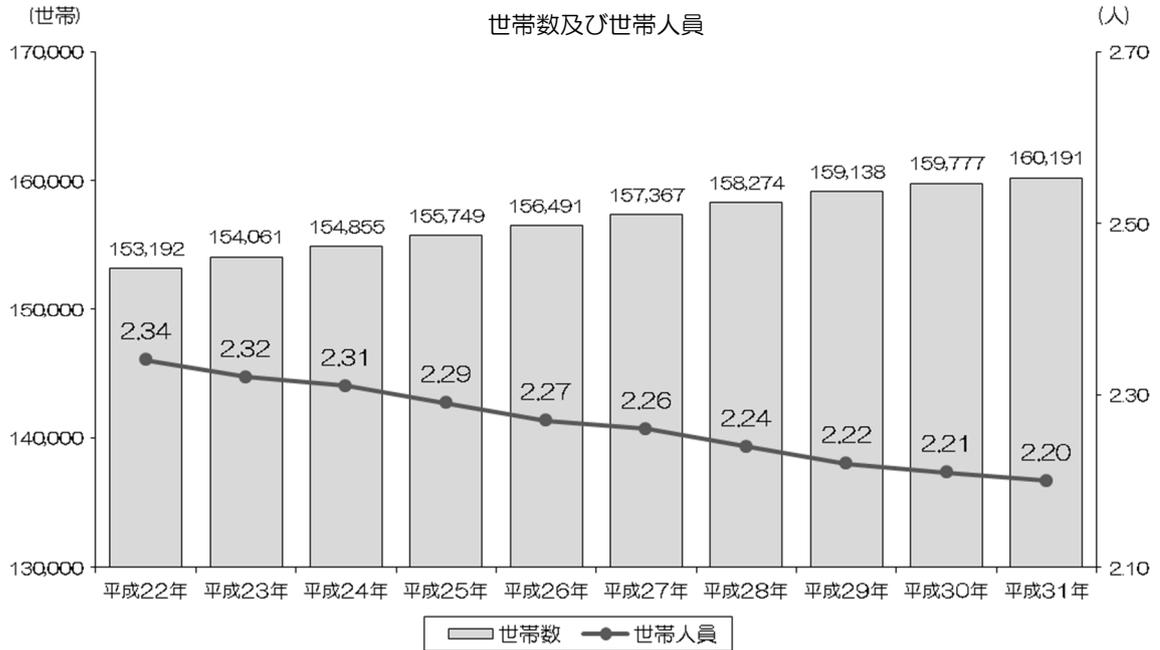


資料：大阪府主要健康福祉データ（各年1月～12月計）

(5) 世帯数の推移

① 世帯数の推移

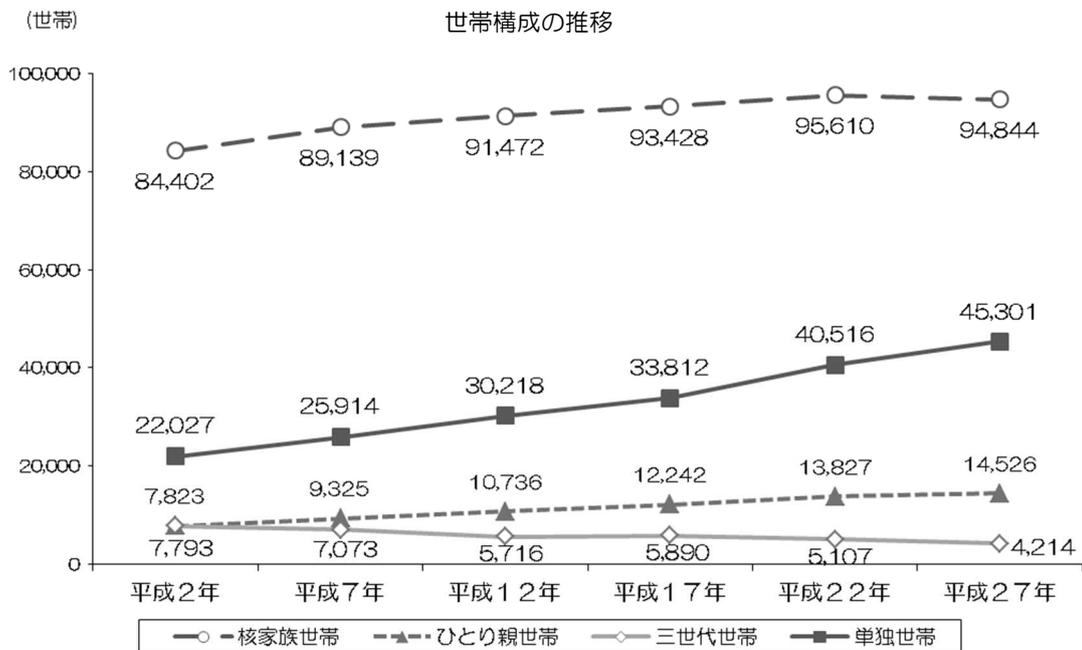
年々世帯数が増加している反面、1世帯あたりの世帯人員は減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

② 世帯構成の推移

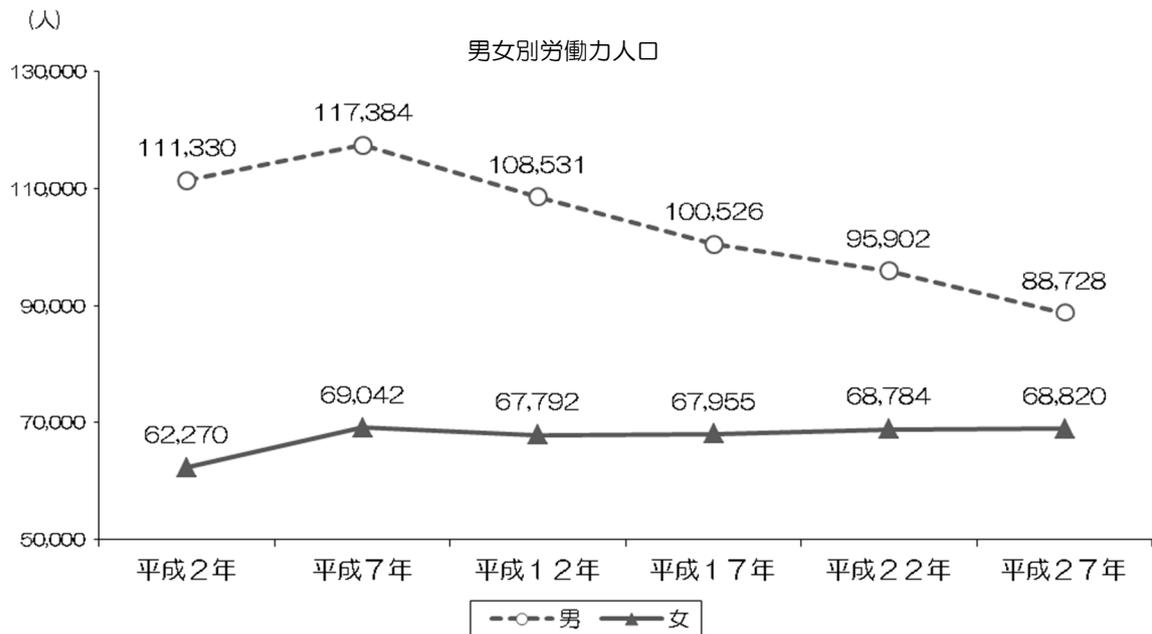
三世帯世帯が減少している反面、ひとり親世帯、単独世帯は増加傾向にあります。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(6) 男女別労働力人口

平成7年以降、女性の数はほぼ横ばいであるのに対し、男性の数は減少傾向にあります。

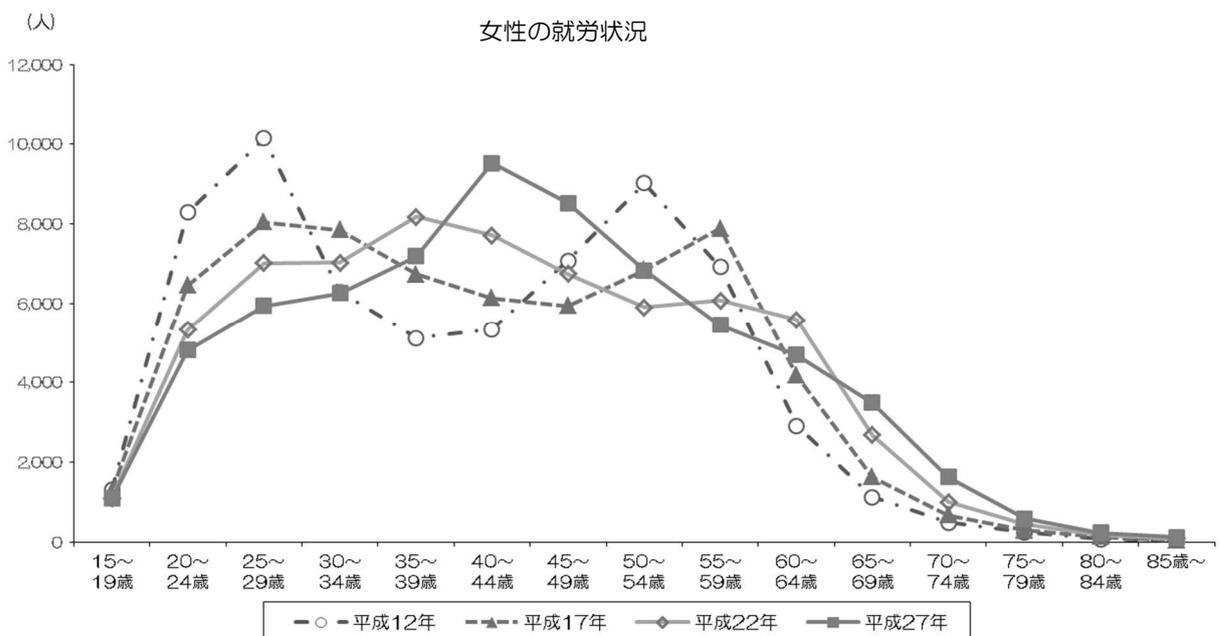


※労働力人口…15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者（就業したいと希望し、求職活動をしているが仕事をしていない人）を合わせたもの。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(7) 女性の就労状況

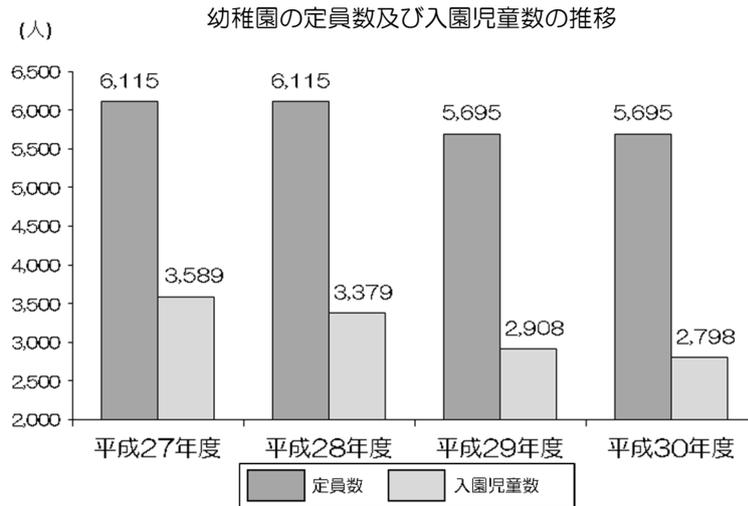
20歳代前半の減少と40歳代の増加により、M字型と言われてきたグラフの形状が山型へと変化してきています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(8) 認定こども園・保育所・幼稚園などの利用状況

① 幼稚園の利用状況の推移

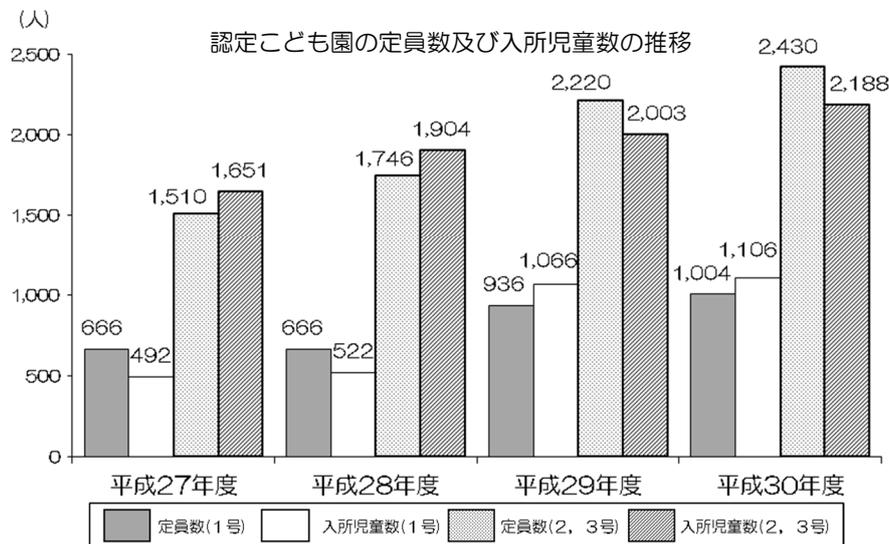


	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		公立 1号	私立 1号 (幼稚園希望の 2号含む)	公立 1号	私立 1号 (幼稚園希望の 2号含む)	公立 1号	私立 1号 (幼稚園希望の 2号含む)	公立 1号	私立 1号 (幼稚園希望の 2号含む)
か所数	か所	30		30		29		29	
		22	8	22	8	22	7	22	7
定員	人	6,115		6,115		5,695		5,695	
		3,465	2,650	3,465	2,650	3,465	2,230	3,465	2,230
入園児童数	人	3,589		3,379		2,908		2,798	
		1,290	2,299	1,192	2,187	1,049	1,859	929	1,869

※高槻市外に通園する児童を含まない。

(各年度5月1日現在)

② 認定こども園の利用状況の推移

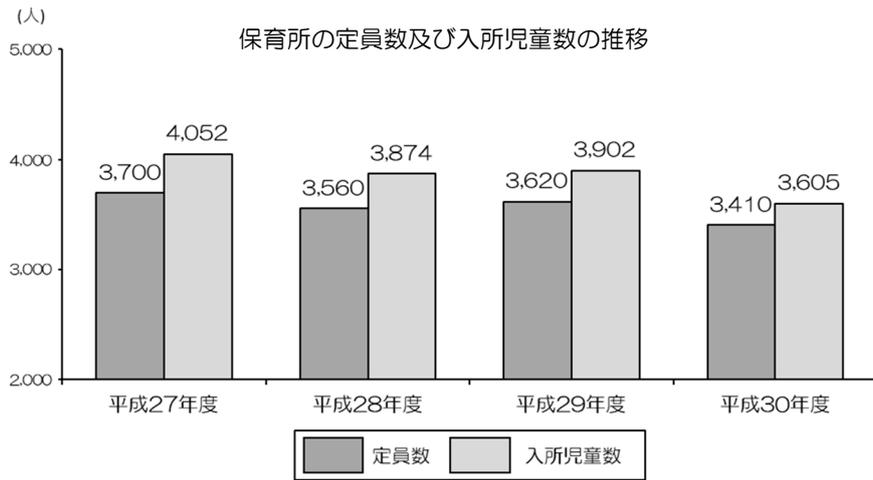


	単位	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度			
		公立		民間		公立		民間		公立		民間		公立		民間	
		1号	2, 3号	1号	2, 3号	1号	2, 3号	1号	2, 3号	1号	2, 3号	1号	2, 3号	1号	2, 3号	1号	2, 3号
か所数	か所	13				15				17				19			
		1	12	1	14	1	16	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18
定員数	人	190		1,986		190		2,222		190		2,966		190		3,244	
		116	74	550	1,436	116	74	550	1,672	116	74	820	2,146	116	74	888	2,356
入所児童数	人	155		1,988		172		2,254		158		2,911		143		3,151	
		72	83	420	1,568	88	84	434	1,820	75	83	991	1,920	63	80	1,043	2,108

※平成29年度以降は幼稚園型認定こども園1園を含む

(1号認定：各年度5月1日現在、2, 3号：各年度4月現在)

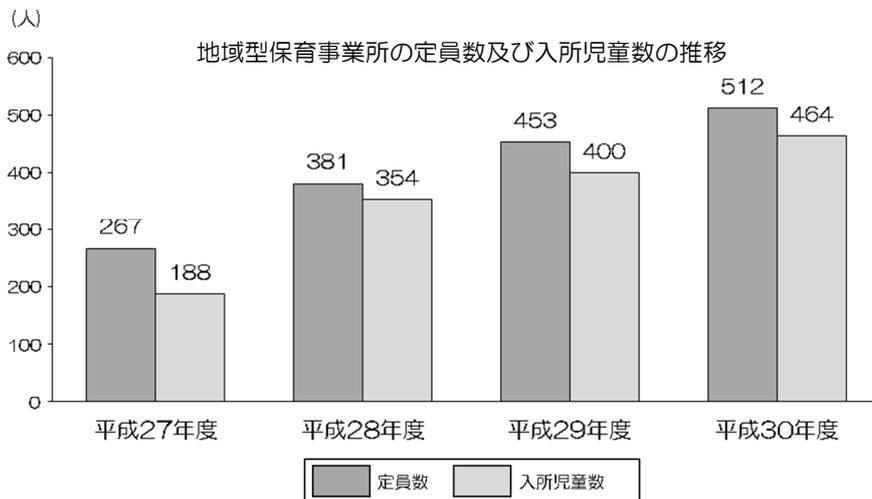
③保育所の利用状況の推移



	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		公立	民間	公立	民間	公立	民間	公立	民間
		2, 3号		2, 3号		2, 3号		2, 3号	
か所数	か所	37		36		36		34	
		13	24	13	23	13	23	13	21
定員数	人	3,700		3,560		3,620		3,410	
		1,340	2,360	1,340	2,220	1,340	2,280	1,340	2,070
入所児童数	人	4,052		3,874		3,902		3,605	
		1,535	2,517	1,542	2,332	1,549	2,353	1,533	2,072

(各年度4月現在)

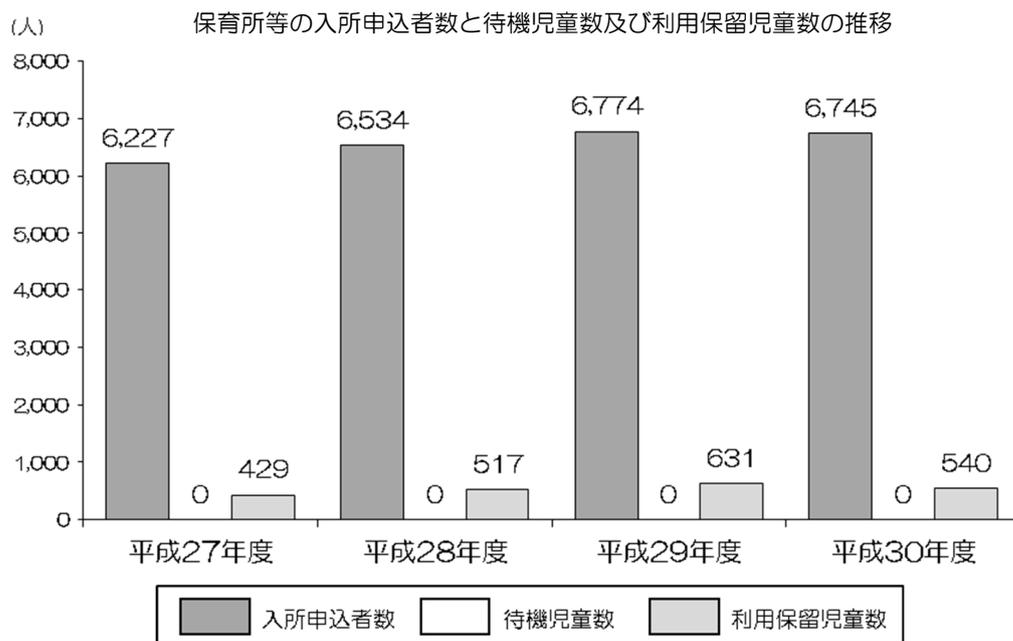
④地域型保育事業所の利用状況の推移



	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		小規模保育事業所	事業所内保育事業所	小規模保育事業所	事業所内保育事業所	小規模保育事業所	事業所内保育事業所	小規模保育事業所	事業所内保育事業所
		3号		3号		3号		3号	
か所数	か所	16		23		26		29	
		14	2	21	2	25	2	28	2
定員数	人	267		381		453		512	
		232	35	346	35	418	35	477	35
入所児童数	人	188		354		400		464	
		173	15	326	28	371	29	437	27

(各年度4月現在)

⑤保育所等の入所申込者数と待機児童数及び利用保留児童数の推移

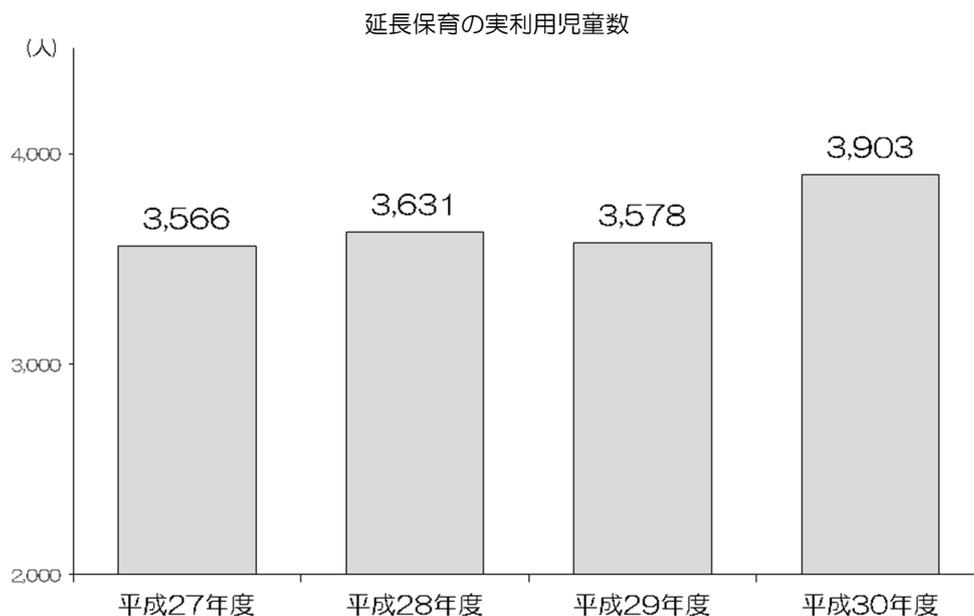


※「入所申込者数」は、新規申込者のみでなく、継続して利用の申込みをしている児童も含む。

※利用保留児童…保護者が求職活動を休止している者、他市の施設を利用希望していてできていない者、付近に保育所等がない等の事由による施設等の利用者、産休・育休明けの利用予約をしている者、他に利用可能な保育所を希望する施設等利用者

(各年度4月1日現在)

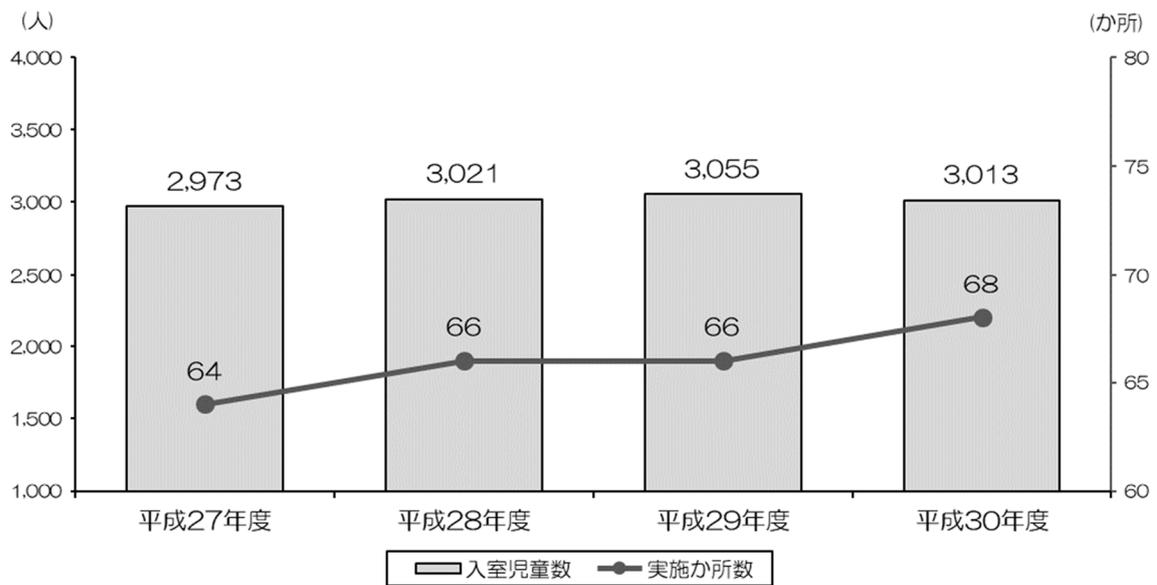
⑥延長保育の利用状況



(各年度実績)

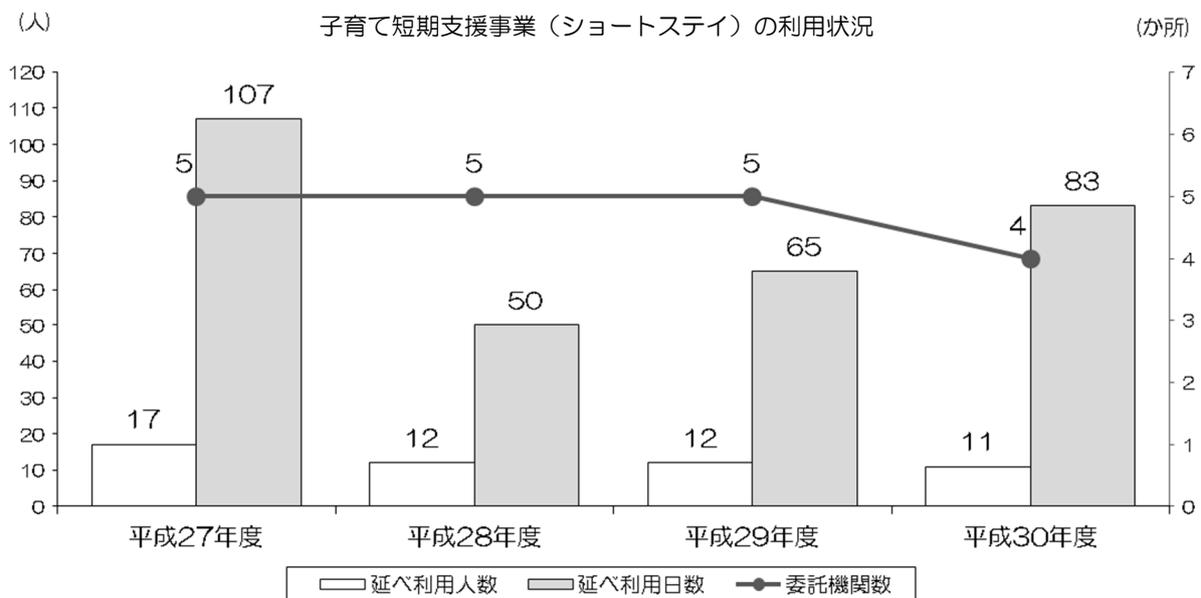
⑦学童保育の利用状況

学童保育の利用状況



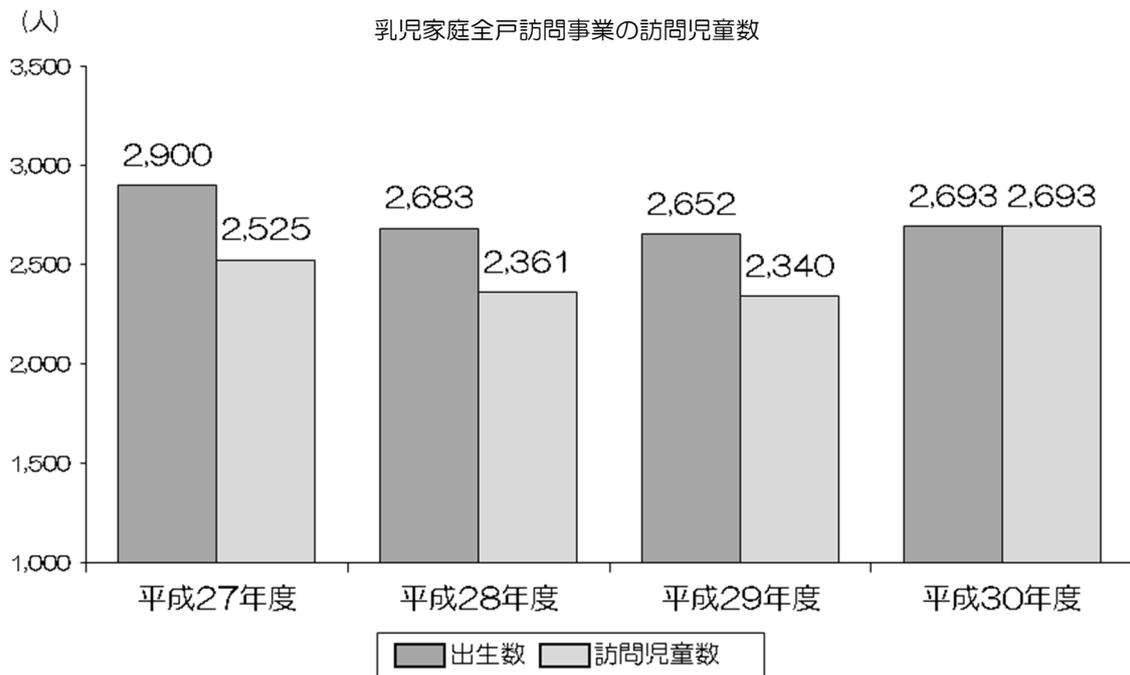
(各年度4月1日現在)

⑧子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用状況



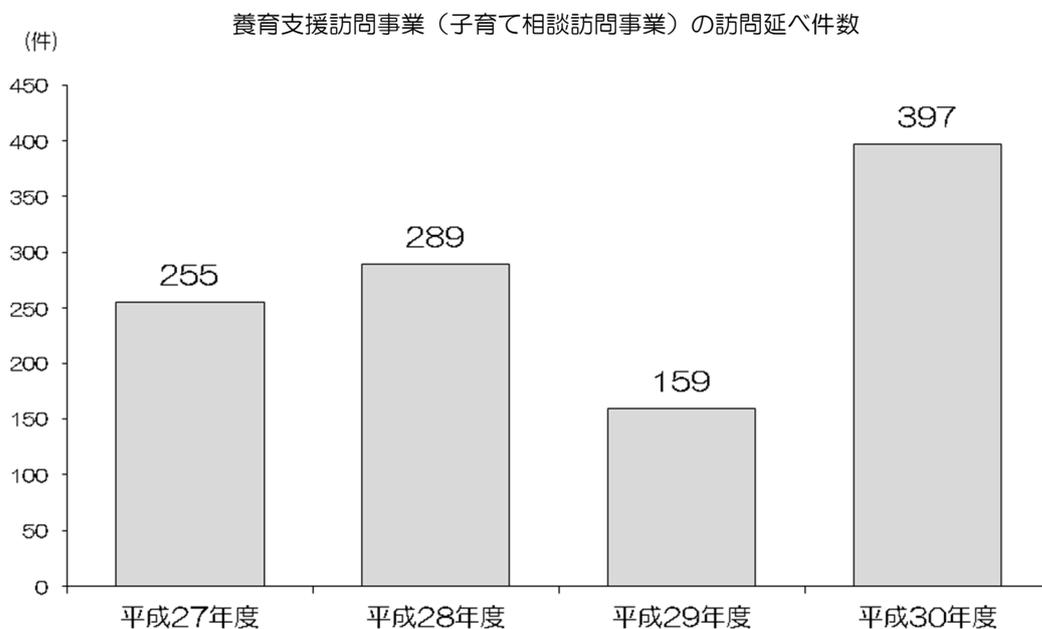
(各年度実績)

⑨乳児家庭全戸訪問事業の利用状況



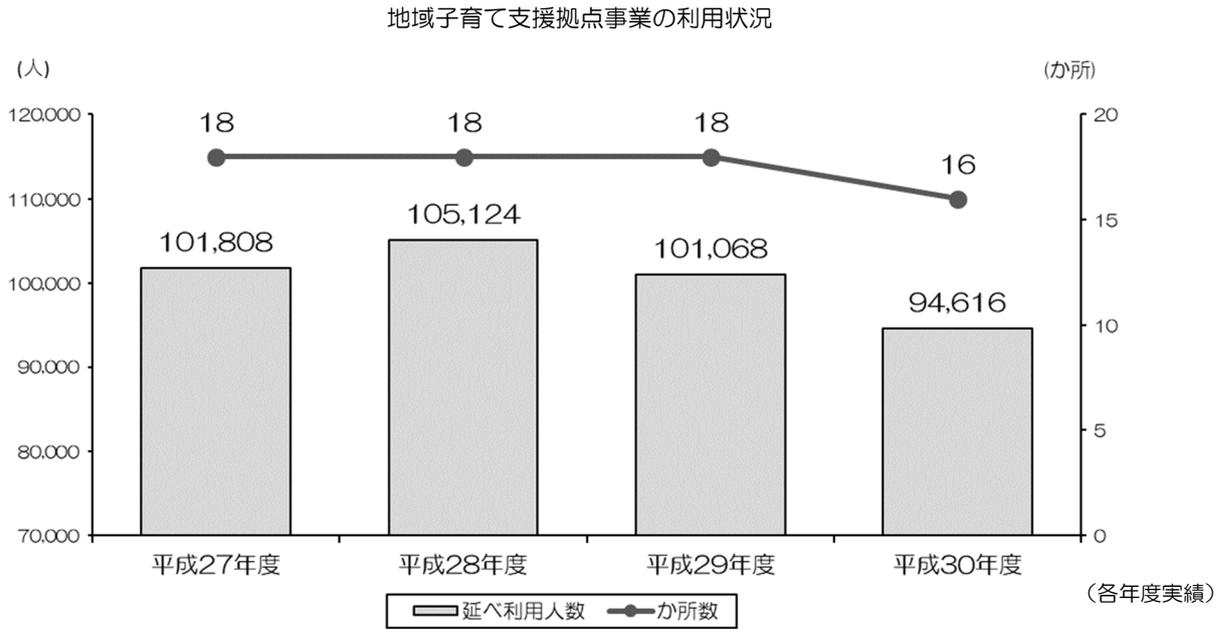
(各年度実績)

⑩養育支援訪問事業（子育て相談訪問事業）の利用状況

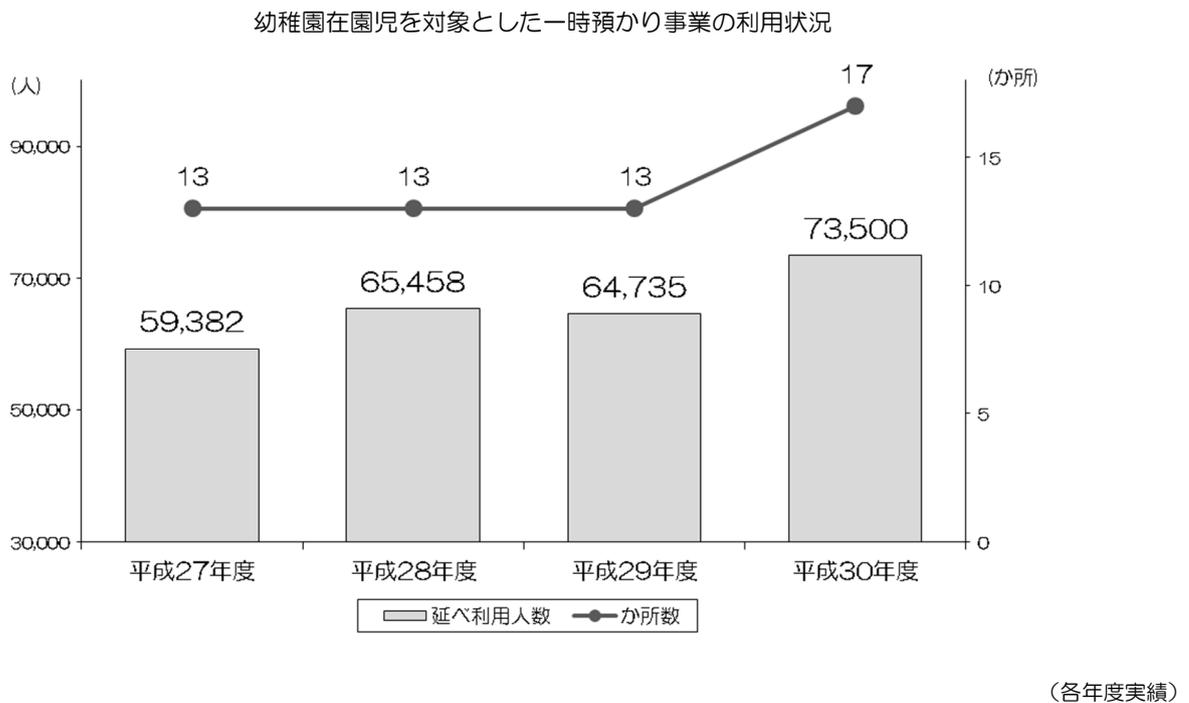


(各年度実績)

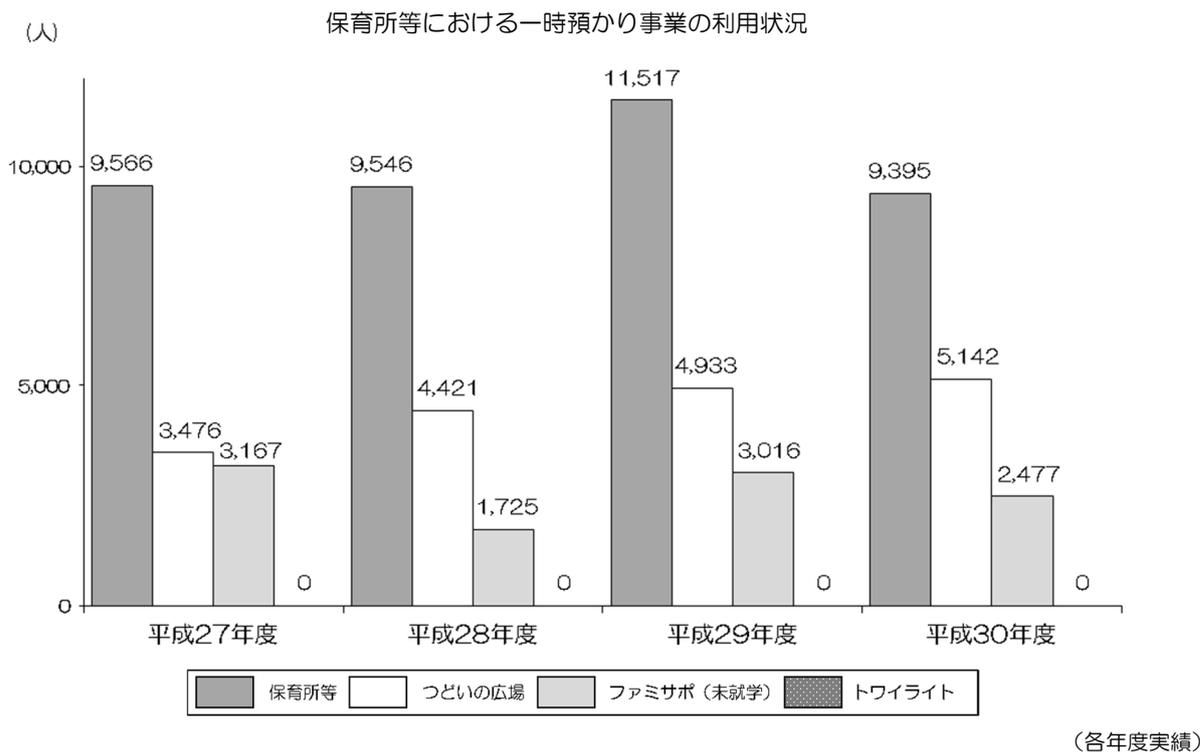
⑪地域子育て支援拠点事業の利用状況



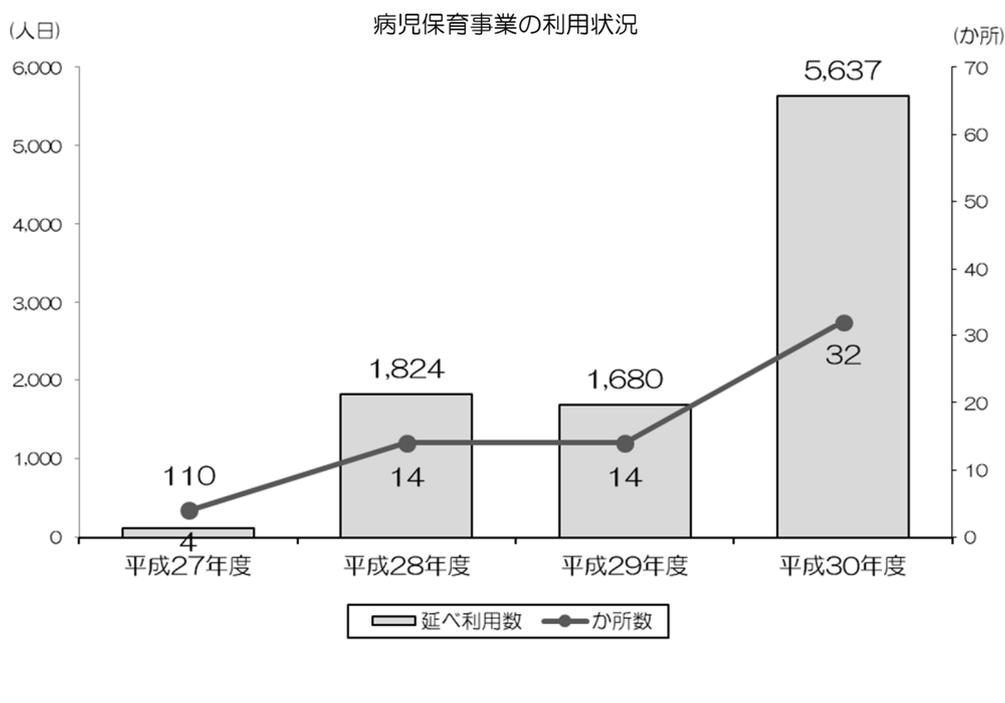
⑫幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業の利用状況



⑬保育所等における一時預かり事業の利用状況

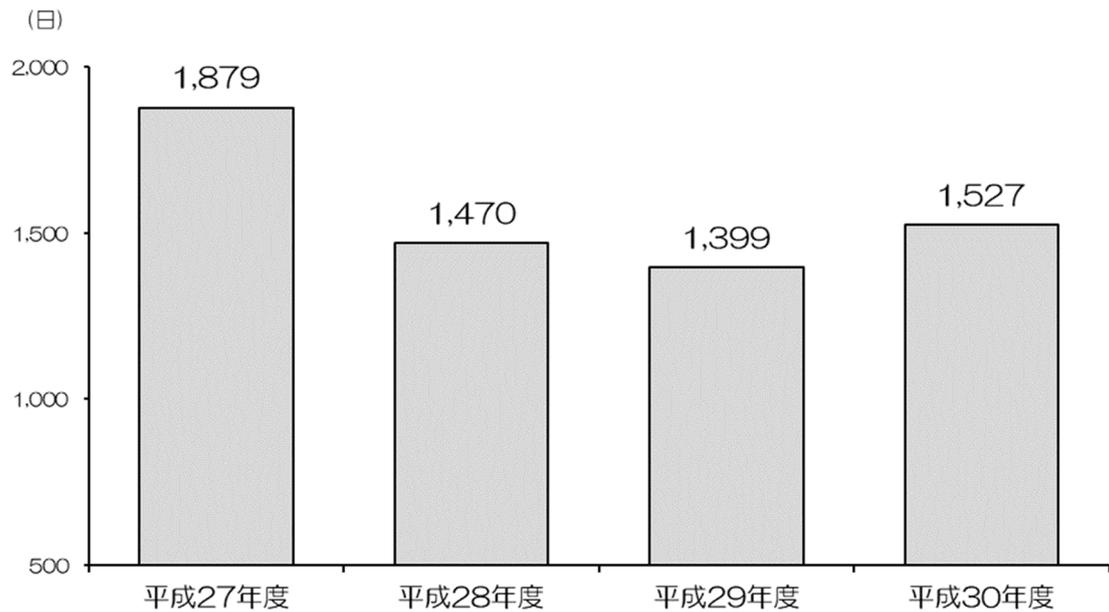


⑭病児保育事業の利用状況



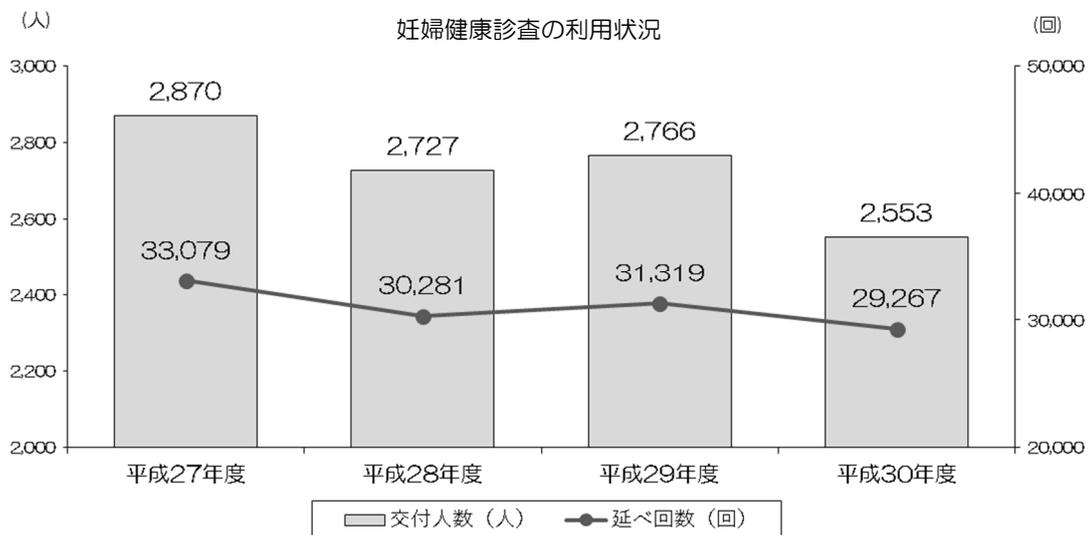
⑮ファミリー・サポート・センター事業の利用状況（※就学児童のみ）

ファミリー・サポート・センター事業の延べ利用日数



(各年度実績)

⑯妊婦健康診査の利用状況

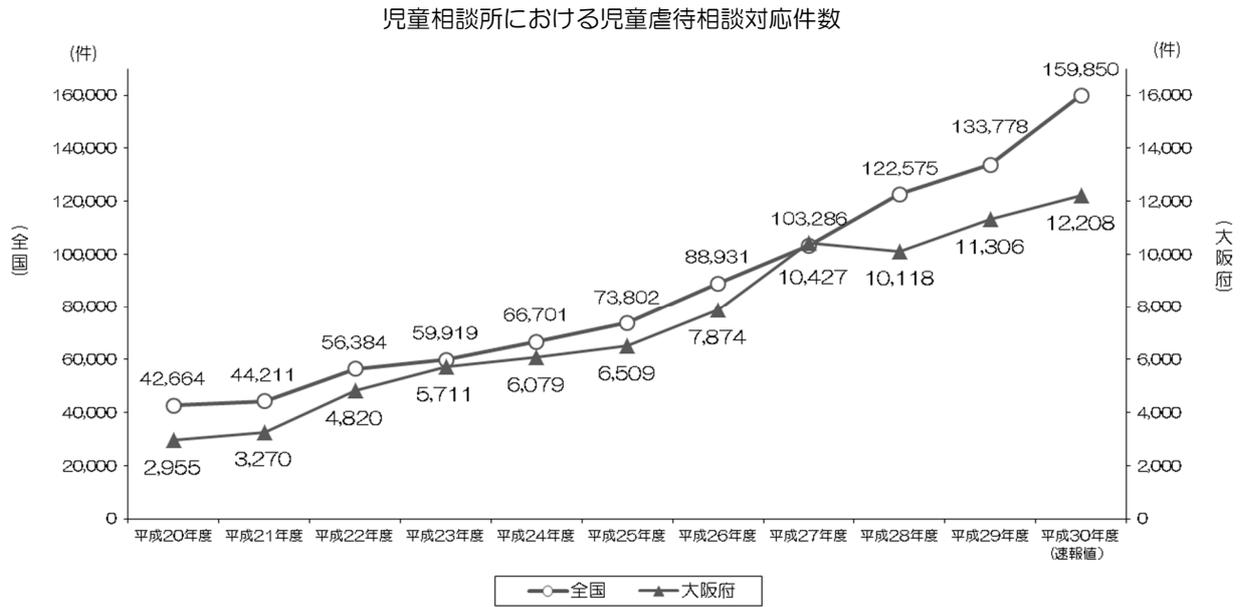


	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
交付人数	人	2,870	2,727	2,766	2,553
延べ回数	回	33,079	30,281	31,319	29,267
1人あたり平均使用枚数	枚	11.5	11.1	11.3	11.5

(各年度実績)

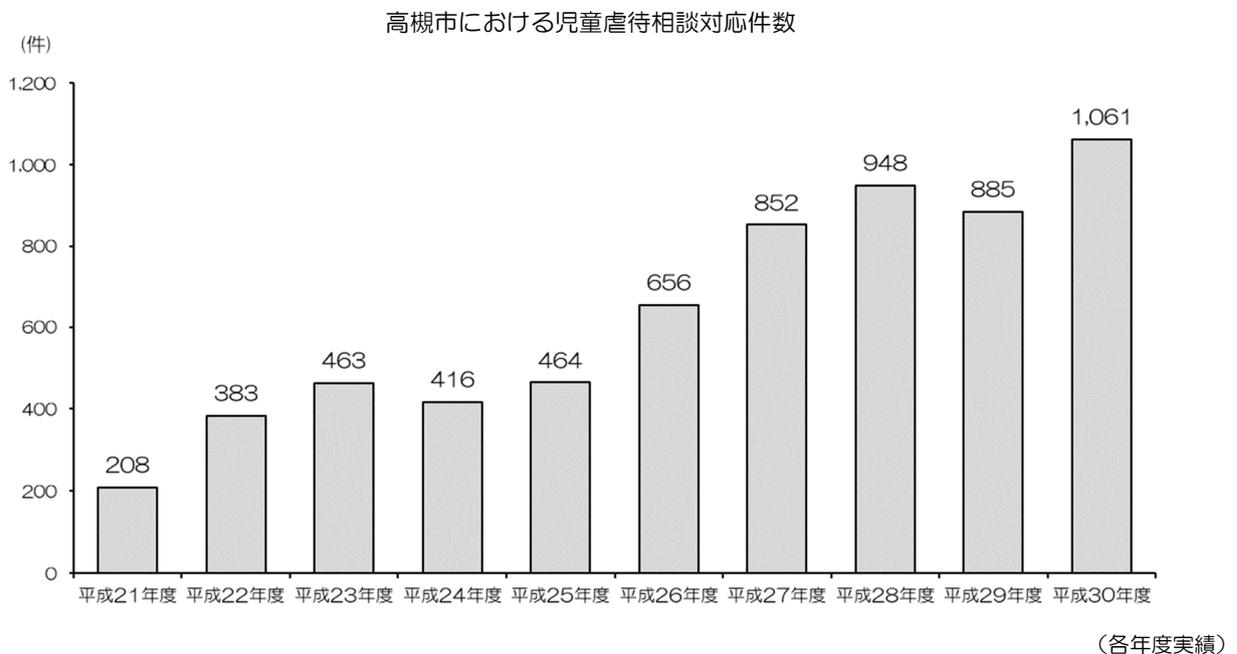
(9) 児童虐待の状況

①全国・大阪府の状況



資料：厚生労働省（各年度実績）

②高槻市の状況



2 本市の子育ての状況（ニーズ調査より）

（1）調査実施概要

①調査の目的

本計画の策定に係る基礎資料の取得を目的に、教育・保育、子育て支援に関するサービスの利用状況やニーズを把握する調査を実施しました。

②調査対象・定義

就学前児童：高槻市居住の就学前児童の保護者

小学生：高槻市居住の小学1年生から3年生児童の保護者

③調査期間

就学前児童：平成30年10月25日から平成30年11月15日

小学生：平成30年9月28日から平成30年10月19日

④調査方法

就学前児童：住民基本台帳より無作為抽出し、郵送により配布・回収

小学生：地区ごとに対象小学校を選定し、直接配布・回収

⑤配布数・有効回答数・有効回答率

【就学前児童】

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	無回答	合計
配布数	493	438	492	513	547	517	-	3000
有効回答数	331	251	302	321	333	311	29	1878
有効回答率	67.1%	57.3%	61.4%	62.6%	60.9%	60.2%	-	62.6%

【小学生】

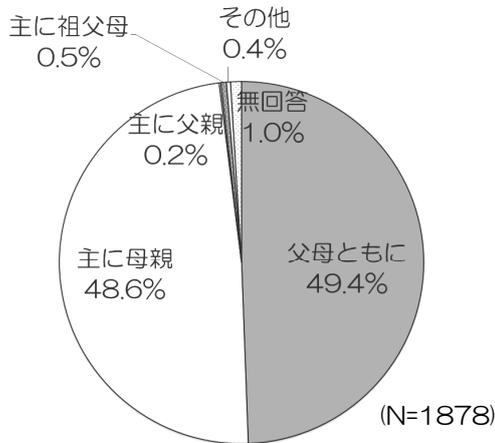
	小学1年	小学2年	小学3年	無回答	合計
配布数	649	636	671	-	1956
有効回答数	582	585	599	0	1766
有効回答率	89.7%	92.0%	89.3%	-	90.3%

(2) 調査結果の概要

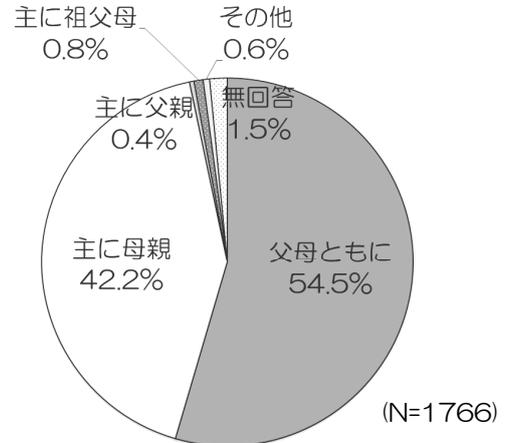
①子育ての主体者

「父母ともに」が就学前児童で49.4%、小学生で54.5%と最も多くなっています。

【就学前児童】



【小学生】



※ N=Number of case (有効回答者総数) を指します。(以降同じ)

②日ごろ子どもをみてもらえる親族・知人

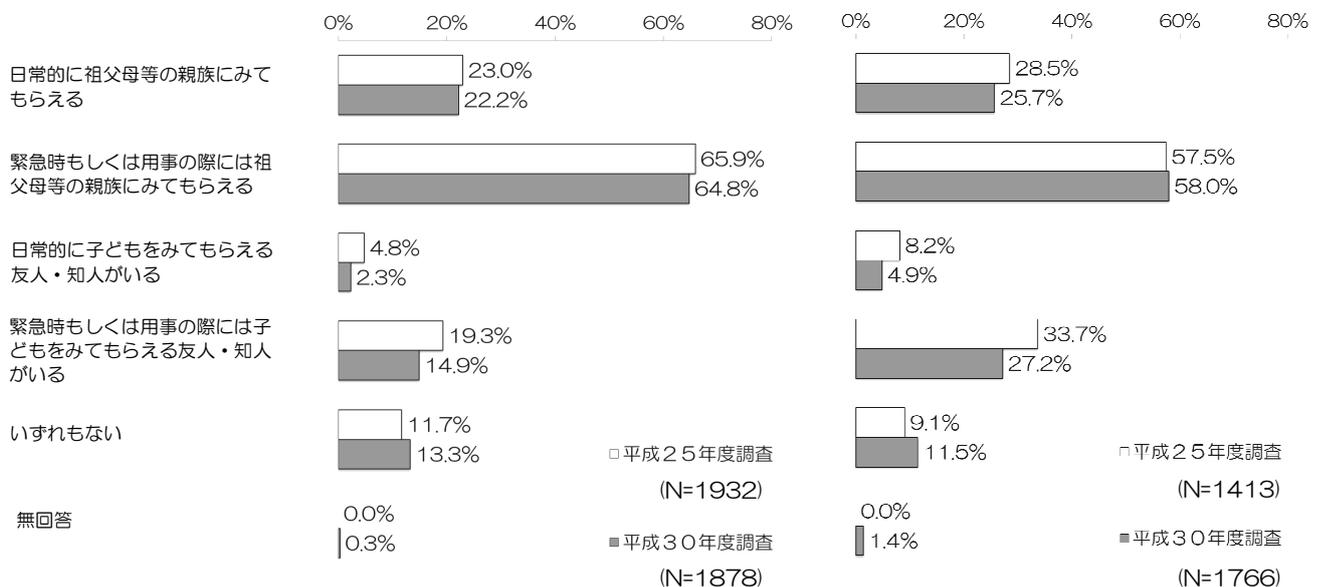
就学前児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が64.8%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が22.2%となっています。

小学生では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が58.0%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が27.2%となっています。

5年前と比べてともに、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が減っています。

【就学前児童】(複数回答)

【小学生】(複数回答)

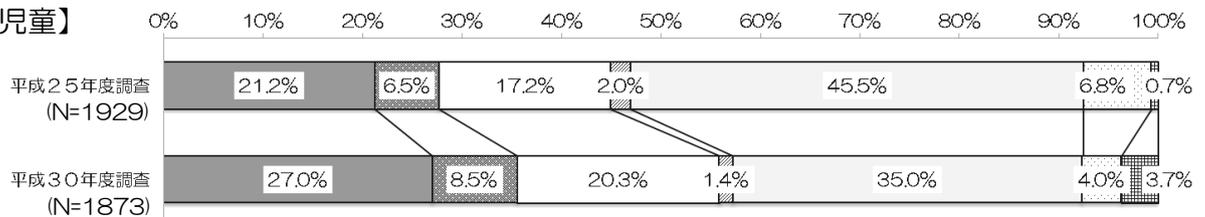


③母親の就労状況

就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が35.0%で最も多くなっており、小学生では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が40.0%で最も多くなっています。

5年前と比べて、「産休・育休・介護休業中も含めて現在就労している」の割合が就学前児童では10.3%、小学生では12.6%増加しています。

【就学前児童】



【小学生】



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▨ パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中である
- ▩ 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

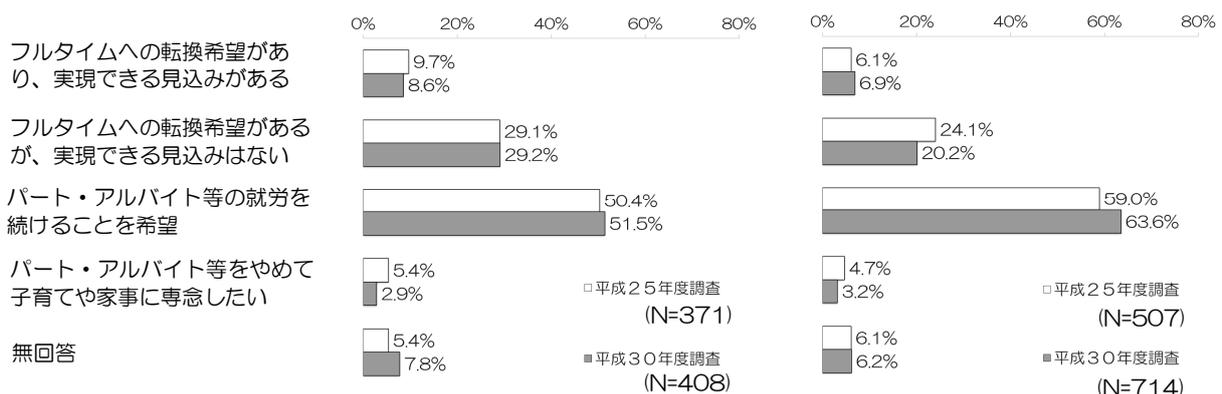
④母親のパート・アルバイト等就労のフルタイムへの転換希望

就学前児童では「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が51.5%で最も多くなっており、小学生でも「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が63.6%で最も多くなっています。

5年前と比べてともに、大きな変化はみられません。

【就学前児童】

【小学生】



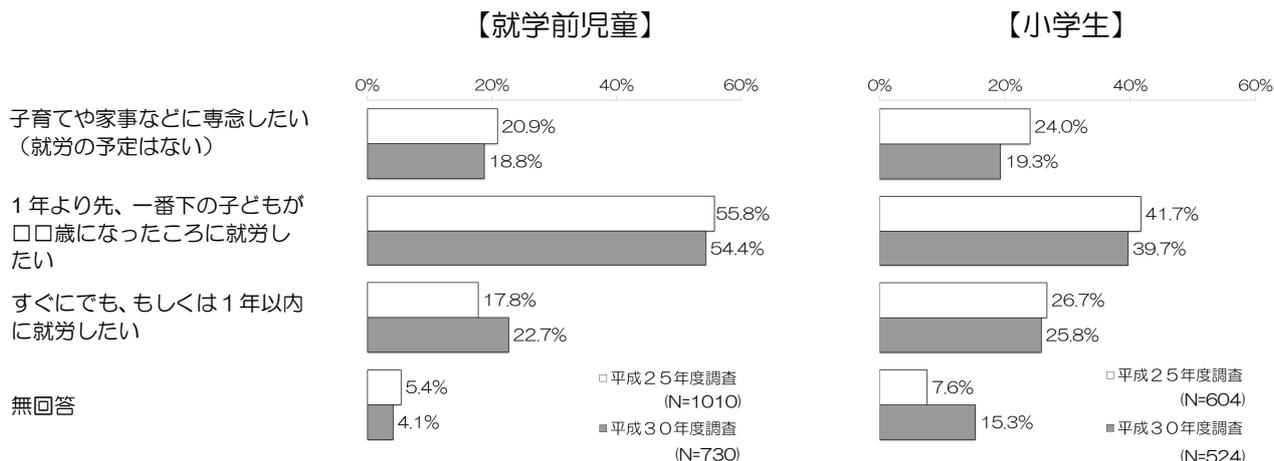
⑤就労していない母親の就労希望

「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」の割合が就学前児童では54.4%、小学生で39.7%と最も多くなっています。

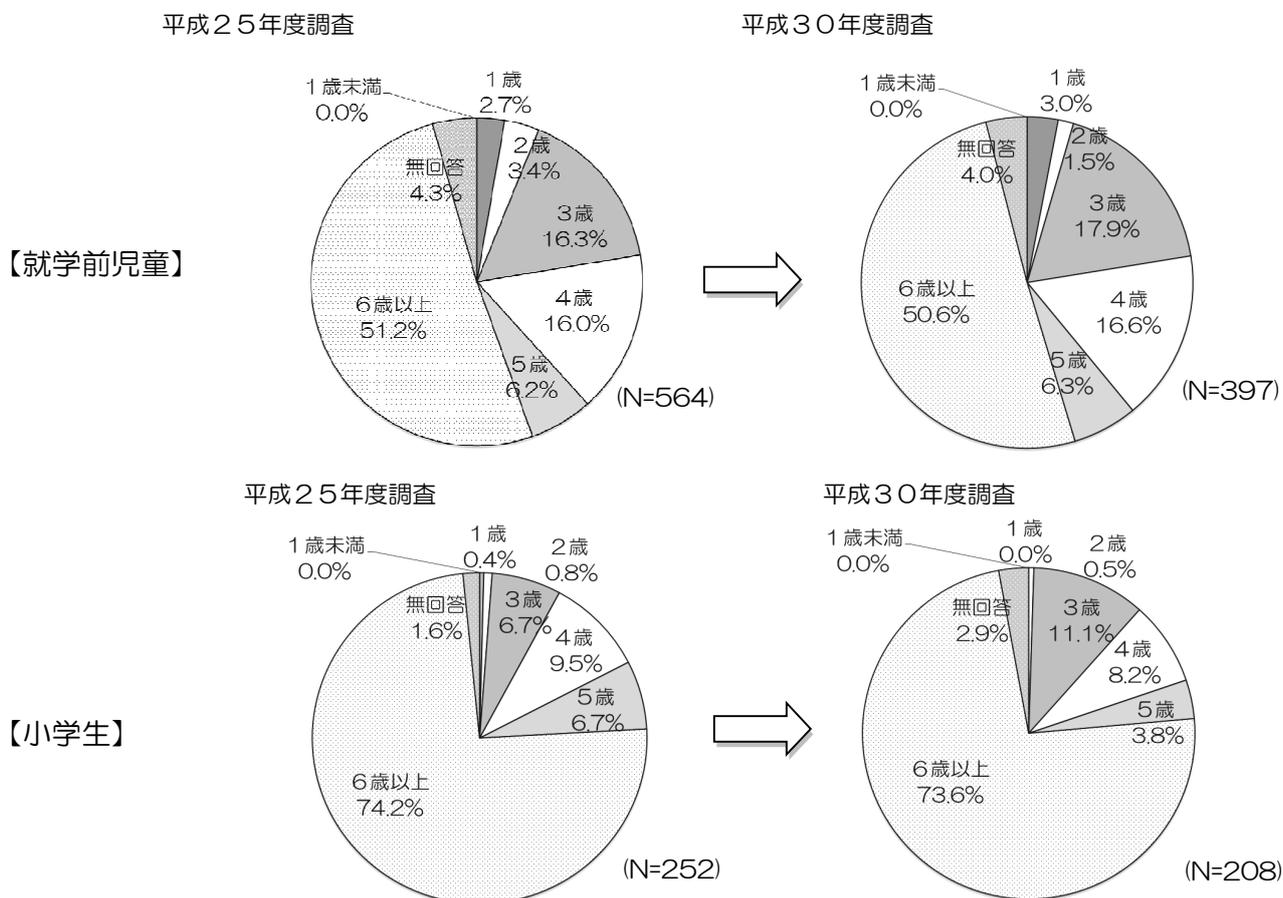
5年前と比べてともに、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が減っています。

就労希望時期の末子の年齢では、就学前児童、小学生ともに「6歳以上」の割合が最も多く、次に「3歳」、「4歳」の割合が多くなっています。

〔母親の就労希望〕



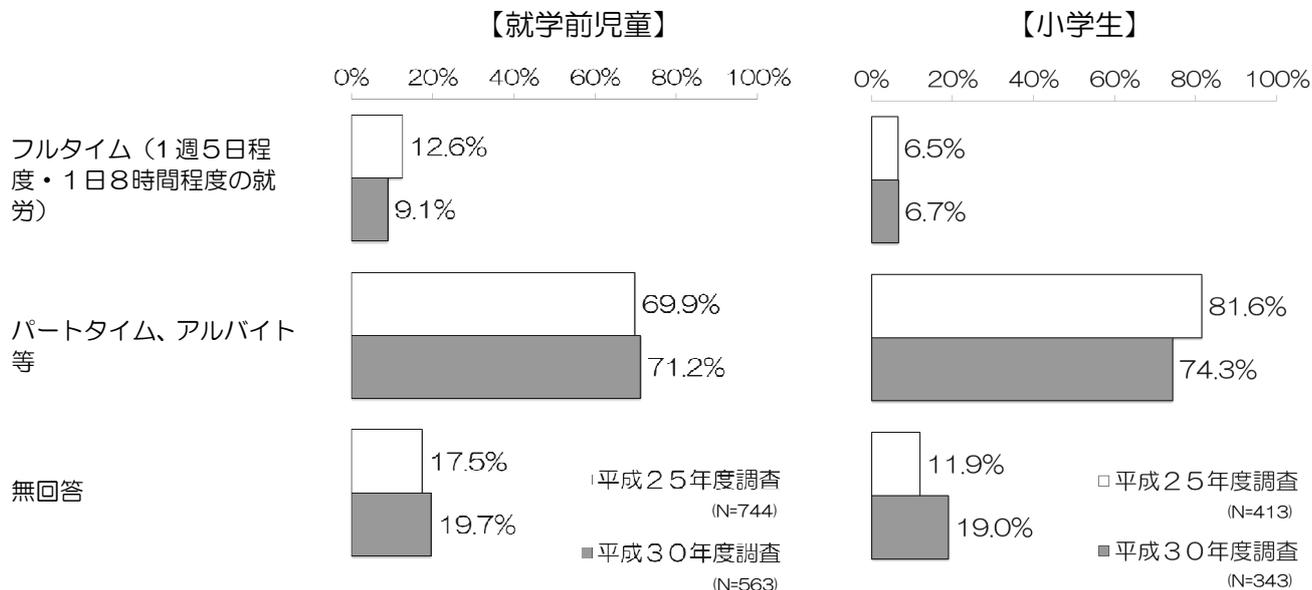
〔就労希望時期の末子の年齢〕



希望就労形態では、就学前児童、小学生ともに「パートタイム、アルバイト等」の割合が最も多くなっています。

5年前と比べてともに、大きな変化はみられません。

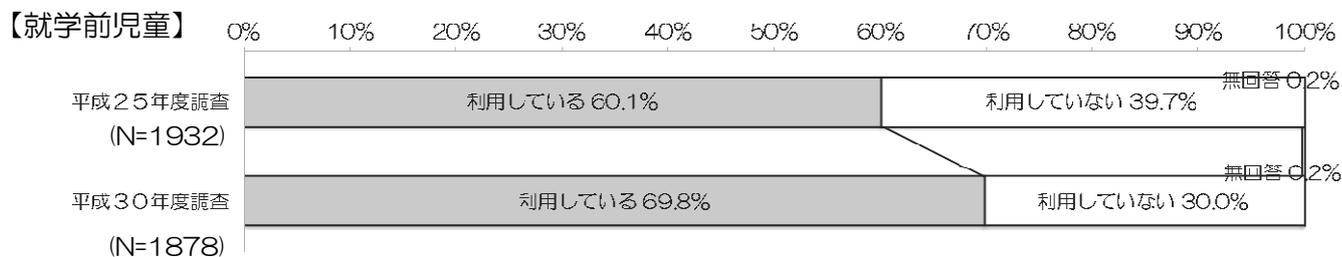
〔母親の希望就労形態〕



◎平日における定期的な幼稚園・保育所・認定こども園などの利用状況と今後の利用希望

「利用している」の割合が69.8%、「利用していない」の割合が30.0%となっています。5年前と比べて、「利用している」の割合が増え、「利用していない」の割合が減っています。

〔幼稚園・保育所・認定こども園などの利用状況〕



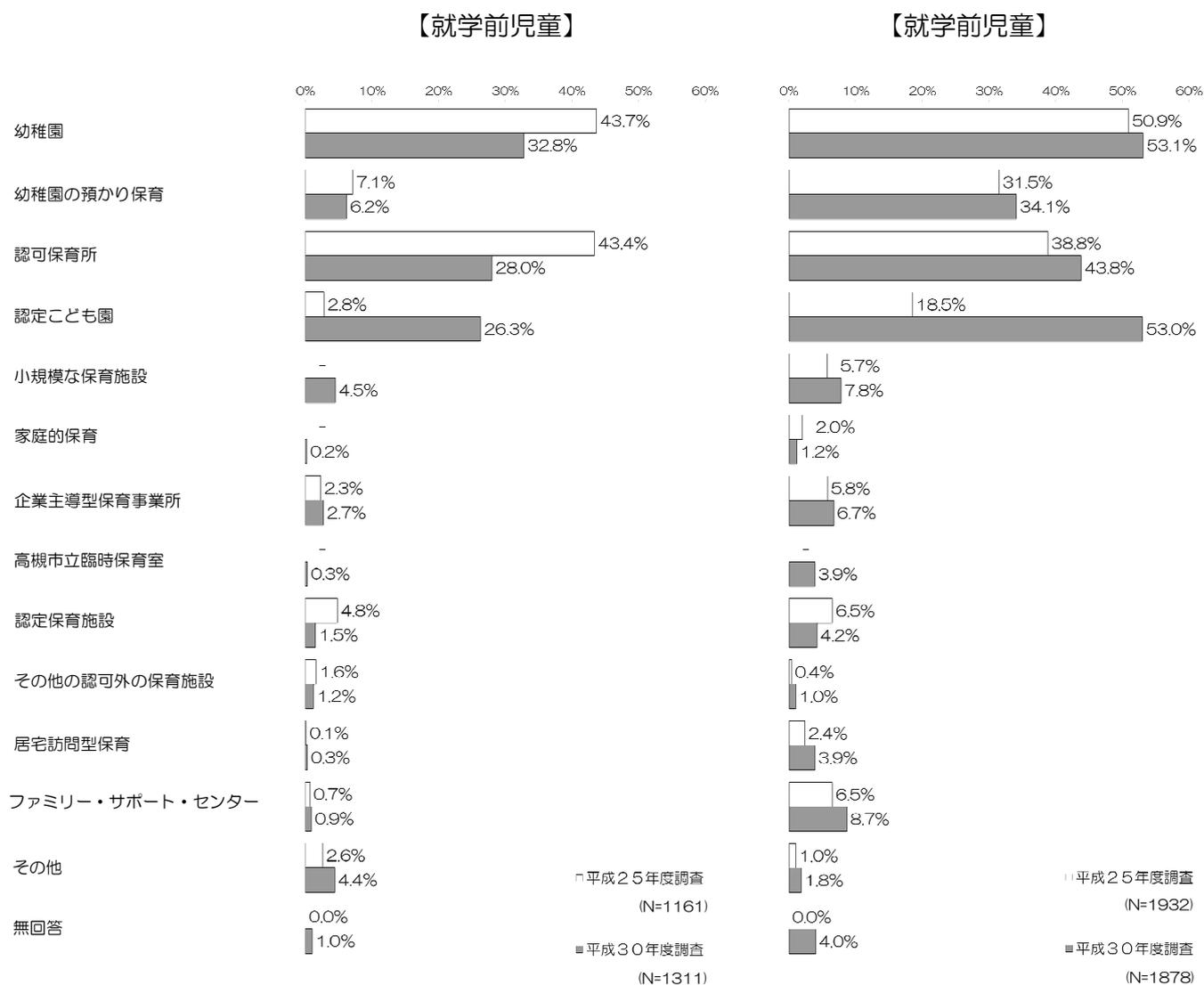
利用している施設やサービスでは、「幼稚園」の割合が32.8%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が28.0%、「認定こども園」の割合が26.3%になっています。

5年前と比べて、「認定こども園」の割合が増え、「幼稚園」「認可保育所」の割合が減っています。

希望する施設やサービスでは、「幼稚園」の割合が53.1%と最も高く、次いで「認定こども園」53.0%、「認可保育所」43.8%になっています。

5年前と比べて、「認定こども園」の割合が大きく増えています。

〔利用している施設やサービス〕（複数回答） 〔希望する施設やサービス〕（複数回答）



※「企業主導型保育事業所」の平成25年度調査欄は、「事業所内保育施設」の数値が表示されており、「家庭的保育」及び「高槻市立臨時保育室」は平成30年度調査で新たに追加しました。

⑦平日に定期的に幼稚園・保育所・認定こども園などを利用していない理由等

「子どもの母親や父親がみているため」の割合が60.9%と最も高く、次いで「子どもがまだ小さいため（□□歳くらいになったら利用しようと考えている）」の割合が43.5%、「利用したいが、教育・保育の施設やサービスに空きがないため」の割合が20.2%となっています。

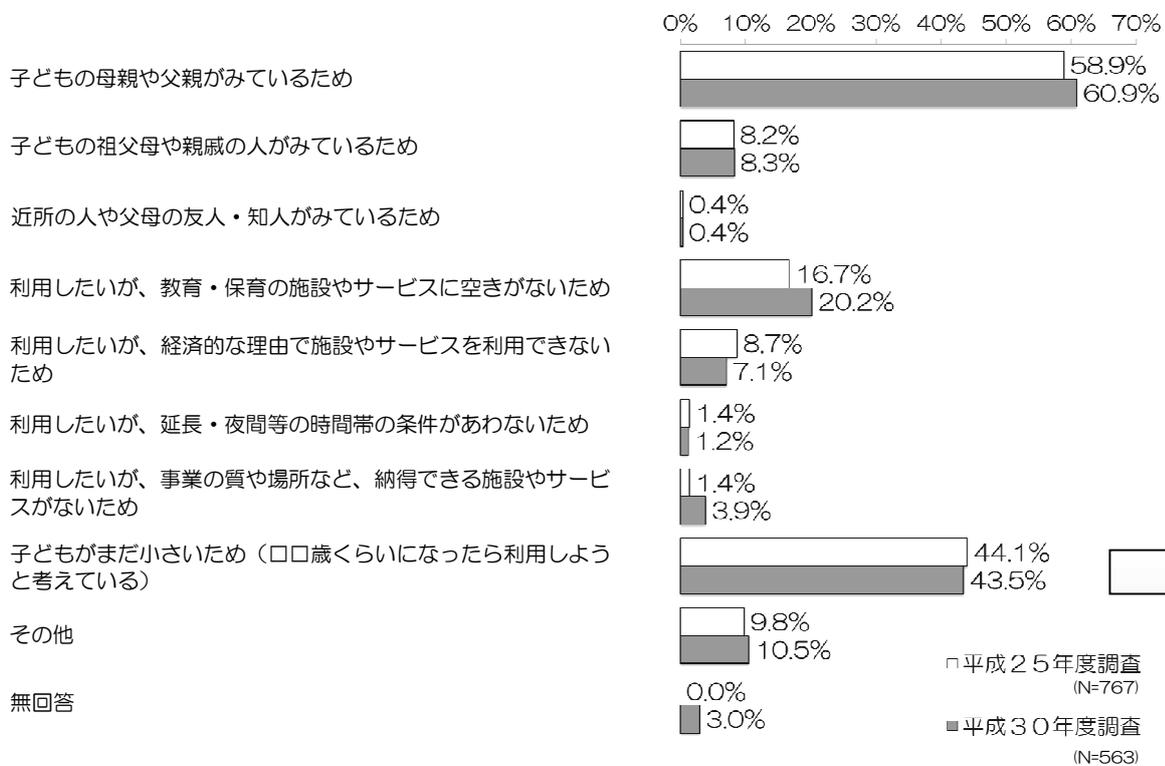
5年前と比べて、大きな変化はみられません。

利用したい児童の年齢は「3歳」の割合が41.2%と最も多く、次いで「1歳」の割合が21.6%、「4歳」の割合が13.1%となっています。

5年前と比べて特に「3歳」の割合が増えています。

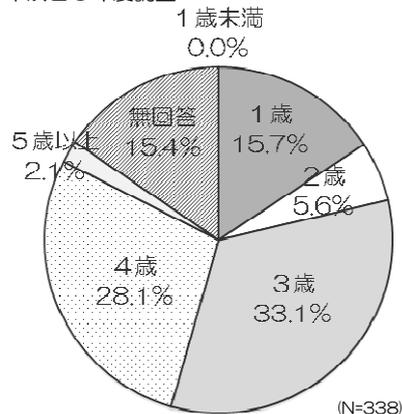
〔幼稚園・保育所・認定こども園などを利用していない理由〕（複数回答）

【就学前児童】

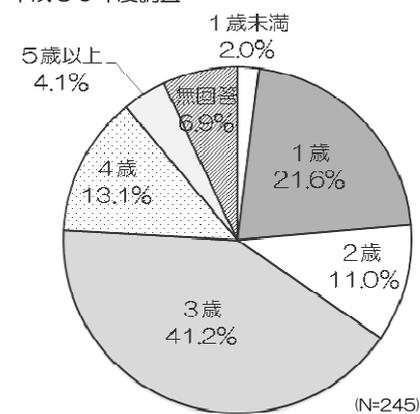


〔利用したい児童の年齢〕

平成25年度調査



平成30年度調査

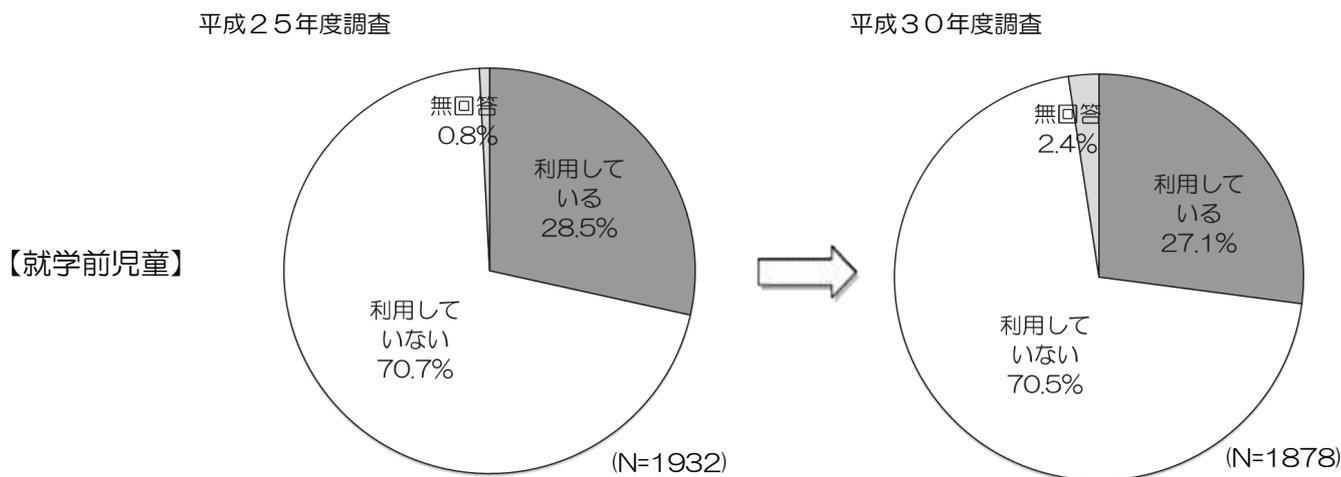


⑧地域子育て支援拠点事業の利用状況と今後の利用希望

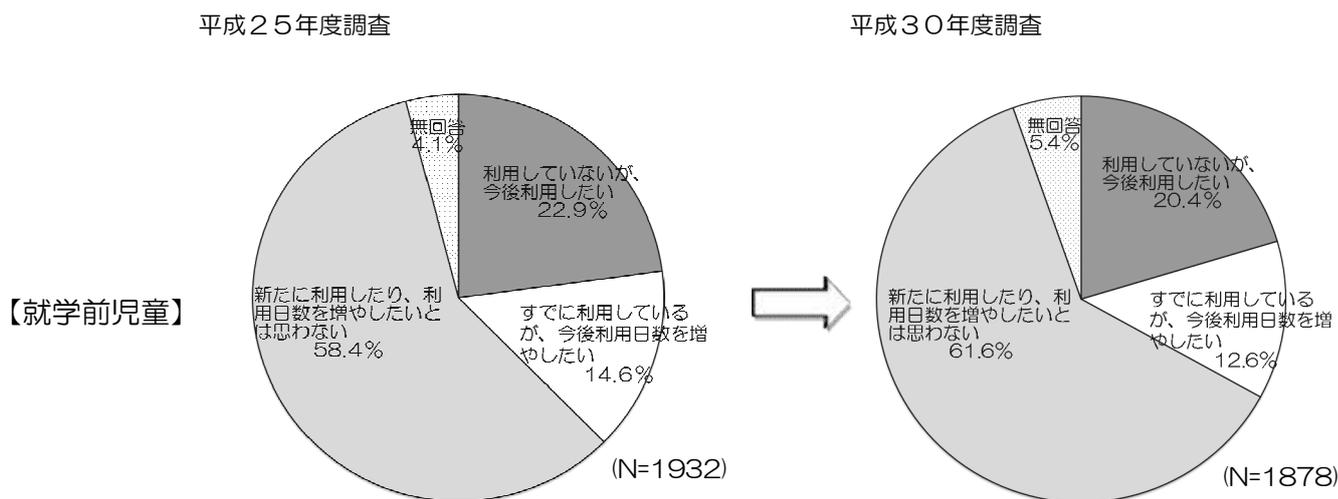
「利用している」の割合が27.1%、「利用していない」の割合が70.5%となっています。
 今後の利用希望は「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が61.6%と最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が20.4%となっています。

5年前と比べてともに、大きな変化はみられません。

〔利用状況〕



〔今後の利用希望〕



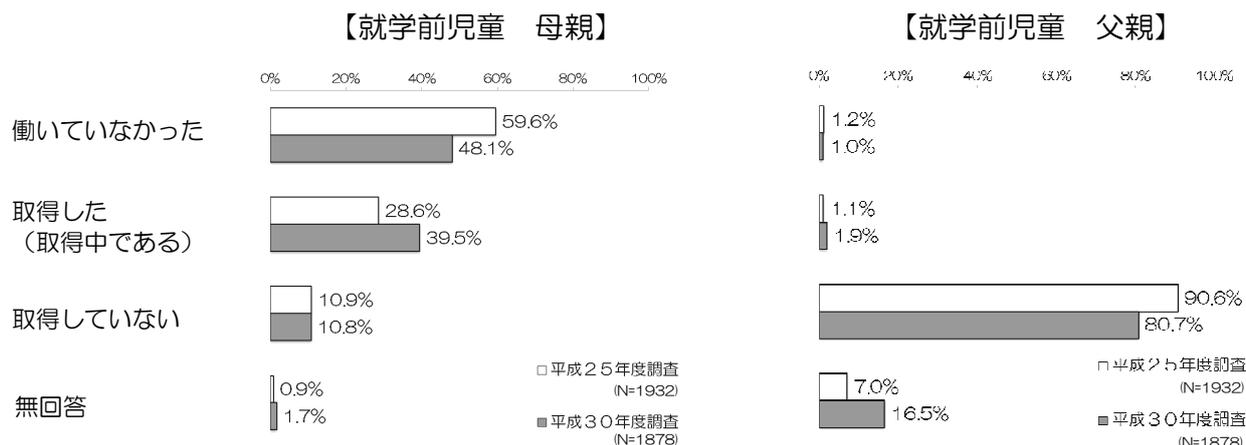
⑨育児休業の取得状況等

取得状況では、母親は「働いていなかった」の割合が48.1%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が39.5%となっており、5年前と比べて「取得した（取得中である）」の割合が増え、「働いていなかった」の割合が減っています。

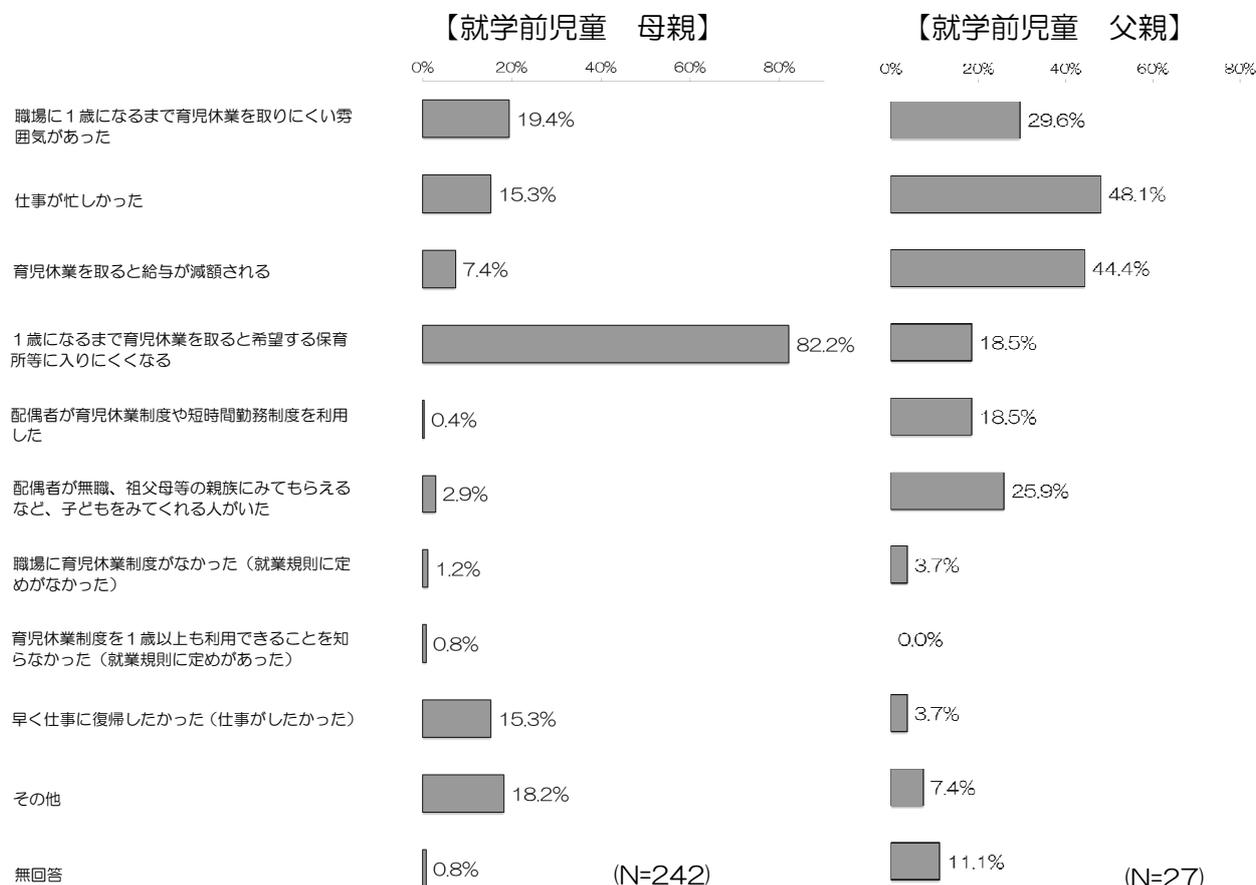
父親では「取得していない」の割合が80.7%と最も多くなっています。

育児休業後の実際の復帰時期が0歳の間と回答した方が、1歳まで取得しなかった（できなかった）理由では、母親は「1歳になるまで育児休業を取ると希望する保育所等に入りにくくなる」の割合が82.2%と最も高くなっています。

〔取得状況〕



〔育児休業後の実際の復帰時期が0歳の間と回答した方が、1歳まで取得しなかった（できなかった）理由〕（複数回答）



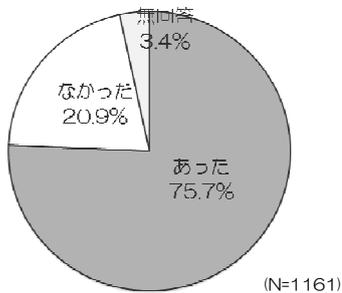
⑩児童の傷病時の対応と病児・病後児のための保育施設等の利用状況と利用希望

「あった」の割合が85.0%、「なかった」の割合が12.1%となっています。
 利用できなかったときの対処方法は「母親が休んだ」の割合が71.6%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が37.3%、「父親が休んだ」の割合が28.0%となっています。
 病児・病後児保育施設等の利用希望は「できれば利用したい」の割合が38.8%、「利用したいと思わない」の割合が60.2%となっています。
 5年前と比べてともに、大きな変化はみられません。

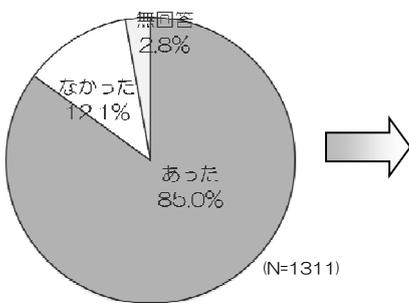
〔病気やケガで幼稚園、保育所、認定こども園の施設やサービスを利用できなかったことの有無〕

【就学前児童】

平成25年度調査



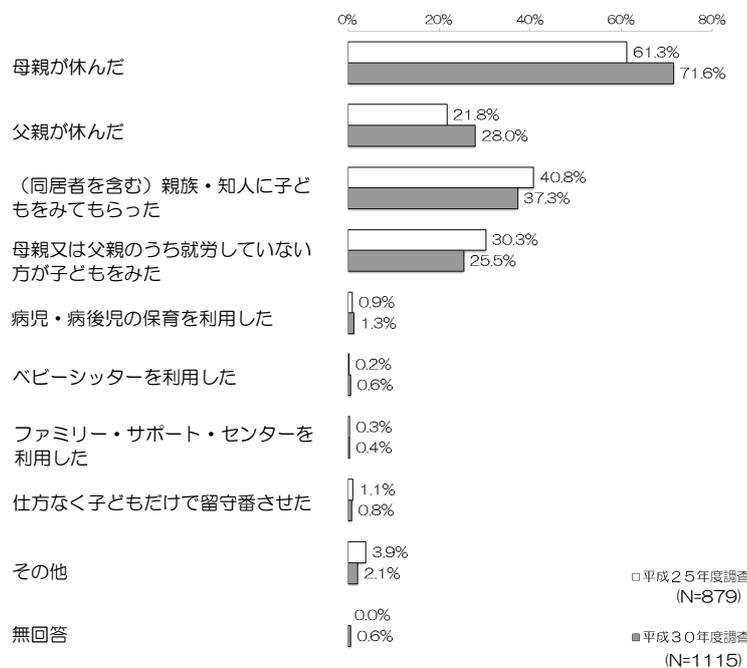
平成30年度調査



〔利用できなかったときの直近1年間の対処方法〕

(複数回答)

【就学前児童】

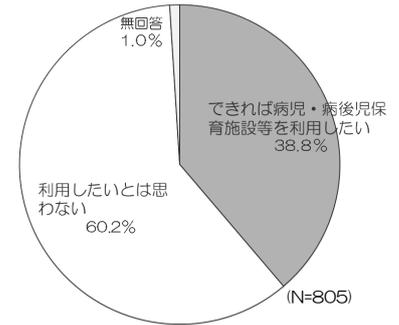
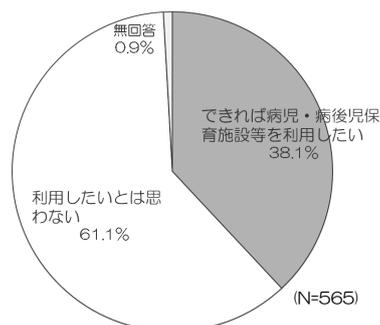


〔病児・病後児保育施設等の利用希望〕

平成25年度調査

平成30年度調査

【就学前児童】



⑪不定期な幼稚園・保育所・認定こども園等での一時預かりの利用希望と利用目的

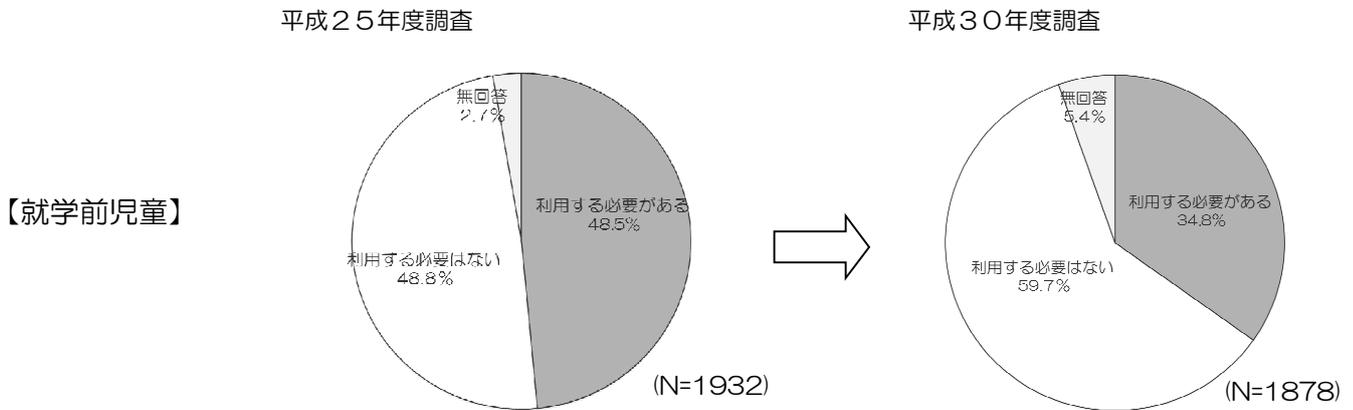
利用希望は、「利用する必要がある」の割合が34.8%、「利用する必要はない」の割合が59.7%となっています。

5年前と比べて、「利用する必要はない」の割合が増え、「利用する必要がある」が減っています。

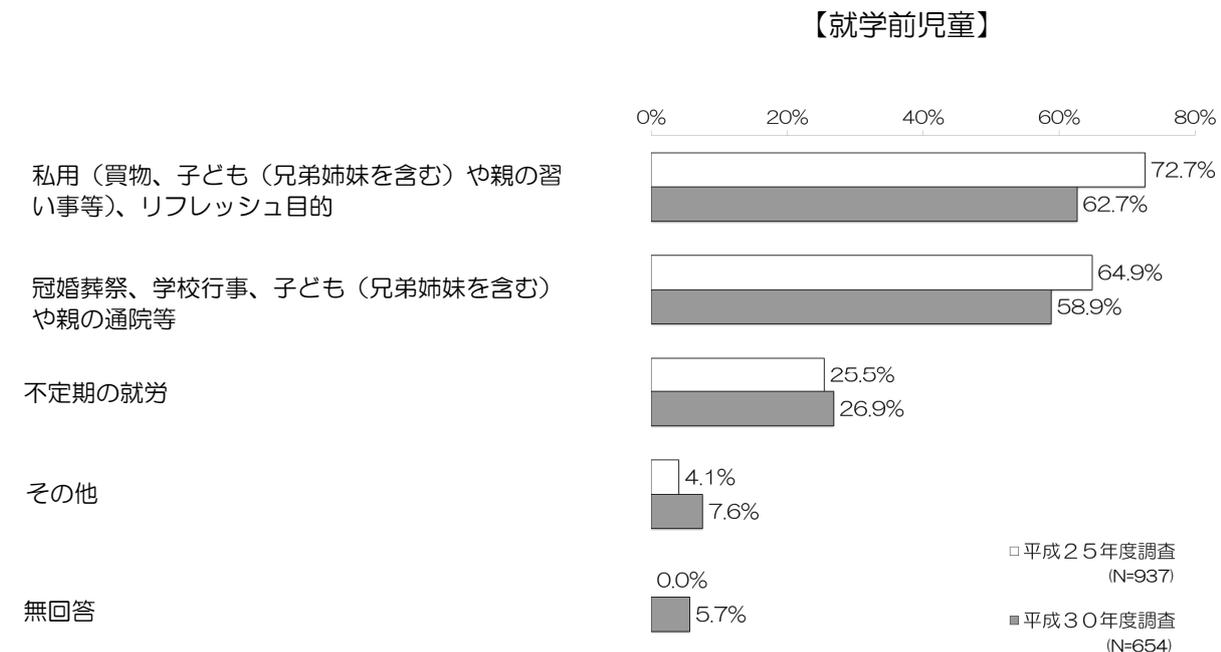
利用目的をみると「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」の割合が62.7%と最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」の割合が58.9%、「不定期の就労」の割合が26.9%となっています。

5年前と比べて、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」の割合が減り、「不定期の就労」「その他」が増えています。

〔利用希望〕



〔利用目的〕（複数回答）



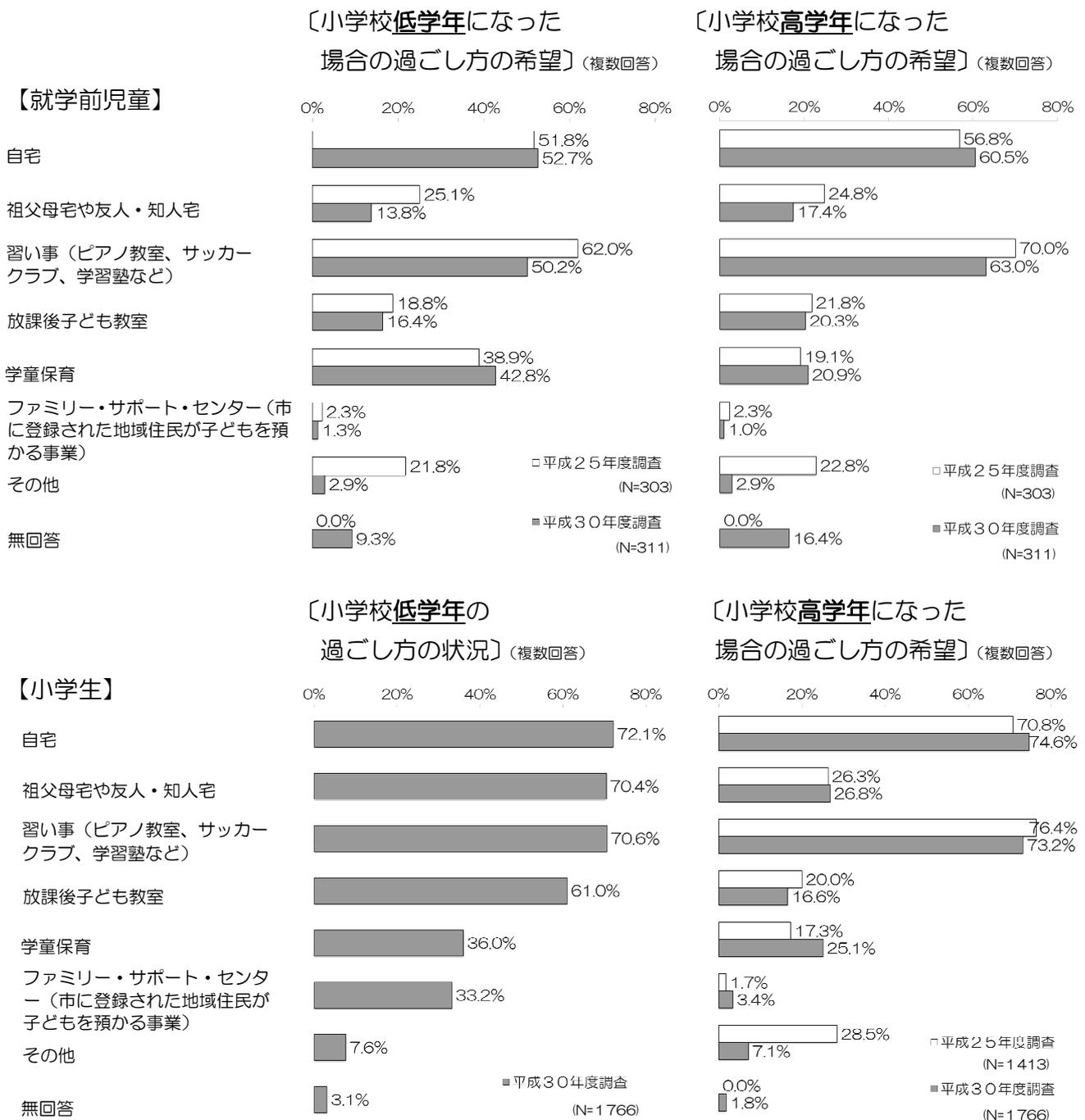
⑫小学校就学後の放課後の過ごし方の希望や状況

就学前児童では、小学校**低学年**になった場合の過ごし方の希望では「自宅」の割合が52.7%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が50.2%、「学童保育」の割合が42.8%となっています。小学校**高学年**になった場合の過ごし方の希望では「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が63.0%と最も高く、次いで「自宅」の割合が60.5%、「学童保育」の割合が20.9%となっています。

5年前と比べて、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「祖父母や友人・知人宅」の割合が減っています。

小学生では**低学年**、**高学年**とも「自宅」の割合が最も高くなっています。

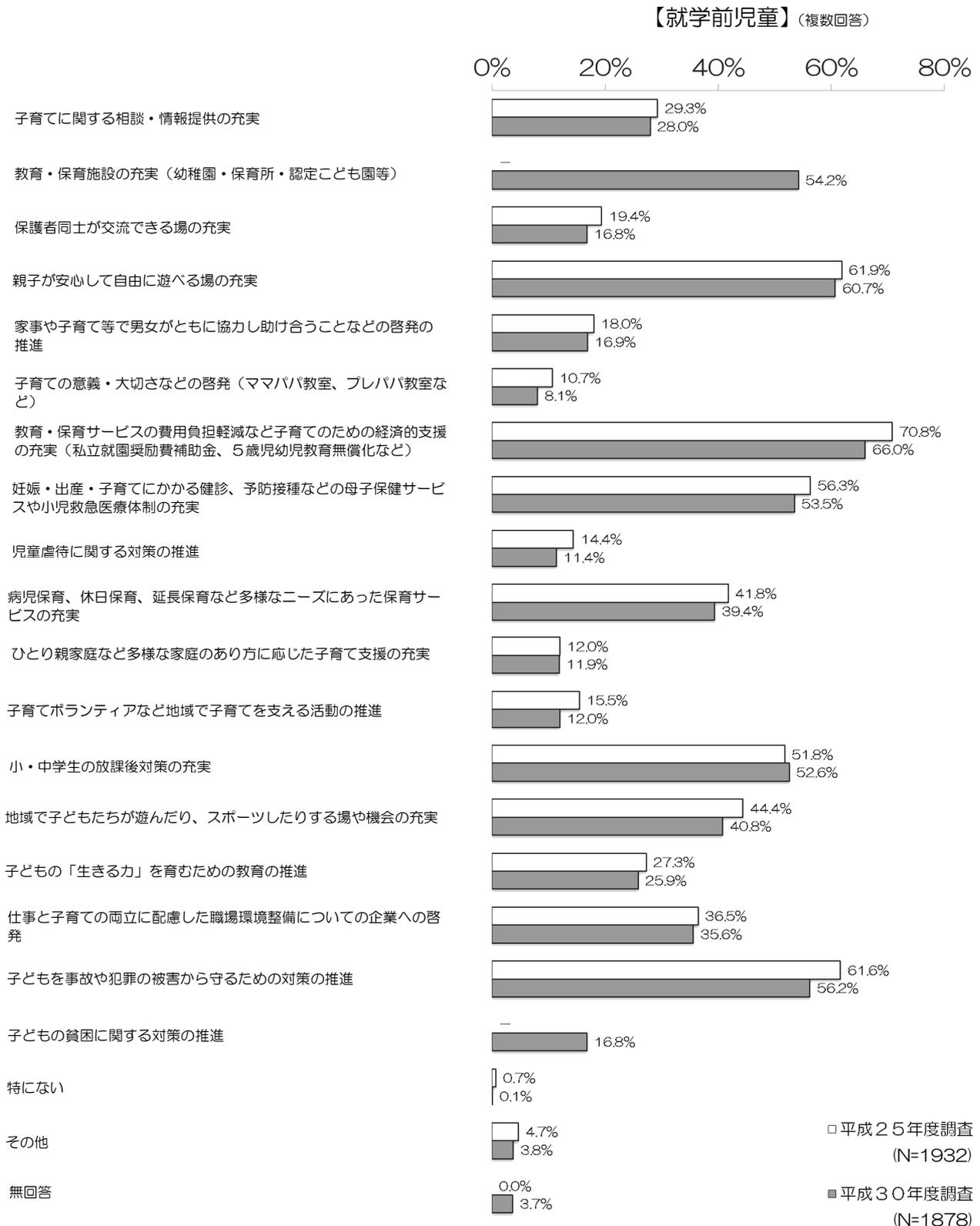
5年前と比べて、**高学年**の「学童保育」の希望割合が増えています。



⑬子育て支援サービスに望むもの

就学前児童では、「教育・保育サービスの費用負担軽減など子育てのための経済的支援の充実（私立就園奨励費補助金、5歳児幼児教育無償化など）」の割合が66.0%と最も高く、次いで「親子が安心して自由に遊べる場の充実」の割合が60.7%となっています。

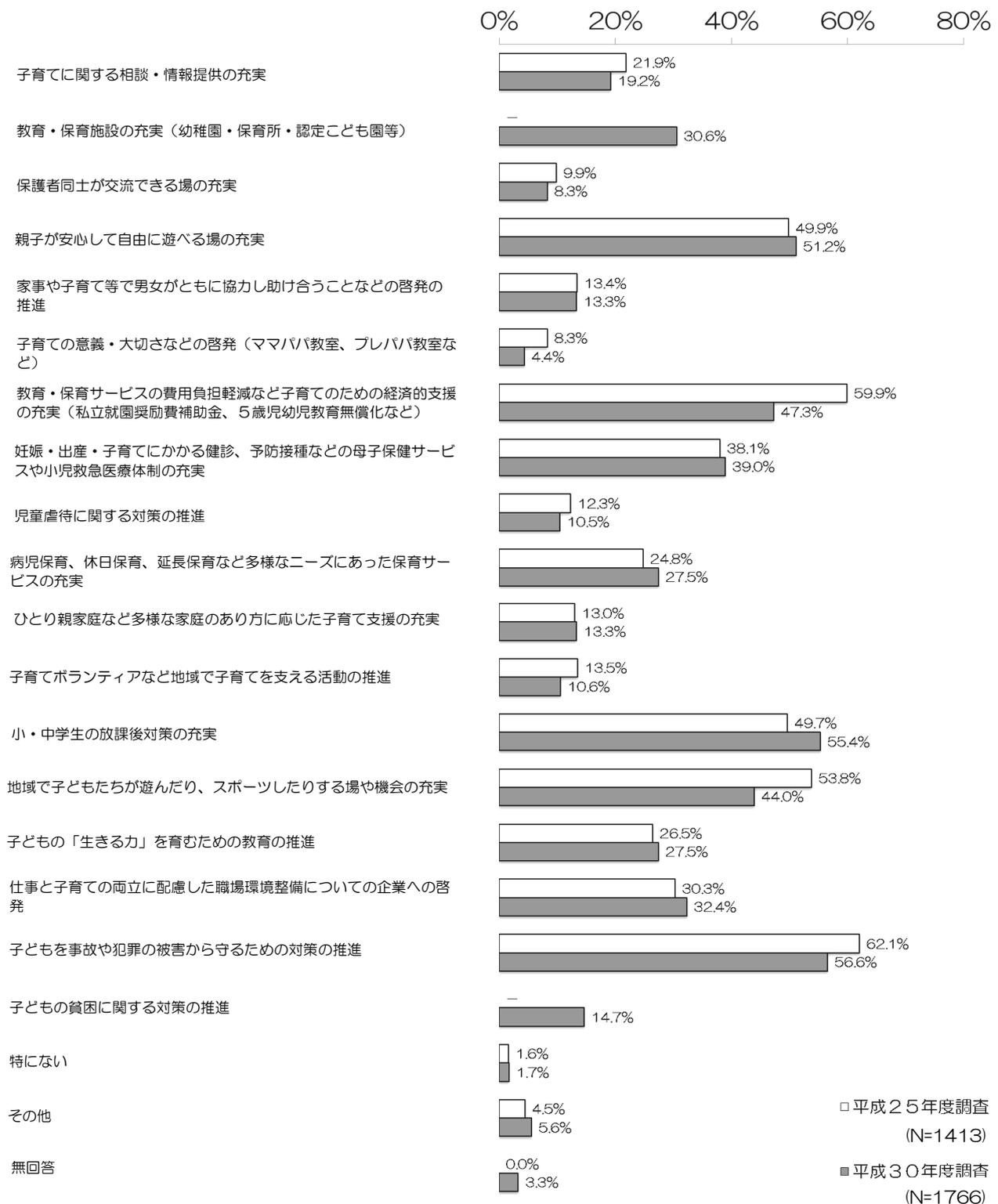
5年前と比べて、項目のなかった「教育・保育施設の充実（幼稚園・保育所・認定こども園等）」の割合が54.2%と4番目に高い数値となっています。



小学生では、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」の割合が56.6%と最も高く、次いで「小・中学生の放課後対策の充実」の割合が55.4%となっています。

5年前と比べて、「小・中学生の放課後対策の充実」の割合が増えています。

【小学生】（複数回答）



第3章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

1 基本的な考え方

子ども・子育て支援法では、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育提供区域ごとの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況・利用希望を踏まえ、計画期間である今後5年間の需要（量の見込み）を推計し、具体的な目標設定を行うこととされています。

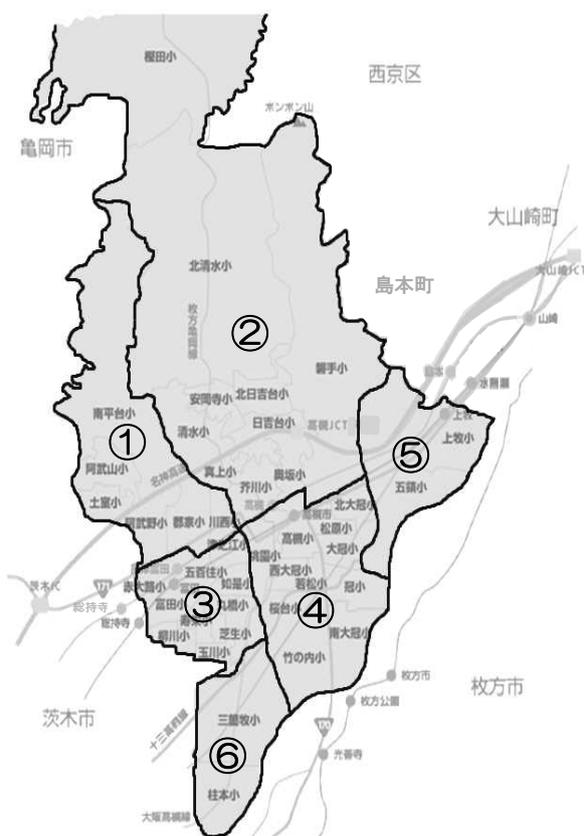
2 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法において、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案し、「教育・保育提供区域」を定めることが規定されています。

なお、この設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需給量を見込むものであり、区域ごとでの施設や事業の利用が制限されるものではありません。

(2) 教育・保育提供区域について



高槻市域を大きく、JRを境に南北と芥川を境に東西に分け、さらに五領・上牧地域と三箇牧・柱本地域を独立した区域として計6区域とし、区域割には小学校区での境界をもって設定しました。

① JR以北・芥川以西 区域

(第二中学校区の一部<川西小学校区、郡家小学校区>、川西中学校区の一部<川西小学校区>、阿武野中学校区、阿武山中学校区)

② JR以北・芥川以東 区域

(第二中学校区の一部<芥川小学校区、真上小学校区>、川西中学校区の一部<芥川小学校区>、第八中学校区、第九中学校区、芝谷中学校区)

③ JR以南・芥川以西 区域

(川西中学校区の一部<津之江小学校区>、第四中学校区、如是中学校区、第三中学校区、柳川中学校区)

④ JR以南・芥川以東 区域

(第一中学校区、第六中学校区、冠中学校区、第十中学校区、城南中学校区)

⑤ 五領・上牧 区域 (五領中学校区)

⑥ 三箇牧・柱本 区域 (第七中学校区)

3 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容並びに実施時期

(1) 表の見方

	令和2年度					※1
	1号	2号	2号	3号	3号	
		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳	
■推計児童数		0	※2			
①量の見込み	0	0	0	0	0	
②確保方策	合計	0	0	0	0	0
	(内訳)					
	特定教育・保育施設 計	0	0	0	0	0
	認定こども園	0	0	0	0	0
	幼稚園	0	0	0	0	0
	保育所	0	0	0	0	0
	新制度未移行幼稚園 計	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
その他の認可外保育施設	※3	0	0	0	0	
③過不足量(②-①)	0	0	0	0	0	

※1 認定区分ごとに、量の見込み及び確保方策を設定します。

- 1号認定：満3歳以上の教育を希望する就学前の子ども（認定こども園、幼稚園を利用）
- 2号認定：満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども（認定こども園、保育所を利用）
- 3号認定：満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども（認定こども園、保育所、特定地域型保育事業を利用）

なお、1号認定には新制度に移行していない幼稚園希望分を含みます。

※2 2号認定は、保育を必要とする就学前の子どもとなりますが、このうち幼稚園の利用希望が強いものの量の見込みを別に示しており、この確保方策については幼稚園及び認定こども園での対応を基本とします。

※3 施設ごとに量の見込みに対する確保方策を設定します。

- 特定教育・保育施設：認定こども園、幼稚園、保育所の確保数
- 新制度未移行幼稚園：子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の確保数
- 特定地域型保育事業：小規模保育事業、事業所内保育事業等の確保数
- その他の認可外保育施設：市立臨時保育室（市が運営している認可外保育施設）等の確保数

(注) 次ページから示している量の見込み及び確保方策の人数合計、過不足量については、小数点の端数処理の関係で合わない場合があります。また、量の見込みについて、6区域の合計と全市の数値がアンケート調査の関係で合わない形となります。

(2) 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容

《全市》

(単位：人)

	令和2年度					令和3年度						
	1号	2号	2号	3号	3号	1号	2号	2号	3号	3号		
		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		
■推計児童数	8,482				5,216	2,610	8,229				5,162	2,585
①量の見込み	4,004	638	3,473	2,764	594	3,885	619	3,369	2,736	588		
②確保方策	合計	6,588	444	3,186	2,380	537	6,588	444	3,186	2,601	582	
	(内訳)											
	特定教育・保育施設 計	3,825	444	3,186	1,622	390	3,825	444	3,186	1,622	390	
	認定こども園	1,530	324	1,689	929	220	1,530	324	1,689	929	220	
	幼稚園	2,295	120	0	0	0	2,295	120	0	0	0	
	保育所	0	0	1,497	693	170	0	0	1,497	693	170	
	新制度未移行幼稚園 計	2,763	0	0	0	0	2,763	0	0	0	0	
	私立幼稚園(本市)	2,135	0	0	0	0	2,135	0	0	0	0	
	私立幼稚園(他市)	628	0	0	0	0	628	0	0	0	0	
特定地域型保育事業	0	0	0	642	147	0	0	0	863	192		
その他の認可外保育施設	0	0	0	116	0	0	0	0	116	0		
③過不足量(②-①)	2,584	▲194	▲287	▲384	▲57	2,703	▲175	▲183	▲135	▲6		

	令和4年度					令和5年度						
	1号	2号	2号	3号	3号	1号	2号	2号	3号	3号		
		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		
■推計児童数	7,854				5,058	2,562	7,752				5,053	2,541
①量の見込み	3,708	590	3,216	2,681	583	3,660	583	3,174	2,678	578		
②確保方策	合計	6,588	444	3,186	2,713	603	6,588	444	3,186	2,780	612	
	(内訳)											
	特定教育・保育施設 計	3,825	444	3,186	1,622	390	3,825	444	3,186	1,622	390	
	認定こども園	1,530	324	1,689	929	220	1,530	324	1,689	929	220	
	幼稚園	2,295	120	0	0	0	2,295	120	0	0	0	
	保育所	0	0	1,497	693	170	0	0	1,497	693	170	
	新制度未移行幼稚園 計	2,763	0	0	0	0	2,763	0	0	0	0	
	私立幼稚園(本市)	2,135	0	0	0	0	2,135	0	0	0	0	
	私立幼稚園(他市)	628	0	0	0	0	628	0	0	0	0	
特定地域型保育事業	0	0	0	975	213	0	0	0	1,042	222		
その他の認可外保育施設	0	0	0	116	0	0	0	0	116	0		
③過不足量(②-①)	2,880	▲146	▲30	32	20	2,928	▲139	12	102	34		

	令和6年度					
	1号	2号	2号	3号	3号	
		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳	
■推計児童数	7,669				5,012	2,524
①量の見込み	3,621	576	3,140	2,656	574	
②確保方策	合計	6,588	444	3,186	2,796	615
	(内訳)					
	特定教育・保育施設 計	3,825	444	3,186	1,622	390
	認定こども園	1,530	324	1,689	929	220
	幼稚園	2,295	120	0	0	0
	保育所	0	0	1,497	693	170
	新制度未移行幼稚園 計	2,763	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	2,135	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	628	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	1,058	225	
その他の認可外保育施設	0	0	0	116	0	
③過不足量(②-①)	2,967	▲132	46	140	41	

《①JR以北・芥川以西 区域》

(単位：人)

	令和2年度					令和3年度					
	1号	2号	2号	3号	3号	1号	2号	2号	3号	3号	
		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳	
■推計児童数	1,261					1,139					
①量の見込み	746	58	370	258	89	673	53	334	275	89	
②確保方策	合計	657	36	590	362	86	657	36	590	375	92
	(内訳)										
	特定教育・保育施設 計	484	36	590	333	77	484	36	590	333	77
	認定こども園	99	36	234	156	40	99	36	234	156	40
	幼稚園	385	0	0	0	0	385	0	0	0	0
	保育所	0	0	356	177	37	0	0	356	177	37
	新制度未移行幼稚園 計	173	0	0	0	0	173	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	173	0	0	0	0	173	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	29	9	0	0	0	42	15	
その他の認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
③過不足量(②-①)	▲89	▲22	220	104	▲3	▲16	▲17	256	100	3	

	令和4年度					令和5年度					
	1号	2号	2号	3号	3号	1号	2号	2号	3号	3号	
		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳	
■推計児童数	1,077					1,076					
①量の見込み	637	50	316	273	90	636	50	315	283	91	
②確保方策	合計	657	36	590	388	98	657	36	590	388	98
	(内訳)										
	特定教育・保育施設 計	484	36	590	333	77	484	36	590	333	77
	認定こども園	99	36	234	156	40	99	36	234	156	40
	幼稚園	385	0	0	0	0	385	0	0	0	0
	保育所	0	0	356	177	37	0	0	356	177	37
	新制度未移行幼稚園 計	173	0	0	0	0	173	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	173	0	0	0	0	173	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	55	21	0	0	0	55	21	
その他の認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
③過不足量(②-①)	20	▲14	274	115	8	21	▲14	275	105	7	

	令和6年度					
	1号	2号	2号	3号	3号	
		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳	
■推計児童数	1,130					
①量の見込み	668	52	331	285	91	
②確保方策	合計	657	36	590	388	98
	(内訳)					
	特定教育・保育施設 計	484	36	590	333	77
	認定こども園	99	36	234	156	40
	幼稚園	385	0	0	0	0
	保育所	0	0	356	177	37
	新制度未移行幼稚園 計	173	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	173	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	55	21	
その他の認可外保育施設	0	0	0	0	0	
③過不足量(②-①)	▲11	▲16	259	103	7	

《②JR以北・芥川以東 区域》

(単位：人)

	令和2年度					令和3年度						
	1号	2号	2号	3号	3号	1号	2号	2号	3号	3号		
		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		
■推計児童数	2,427					2,356					1,393	686
①量の見込み	1,140	202	994	794	159	1,106	196	965	761	156		
②確保方策	合計	1,871	172	729	599	137	1,871	172	729	663	149	
	(内訳)											
	特定教育・保育施設 計	1,196	172	729	392	100	1,196	172	729	392	100	
	認定こども園	851	132	484	277	70	851	132	484	277	70	
	幼稚園	345	40	0	0	0	345	40	0	0	0	
	保育所	0	0	245	115	30	0	0	245	115	30	
	新制度未移行幼稚園 計	675	0	0	0	0	675	0	0	0	0	
	私立幼稚園(本市)	675	0	0	0	0	675	0	0	0	0	
	私立幼稚園(他市)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定地域型保育事業	0	0	0	157	37	0	0	0	221	49		
その他の認可外保育施設	0	0	0	50	0	0	0	0	50	0		
③過不足量(②-①)	731	▲30	▲265	▲195	▲22	765	▲24	▲236	▲98	▲7		

	令和4年度					令和5年度						
	1号	2号	2号	3号	3号	1号	2号	2号	3号	3号		
		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		
■推計児童数	2,225					2,120					1,341	671
①量の見込み	1,045	185	911	729	155	995	177	868	732	153		
②確保方策	合計	1,871	172	729	701	149	1,871	172	729	720	149	
	(内訳)											
	特定教育・保育施設 計	1,196	172	729	392	100	1,196	172	729	392	100	
	認定こども園	851	132	484	277	70	851	132	484	277	70	
	幼稚園	345	40	0	0	0	345	40	0	0	0	
	保育所	0	0	245	115	30	0	0	245	115	30	
	新制度未移行幼稚園 計	675	0	0	0	0	675	0	0	0	0	
	私立幼稚園(本市)	675	0	0	0	0	675	0	0	0	0	
	私立幼稚園(他市)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定地域型保育事業	0	0	0	259	49	0	0	0	278	49		
その他の認可外保育施設	0	0	0	50	0	0	0	0	50	0		
③過不足量(②-①)	826	▲13	▲182	▲28	▲6	876	▲5	▲139	▲12	▲4		

	令和6年度						
	1号	2号	2号	3号	3号		
		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		
■推計児童数	2,049					1,335	668
①量の見込み	962	171	839	729	152		
②確保方策	合計	1,871	172	729	736	152	
	(内訳)						
	特定教育・保育施設 計	1,196	172	729	392	100	
	認定こども園	851	132	484	277	70	
	幼稚園	345	40	0	0	0	
	保育所	0	0	245	115	30	
	新制度未移行幼稚園 計	675	0	0	0	0	
	私立幼稚園(本市)	675	0	0	0	0	
	私立幼稚園(他市)	0	0	0	0	0	
特定地域型保育事業	0	0	0	294	52		
その他の認可外保育施設	0	0	0	50	0		
③過不足量(②-①)	909	1	▲110	7	0		

《③JR以南・芥川以西 区域》

(単位：人)

	令和2年度					令和3年度					
	1号	2号	2号	3号	3号	1号	2号	2号	3号	3号	
		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳	
■推計児童数	1,749					1,709					
①量の見込み	909	142	618	505	131	888	139	603	519	131	
②確保方策	合計	1,918	30	609	396	95	1,918	30	609	476	110
	(内訳)										
	特定教育・保育施設 計	915	30	609	242	60	915	30	609	242	60
	認定こども園	0	0	255	108	27	0	0	255	108	27
	幼稚園	915	30	0	0	0	915	30	0	0	0
	保育所	0	0	354	134	33	0	0	354	134	33
	新制度未移行幼稚園 計	1,003	0	0	0	0	1,003	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	700	0	0	0	0	700	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	303	0	0	0	0	303	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	154	35	0	0	0	234	50	
その他の認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
③過不足量(②-①)	1,009	▲112	▲9	▲109	▲36	1,030	▲109	6	▲43	▲21	

	令和4年度					令和5年度					
	1号	2号	2号	3号	3号	1号	2号	2号	3号	3号	
		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳	
■推計児童数	1,656					1,689					
①量の見込み	861	134	585	511	128	878	137	596	505	127	
②確保方策	合計	1,918	30	609	502	122	1,918	30	609	515	128
	(内訳)										
	特定教育・保育施設 計	915	30	609	242	60	915	30	609	242	60
	認定こども園	0	0	255	108	27	0	0	255	108	27
	幼稚園	915	30	0	0	0	915	30	0	0	0
	保育所	0	0	354	134	33	0	0	354	134	33
	新制度未移行幼稚園 計	1,003	0	0	0	0	1,003	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	700	0	0	0	0	700	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	303	0	0	0	0	303	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	260	62	0	0	0	273	68	
その他の認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
③過不足量(②-①)	1,057	▲104	24	▲9	▲6	1,040	▲107	13	10	1	

	令和6年度					
	1号	2号	2号	3号	3号	
		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳	
■推計児童数	1,689					
①量の見込み	878	137	596	499	126	
②確保方策	合計	1,918	30	609	515	128
	(内訳)					
	特定教育・保育施設 計	915	30	609	242	60
	認定こども園	0	0	255	108	27
	幼稚園	915	30	0	0	0
	保育所	0	0	354	134	33
	新制度未移行幼稚園 計	1,003	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	700	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	303	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	273	68	
その他の認可外保育施設	0	0	0	0	0	
③過不足量(②-①)	1,040	▲107	13	16	2	

《④JR以南・芥川以東 区域》

(単位：人)

	令和2年度					令和3年度					
	1号	2号	2号	3号	3号	1号	2号	2号	3号	3号	
		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳	
■推計児童数	2,505			1,622	773	2,512			1,536	767	
①量の見込み	1,136	199	1,097	1,029	176	1,139	199	1,100	974	174	
②確保方策	合計	1,948	182	928	870	178	1,948	182	928	918	187
	(内訳)										
	特定教育・保育施設 計	1,111	182	928	515	118	1,111	182	928	515	118
	認定こども園	461	132	422	266	54	461	132	422	266	54
	幼稚園	650	50	0	0	0	650	50	0	0	0
	保育所	0	0	506	249	64	0	0	506	249	64
	新制度未移行幼稚園 計	837	0	0	0	0	837	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	760	0	0	0	0	760	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	77	0	0	0	0	77	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	289	60	0	0	0	337	69	
その他の認可外保育施設	0	0	0	66	0	0	0	0	66	0	
③過不足量(②-①)	812	▲17	▲169	▲159	2	809	▲17	▲172	▲56	13	

	令和4年度					令和5年度					
	1号	2号	2号	3号	3号	1号	2号	2号	3号	3号	
		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳	
■推計児童数	2,409			1,516	756	2,384			1,498	746	
①量の見込み	1,092	191	1,055	961	172	1,081	189	1,044	950	170	
②確保方策	合計	1,948	182	928	937	187	1,948	182	928	956	187
	(内訳)										
	特定教育・保育施設 計	1,111	182	928	515	118	1,111	182	928	515	118
	認定こども園	461	132	422	266	54	461	132	422	266	54
	幼稚園	650	50	0	0	0	650	50	0	0	0
	保育所	0	0	506	249	64	0	0	506	249	64
	新制度未移行幼稚園 計	837	0	0	0	0	837	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	760	0	0	0	0	760	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	77	0	0	0	0	77	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	356	69	0	0	0	375	69	
その他の認可外保育施設	0	0	0	66	0	0	0	0	66	0	
③過不足量(②-①)	856	▲9	▲127	▲24	15	867	▲7	▲116	6	17	

	令和6年度					
	1号	2号	2号	3号	3号	
		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳	
■推計児童数	2,294			1,476	735	
①量の見込み	1,040	182	1,005	936	167	
②確保方策	合計	1,948	182	928	956	187
	(内訳)					
	特定教育・保育施設 計	1,111	182	928	515	118
	認定こども園	461	132	422	266	54
	幼稚園	650	50	0	0	0
	保育所	0	0	506	249	64
	新制度未移行幼稚園 計	837	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	760	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	77	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	375	69	
その他の認可外保育施設	0	0	0	66	0	
③過不足量(②-①)	908	0	▲77	20	20	

《⑤五領・上牧 区域》

(単位：人)

	令和2年度					令和3年度					
	1号	2号	2号	3号	3号	1号	2号	2号	3号	3号	
		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳	
■推計児童数	304					304					
①量の見込み	117	17	168	120	23	117	17	168	120	22	
②確保方策	合計	99	0	177	83	24	99	0	177	99	27
	(内訳)										
	特定教育・保育施設 計	43	0	177	70	18	43	0	177	70	18
	認定こども園	43	0	141	52	12	43	0	141	52	12
	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育所	0	0	36	18	6	0	0	36	18	6
	新制度未移行幼稚園 計	56	0	0	0	0	56	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	56	0	0	0	0	56	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	13	6	0	0	0	29	9	
その他の認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
③過不足量(②-①)	▲18	▲17	9	▲37	1	▲18	▲17	9	▲21	5	

	令和4年度					令和5年度					
	1号	2号	2号	3号	3号	1号	2号	2号	3号	3号	
		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳	
■推計児童数	293					288					
①量の見込み	112	17	162	122	23	110	16	159	123	23	
②確保方策	合計	99	0	177	115	30	99	0	177	131	33
	(内訳)										
	特定教育・保育施設 計	43	0	177	70	18	43	0	177	70	18
	認定こども園	43	0	141	52	12	43	0	141	52	12
	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育所	0	0	36	18	6	0	0	36	18	6
	新制度未移行幼稚園 計	56	0	0	0	0	56	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	56	0	0	0	0	56	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	45	12	0	0	0	61	15	
その他の認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
③過不足量(②-①)	▲13	▲17	15	▲7	7	▲11	▲16	18	8	10	

	令和6年度					
	1号	2号	2号	3号	3号	
		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳	
■推計児童数	299					
①量の見込み	115	17	165	120	22	
②確保方策	合計	99	0	177	131	33
	(内訳)					
	特定教育・保育施設 計	43	0	177	70	18
	認定こども園	43	0	141	52	12
	幼稚園	0	0	0	0	0
	保育所	0	0	36	18	6
	新制度未移行幼稚園 計	56	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	56	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	61	15	
その他の認可外保育施設	0	0	0	0	0	
③過不足量(②-①)	▲16	▲17	12	11	11	

《⑥三箇牧・柱本 区域》

(単位：人)

	令和2年度					令和3年度						
	1号	2号	2号	3号	3号	1号	2号	2号	3号	3号		
		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		
■推計児童数	236				128	71	209				140	69
①量の見込み	87	35	105	62	16	77	31	93	68	16		
②確保方策	合計	95	24	153	70	17	95	24	153	70	17	
	(内訳)											
	特定教育・保育施設 計	76	24	153	70	17	76	24	153	70	17	
	認定こども園	76	24	153	70	17	76	24	153	70	17	
	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	新制度未移行幼稚園 計	19	0	0	0	0	19	0	0	0	0	
	私立幼稚園(本市)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	私立幼稚園(他市)	19	0	0	0	0	19	0	0	0	0	
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他の認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
③過不足量(②-①)	8	▲11	48	8	1	18	▲7	60	2	1		

	令和4年度					令和5年度						
	1号	2号	2号	3号	3号	1号	2号	2号	3号	3号		
		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		
■推計児童数	194				136	67	195				127	70
①量の見込み	71	29	86	66	15	72	29	87	62	16		
②確保方策	合計	95	24	153	70	17	95	24	153	70	17	
	(内訳)											
	特定教育・保育施設 計	76	24	153	70	17	76	24	153	70	17	
	認定こども園	76	24	153	70	17	76	24	153	70	17	
	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	新制度未移行幼稚園 計	19	0	0	0	0	19	0	0	0	0	
	私立幼稚園(本市)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	私立幼稚園(他市)	19	0	0	0	0	19	0	0	0	0	
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他の認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
③過不足量(②-①)	24	▲5	67	4	2	23	▲5	66	8	1		

	令和6年度					
	1号	2号	2号	3号	3号	
		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳	
■推計児童数	208				128	69
①量の見込み	76	31	92	62	16	
②確保方策	合計	95	24	153	70	17
	(内訳)					
	特定教育・保育施設 計	76	24	153	70	17
	認定こども園	76	24	153	70	17
	幼稚園	0	0	0	0	0
	保育所	0	0	0	0	0
	新制度未移行幼稚園 計	19	0	0	0	0
	私立幼稚園(本市)	0	0	0	0	0
	私立幼稚園(他市)	19	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
その他の認可外保育施設	0	0	0	0	0	
③過不足量(②-①)	19	▲7	61	8	1	

【今後の確保方策（実施時期等）】

提供体制の確保の実施時期等については、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業所を新設整備する場合の内容を記載します。

（単位：か所）

区 域	種 別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
全 市	特定教育・保育施設					
	特定地域型保育事業	14	7	4	1	26
①JR以北・芥川以西区域	特定教育・保育施設					
	特定地域型保育事業	1	1			2
②JR以北・芥川以東区域	特定教育・保育施設					
	特定地域型保育事業	4	2	1	1	8
③JR以南・芥川以西区域	特定教育・保育施設					
	特定地域型保育事業	5	2	1		8
④JR以南・芥川以東区域	特定教育・保育施設					
	特定地域型保育事業	3	1	1		5
⑤五領・上牧区域	特定教育・保育施設					
	特定地域型保育事業	1	1	1		3
⑥三箇牧・柱本区域	特定教育・保育施設					
	特定地域型保育事業					

【今後の方向性】

引き続き、特定地域型保育事業の整備に努めていきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容並びに実施時期

(1) 提供区域の設定

地域子ども・子育て支援事業についても、教育・保育提供区域である6区域を基本としますが、利用実態が異なることから、事業ごとに次のとおり設定します。

事 業	区域設定
①利用者支援事業	市内全域（市内1区域）
②時間外保育事業（延長保育事業）	教育・保育提供区域（6区域）
③実費徴収に係る補足給付を行う事業	教育・保育提供区域（6区域）
④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	教育・保育提供区域（6区域）
⑤放課後児童健全育成事業	教育・保育提供区域（6区域）
⑥子育て短期支援事業	市内全域（市内1区域）
⑦乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	市内全域（市内1区域）
⑧ - 1 養育支援訪問事業（子育て相談訪問事業）	市内全域（市内1区域）
⑧ - 2 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業 （要保護児童対策事業）	市内全域（市内1区域）
⑨地域子育て支援拠点事業	教育・保育提供区域（6区域）
⑩一時預かり事業	教育・保育提供区域（6区域）
⑪病児保育事業	教育・保育提供区域（6区域）
⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ※就学児童のみ	市内全域（市内1区域）
⑬妊婦健康診査	市内全域（市内1区域）

（注）次ページから示している量の見込み及び確保方策の人数合計、過不足量については、小数点の端数処理の関係で合わない場合があります。また、量の見込みについて、6区域の合計と全市の数値がアンケート調査内容の関係で合わない形となります。

(2) 量の見込み及び提供体制の確保の内容並びに実施時期

①利用者支援事業

【事業内容】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込み及び確保方策】

《基本型・特定型》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

《母子保健型》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（か所）	2	2	2	2	2
確保方策（か所）	2	2	2	2	2

【今後の方向性】

特定型について市役所に1か所、そして母子保健型について市立子ども保健センターに1か所、市立西部地域保健センターに1か所を現状に引き続き設置していきませんが、今後の状況により、教育・保育提供区域ごとの設置について、必要に応じて研究・検討を行います。

②時間外保育事業（延長保育事業）

【事業内容】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。なお、保育必要量の認定は、保育の利用について、「保育標準時間」といわれる「1月あたり平均275時間まで（1日あたり11時間までに限る。）」の認定と、「保育短時間」といわれる「1月あたり平均200時間まで（1日あたり8時間までに限る。）」の認定の2区分があります。

【量の見込み及び確保方策】

《全市》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	量の見込み（人）	4,124	4,038	3,904	3,873	3,836
②	確保方策					
	実人数（人）	6,311	6,577	6,710	6,786	6,805
	施設数（か所）	102	116	123	127	128
過不足量：②－①（人）		2,187	2,539	2,806	2,913	2,969

《①JR以北・芥川以西 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	量の見込み（人）	470	456	442	449	461
②	確保方策					
	実人数（人）	1,074	1,093	1,112	1,112	1,112
	施設数（か所）	11	12	13	13	13
過不足量：②－①（人）		604	637	670	663	651

《②JR以北・芥川以東 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	量の見込み（人）	1,239	1,198	1,141	1,113	1,090
②	確保方策					
	実人数（人）	1,547	1,623	1,661	1,680	1,699
	施設数（か所）	26	30	32	33	34
過不足量：②－①（人）		308	425	520	567	609

《③JR以南・芥川以西 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	量の見込み(人)	663	661	645	648	645
②	確保方策					
	実人数(人)	1,100	1,195	1,233	1,252	1,252
	施設数(か所)	21	26	28	29	29
過不足量：②-①(人)		437	534	588	604	607

《④JR以南・芥川以東 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	量の見込み(人)	1,383	1,353	1,315	1,301	1,266
②	確保方策					
	実人数(人)	2,042	2,099	2,118	2,137	2,137
	施設数(か所)	37	40	41	42	42
過不足量：②-①(人)		659	746	803	836	871

《⑤五領・上牧 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	量の見込み(人)	188	187	185	184	185
②	確保方策					
	実人数(人)	284	303	322	341	341
	施設数(か所)	4	5	6	7	7
過不足量：②-①(人)		96	116	137	157	156

《⑥三箇牧・柱本 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	量の見込み(人)	112	107	101	100	104
②	確保方策					
	実人数(人)	264	264	264	264	264
	施設数(か所)	3	3	3	3	3
過不足量：②-①(人)		152	157	163	164	160

【今後の方向性】

特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の確保にあわせて、本事業も確保される仕組みであり、今後、特定地域型保育事業所を新設整備するなど、教育・保育の量の見込みに対する提供体制の確保方策に適宜取り組む中で、本事業を実施していきます。

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【量の見込み及び確保方策】

《全市》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人)	副食材料費	309	309	309	309	309
	その他	検討	→	→	→	→
確保方策 (人)	副食材料費	309	309	309	309	309
	その他	検討	→	→	→	→

《①JR以北・芥川以西 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人)	副食材料費	36	36	36	36	36
	その他	検討	→	→	→	→
確保方策 (人)	副食材料費	36	36	36	36	36
	その他	検討	→	→	→	→

《②JR以北・芥川以東 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人)	副食材料費	56	56	56	56	56
	その他	検討	→	→	→	→
確保方策 (人)	副食材料費	56	56	56	56	56
	その他	検討	→	→	→	→

《③JR以南・芥川以西 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人)	副食材料費	128	128	128	128	128
	その他	検討	→	→	→	→
確保方策 (人)	副食材料費	128	128	128	128	128
	その他	検討	→	→	→	→

《④JR以南・芥川以東 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人)	副食材料費	86	86	86	86	86
	その他	検討	→	→	→	→
確保方策 (人)	副食材料費	86	86	86	86	86
	その他	検討	→	→	→	→

《⑤五領・上牧 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人)	副食材料費	1	1	1	1	1
	その他	検討	→	→	→	→
確保方策 (人)	副食材料費	1	1	1	1	1
	その他	検討	→	→	→	→

《⑥三箇牧・柱本 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人)	副食材料費	2	2	2	2	2
	その他	検討	→	→	→	→
確保方策 (人)	副食材料費	2	2	2	2	2
	その他	検討	→	→	→	→

【今後の方向性】

今回、令和元年10月より実施している「幼児教育・保育の無償化」に関して、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に在籍している園児（いわゆる低所得世帯の子又は第3子以降の子に限る）に係る副食材料費（月4,500円を限度）を減免補助する事業のみ、具体的な量の見込み及び確保方策を示していますが、それ以外の事業については、基本的に補足給付をする対象の世帯の範囲や、教育・保育に必要な物品の範囲など、引き続き内容を研究・検討していきます。

④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【量の見込み及び確保方策】

《全市》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み（人）	12	12	12	12	12
② 確保方策（人）	165	165	195	195	195
過不足量：②－①（人）	153	153	183	183	183

《①JR以北・芥川以西 区域》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み（人）	2	2	2	2	2
② 確保方策（人）	30	30	30	30	30
過不足量：②－①（人）	28	28	28	28	28

《②JR以北・芥川以東 区域》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み（人）	2	2	2	2	2
② 確保方策（人）	90	90	90	90	90
過不足量：②－①（人）	88	88	88	88	88

《③JR以南・芥川以西 区域》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み（人）	2	2	2	2	2
② 確保方策（人）	0	0	15	15	15
過不足量：②－①（人）	▲2	▲2	13	13	13

《④JR以南・芥川以東 区域》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み(人)	2	2	2	2	2
② 確保方策(人)	0	0	15	15	15
過不足量:②-①(人)	▲2	▲2	13	13	13

《⑤五領・上牧 区域》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み(人)	2	2	2	2	2
② 確保方策(人)	15	15	15	15	15
過不足量:②-①(人)	13	13	13	13	13

《⑥三箇牧・柱本 区域》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み(人)	2	2	2	2	2
② 確保方策(人)	30	30	30	30	30
過不足量:②-①(人)	28	28	28	28	28

【今後の方向性】

今回、平成28年度より実施している「認定こども園特別支援教育・保育経費」(健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業)のみ、具体的な量の見込み及び確保方策を示していますが、それ以外の事業(新規参入施設等への巡回支援)については、基本的に巡回支援する対象の範囲や、支援内容(現地支援、相談助言、地域型保育事業の連携施設のあっせんなど)など、引き続き内容を研究・検討していきます。

⑤放課後児童健全育成事業

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

市立小学校内に設置された市立学童保育室と、市長に届出を行った事業者が運営する民間学童保育室があります。

【量の見込み及び確保方策】

《全市》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
■推計児童数（合計）（人）		18,041	17,649	17,467	16,891	16,590
① 量の見込み（人）		4,681	4,602	4,606	4,464	4,353
② 確保方策	実人数（人）	3,036	3,196	3,316	3,316	3,316
	施設数（か所）	69	73	76	76	76
過不足量：②－①（人）		▲1,645	▲1,406	▲1,290	▲1,147	▲1,037
■推計児童数（低学年）（人）		8,614	8,556	8,690	8,352	8,072
③ 量の見込み（人）		3,385	3,362	3,415	3,282	3,172
	1年生	1,239	1,231	1,250	1,202	1,162
	2年生	1,170	1,164	1,182	1,135	1,097
	3年生	976	967	983	945	913
④ 確保方策	実人数（人）	3,036	3,196	3,316	3,316	3,316
	施設数（か所）	69	73	76	76	76
過不足量：④－③（人）		▲349	▲166	▲99	34	144
■推計児童数（高学年）（人）		9,427	9,093	8,777	8,539	8,518
⑤ 量の見込み（人）		1,296	1,240	1,191	1,182	1,181
	4年生	635	587	569	589	582
	5年生	427	426	395	384	396
	6年生	234	227	227	209	203
⑥ 確保方策	実人数（人）	0	0	0	0	0
	施設数（か所）	0	0	0	0	0
過不足量：⑥－⑤（人）		▲1,296	▲1,240	▲1,191	▲1,182	▲1,181

《①JR以北・芥川以西 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
■推計児童数(低学年)(人)		1,346	1,329	1,339	1,252	1,123
① 量の見込み(人)		529	522	526	492	441
	1年生	194	191	193	180	161
	2年生	183	181	182	170	153
	3年生	152	150	151	142	127
②	実人数(人)	445	485	485	485	485
確保方策	施設数(か所)	10	11	11	11	11
過不足量:②-①(人)		▲83	▲38	▲42	▲4	48
■推計児童数(高学年)(人)		1,573	1,501	1,415	1,338	1,333
③ 量の見込み(人)		217	211	195	181	184
	4年生	107	94	88	90	93
	5年生	71	76	65	58	60
	6年生	39	41	42	33	31
④	実人数(人)	0	0	0	0	0
確保方策	施設数(か所)	0	0	0	0	0
過不足量:④-③(人)		▲217	▲211	▲195	▲181	▲184

《②JR以北・芥川以東 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
■推計児童数(低学年)(人)		2,539	2,484	2,497	2,384	2,306
① 量の見込み(人)		998	976	981	937	906
	1年生	365	357	359	343	332
	2年生	345	338	339	324	313
	3年生	288	281	283	270	261
②	実人数(人)	865	905	945	945	945
確保方策	施設数(か所)	20	21	22	22	22
過不足量:②-①(人)		▲133	▲71	▲36	8	39
■推計児童数(高学年)(人)		2,672	2,616	2,546	2,499	2,463
③ 量の見込み(人)		368	358	346	345	341
	4年生	179	172	165	172	167
	5年生	123	121	116	111	116
	6年生	66	65	65	62	59
④	実人数(人)	0	0	0	0	0
確保方策	施設数(か所)	0	0	0	0	0
過不足量:④-③(人)		▲368	▲358	▲346	▲345	▲341

《③JR以南・芥川以西 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
■推計児童数(低学年)(人)		1,738	1,758	1,781	1,699	1,681
① 量の見込み(人)		683	691	700	668	661
	1年生	250	253	256	245	242
	2年生	236	239	242	231	229
	3年生	197	199	202	192	190
② 確保方策	実人数(人)	585	625	665	665	665
	施設数(か所)	13	14	15	15	15
過不足量:②-①(人)		▲98	▲66	▲35	▲3	4
■推計児童数(高学年)(人)		1,916	1,824	1,762	1,736	1,751
③ 量の見込み(人)		263	245	241	244	240
	4年生	127	113	120	123	114
	5年生	89	85	76	81	83
	6年生	47	48	45	40	43
④ 確保方策	実人数(人)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0
過不足量:④-③(人)		▲263	▲245	▲241	▲244	▲240

《④JR以南・芥川以東 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
■推計児童数(低学年)(人)		2,450	2,460	2,518	2,478	2,459
① 量の見込み(人)		963	967	990	974	966
	1年生	353	354	362	356	354
	2年生	333	335	343	337	334
	3年生	277	278	285	281	278
② 確保方策	実人数(人)	895	935	975	975	975
	施設数(か所)	20	21	22	22	22
過不足量:②-①(人)		▲68	▲32	▲15	1	9
■推計児童数(高学年)(人)		2,681	2,585	2,518	2,435	2,442
③ 量の見込み(人)		369	368	352	330	339
	4年生	182	170	163	165	171
	5年生	118	130	117	105	112
	6年生	69	68	72	60	56
④ 確保方策	実人数(人)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0
過不足量:④-③(人)		▲369	▲368	▲352	▲330	▲339

《⑤五領・上牧 区域》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
■推計児童数(低学年)(人)	324	310	312	304	298
① 量の見込み(人)	127	121	122	121	118
1年生	50	40	44	48	42
2年生	42	46	40	41	44
3年生	36	36	39	32	32
② 実人数(人)	111	111	111	111	111
確保方策 施設数(か所)	3	3	3	3	3
過不足量:②-①(人)	▲16	▲10	▲11	▲10	▲7
■推計児童数(高学年)(人)	331	310	314	317	312
③ 量の見込み(人)	45	45	44	44	42
4年生	23	21	21	23	20
5年生	13	16	14	14	15
6年生	9	8	9	7	7
④ 実人数(人)	0	0	0	0	0
確保方策 施設数(か所)	0	0	0	0	0
過不足量:④-③(人)	▲45	▲45	▲44	▲44	▲42

《⑥三箇牧・柱本 区域》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
■推計児童数(低学年)(人)	217	215	243	235	205
① 量の見込み(人)	84	86	96	92	79
1年生	31	36	35	32	23
2年生	25	30	35	32	30
3年生	29	19	26	27	26
② 実人数(人)	135	135	135	135	135
確保方策 施設数(か所)	3	3	3	3	3
過不足量:②-①(人)	51	49	39	43	56
■推計児童数(高学年)(人)	254	257	222	214	217
③ 量の見込み(人)	35	36	30	29	32
4年生	17	17	11	16	17
5年生	12	12	12	7	11
6年生	6	7	7	6	4
④ 実人数(人)	0	0	0	0	0
確保方策 施設数(か所)	0	0	0	0	0
過不足量:④-③(人)	▲35	▲36	▲30	▲29	▲32

【今後の確保方策（実施時期等）】

- (1) 市立学童保育室については、1室45人定員となっておりますが、毎年度、定員を超える申請があった場合には、基準条例に基づき、最大60人までの臨時定員を設定します。
- (2) 低学年の確保方策について、特定の校区内でのニーズに対応するため、次の表のとおり、民間学童保育室の設置に取り組みます。なお、将来的に児童数の減少が見込まれることから、校区ごとの入室実績に応じ、適宜、設置する区域、数及び実施時期を精査して取り組むこととします。

(単位：か所)

区域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
全 市	4	3	0	0	7
①JR以北・芥川以西区域	1	0	0	0	1
②JR以北・芥川以東区域	1	1	0	0	2
③JR以南・芥川以西区域	1	1	0	0	2
④JR以南・芥川以東区域	1	1	0	0	2
⑤五領・上牧区域	0	0	0	0	0
⑥三箇牧・柱本区域	0	0	0	0	0

【その他の取組】

- (1) 特別な配慮を必要とする児童については、入室状況に応じた指導員の加配などの対応を行っています。引き続き、職員研修などを行いながら、受入体制確保に取り組みます。
- (2) 開室時間については、全ての学童保育室において、平日19時まで延長して保育を実施しており、引き続き、延長保育の実施に取り組みます。
- (3) 利用者等への周知については、保護者との日常的な情報交換に加え、懇談会や入室説明会などを実施しています。引き続き、それらの機会を通じ、事業内容に係る情報提供・共有に努めるとともに、民間学童保育室に係る広報活動などに取り組みます。

【今後の方向性】

- (1) 現在、市立学童保育室では4年生以上の高学年児童を対象としていませんが、高学年対応の実施に向けた課題整理のため、他市での高学年児童の利用状況の把握に努め、実施手法の検討に着手します。
- (2) 高学年対応の実施時期については、後述する新・放課後子ども総合プランに係る事業計画や、放課後の居場所づくりの推進に係る他の事業の実施状況等を勘案して、検討します。

⑥子育て短期支援事業

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育及び保護を行う事業です。

【量の見込み及び確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）		82	80	78	77	76
確保方策	委託機関（か所）	4	4	4	4	4
	委託人数（人日）	83	83	83	83	83

【今後の方向性】

引き続き、関係機関及び児童養護施設等との連携を図り、保護者の状況に応じて養育の支援ができるよう取り組みます。

⑦乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業内容】

原則として生後4か月までの全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み及び確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
各年度0歳推計人口（人）		2,610	2,585	2,562	2,541	2,524
量の見込み（人）		2,610	2,585	2,562	2,541	2,524
確保方策	実施体制	保育士等の有資格者が訪問	保育士等の有資格者が訪問	保育士等の有資格者が訪問	保育士等の有資格者が訪問	保育士等の有資格者が訪問
	実施機関	子育て総合支援センター	子育て総合支援センター	子育て総合支援センター	子育て総合支援センター	子育て総合支援センター

【今後の方向性】

乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とするため、引き続き、家庭訪問を実施し、孤立化の防止や健全な育成環境の確保に努めます。

⑧ - 1 養育支援訪問事業（子育て相談訪問事業）

【事業内容】

乳児家庭全戸訪問事業の実施等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等（以下、「要支援児童等」といいます。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。

【量の見込み及び確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）		275	275	275	275	275
確保方策	実施体制	保育士等の有資格者が訪問	保育士等の有資格者が訪問	保育士等の有資格者が訪問	保育士等の有資格者が訪問	保育士等の有資格者が訪問
	実施機関	子育て総合支援センター	子育て総合支援センター	子育て総合支援センター	子育て総合支援センター	子育て総合支援センター

【今後の方向性】

引き続き、訪問活動を通じて育児の悩み相談等に対する助言を行い、適切な養育の実施の確保に努めます。

⑧ - 2 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策事業）

【事業内容】

高槻市児童虐待等防止連絡会議（子どもを守るための地域ネットワーク）は、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応をはじめ、要保護児童及びその保護者等に関する様々な問題について適切に対応するため、必要な情報の共有や支援内容の協議等、関係機関との連携を図り、継続した支援に取り組めます。

【現状】

- ・児童福祉、保健医療、教育等の児童に関わる関係機関との連携を図り、支援が必要な家庭の早期把握に努めています。
- ・市児童虐待等防止連絡会議において、要保護児童等に関する情報共有や支援内容の検討等を行い、安定した児童の養育が可能となるよう、必要な支援に取り組んでいます。
- ・市民や子育てに関わる関係者に児童虐待防止への認識を深めてもらうため、街頭啓発やポスター掲示等児童虐待防止に向けた広報・啓発活動に取り組んでいます。

【今後の方向性】

- ・市児童虐待等防止連絡会議を中心に、引き続き、関係機関との連携強化を図ります。
- ・職員の専門性強化のため、研修等への積極的参加を促します。
- ・市民や子育てに関わる関係者への周知を図るため、街頭啓発等の広報活動を行います。

◎地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み及び確保方策】

《全市》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人回）	150,621	149,101	146,656	146,156	145,040
確保方策（か所）	18	18	18	18	18

《①JR以北・芥川以西 区域》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人回）	22,411	23,387	23,346	23,976	24,139
確保方策（か所）	3	3	3	3	3

《②JR以北・芥川以東 区域》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人回）	36,249	35,036	33,957	33,906	33,755
確保方策（か所）	4	4	4	4	4

《③JR以南・芥川以西 区域》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人回）	36,115	36,779	36,136	35,707	35,343
確保方策（か所）	4	4	4	4	4

《④JR以南・芥川以東 区域》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人回）	50,594	48,651	47,996	47,405	46,707
確保方策（か所）	5	5	5	5	5

《⑤五領・上牧 区域》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人回）	6,124	6,041	6,166	6,166	6,021
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

《⑥三箇牧・柱本 区域》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人回）	2,851	2,995	2,909	2,823	2,823
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

【今後の方向性】

親子同士の出会いと交流の場として、引き続き、講座の実施や子育て相談を実施するとともに、子育てサービスの情報提供の充実に努めます。また、他の関連事業や地域の協議会等との連携について検討するなど、更なる地域での子育て支援に取り組みます。

⑩一時預かり事業

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【量の見込み及び確保方策】

ア. 認定こども園、幼稚園における在園児（1号認定子ども）を対象とした一時預かり（預かり保育）

《全市》

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	
① 量の見込み （人日）	198,122		192,213		183,453		181,071		179,132		
	38,354	159,768	37,210	155,003	35,514	147,939	35,053	146,018	34,678	144,454	
② 確保 方策	延べ人数 （人日）		233,527		233,527		233,527		233,527		
	施設数 （か所）		38		38		38		38		
過不足量：②－① （人日）		35,405		41,314		50,074		52,456		54,395	

《①JR以北・芥川以西 区域》

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号	2号								
① 量の見込み (人日)		19,589		17,693		16,730		16,715		17,554	
		6,917	12,672	6,247	11,446	5,907	10,823	5,902	10,813	6,198	11,356
② 確保 方策	延べ人数 (人日)	36,462		36,462		36,462		36,462		36,462	
	施設数 (か所)	6		6		6		6		6	
過不足量：②－① (人日)		16,873		18,769		19,732		19,747		18,908	

《②JR以北・芥川以東 区域》

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
① 量の見込み (人日)		63,828		61,961		58,515		55,754		53,886	
		13,553	50,275	13,157	48,804	12,425	46,090	11,839	43,915	11,442	42,444
② 確保 方策	延べ人数 (人日)	50,784		50,784		50,784		50,784		50,784	
	施設数 (か所)	12		12		12		12		12	
過不足量：②－① (人日)		▲13,044		▲11,177		▲7,731		▲4,970		▲3,102	

《③JR以南・芥川以西 区域》

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号	2号								
① 量の見込み (人日)		46,863		45,791		44,371		45,256		45,256	
		10,461	36,402	10,222	35,569	9,905	34,466	10,103	35,153	10,103	35,153
② 確保 方策	延べ人数 (人日)	52,806		52,806		52,806		52,806		52,806	
	施設数 (か所)	7		7		7		7		7	
過不足量：②－① (人日)		5,943		7,015		8,435		7,550		7,550	

《④JR以南・芥川以東 区域》

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号	2号								
① 量の見込み (人日)		63,040		63,216		60,624		59,994		57,730	
		11,998	51,042	12,031	51,185	11,538	49,086	11,418	48,576	10,987	46,743
② 確保 方策	延べ人数 (人日)	40,570		40,570		40,570		40,570		40,570	
	施設数 (か所)	5		5		5		5		5	
過不足量：②－① (人日)		▲22,470		▲22,646		▲20,054		▲19,424		▲17,160	

《⑤五領・上牧 区域》

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号	2号								
① 量の見込み (人日)		4,412		4,412		4,253		4,180		4,340	
		359	4,053	359	4,053	346	3,907	340	3,840	353	3,987
② 確保 方策	延べ人数 (人日)	28,227		28,227		28,227		28,227		28,227	
	施設数 (か所)	4		4		4		4		4	
過不足量：②－① (人日)		23,815		23,815		23,974		24,047		23,887	

《⑥三箇牧・柱本 区域》

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号	2号								
① 量の見込み (人日)		9,411		8,334		7,736		7,776		8,294	
		523	8,888	463	7,871	430	7,306	432	7,344	461	7,833
② 確保 方策	延べ人数 (人日)	24,678		24,678		24,678		24,678		24,678	
	施設数 (か所)	4		4		4		4		4	
過不足量：②－① (人日)		15,267		16,344		16,942		16,902		16,384	

イ. 認定こども園、保育所、つどいの広場、ファミリー・サポート・センター事業における在園児以外を対象とした一時預かり

《全市》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	量の見込み（人日）	35,964	35,595	35,003	34,881	34,614
② 確保方策	延べ人数（人日）	84,801	84,801	84,801	84,801	84,801
	施設数（か所）	39	39	39	39	39
過不足量：②－①（人日）		48,837	49,206	49,798	49,920	50,187

《①JR以北・芥川以西 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	量の見込み（人日）	4,935	5,233	5,252	5,408	5,423
② 確保方策	延べ人数（人日）	23,669	23,669	23,669	23,669	23,669
	施設数（か所）	7	7	7	7	7
過不足量：②－①（人日）		18,734	18,436	18,417	18,261	18,246

《②JR以北・芥川以東 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	量の見込み（人日）	8,900	8,595	8,371	8,427	8,431
② 確保方策	延べ人数（人日）	26,466	26,466	26,466	26,466	26,466
	施設数（か所）	14	14	14	14	14
過不足量：②－①（人日）		17,566	17,871	18,095	18,039	18,035

《③JR以南・芥川以西 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	量の見込み（人日）	6,492	6,686	6,594	6,460	6,376
② 確保方策	延べ人数（人日）	8,043	8,043	8,043	8,043	8,043
	施設数（か所）	5	5	5	5	5
過不足量：②－①（人日）		1,551	1,357	1,449	1,583	1,667

《④JR以南・芥川以東 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	量の見込み(人日)	12,469	12,011	11,835	11,690	11,507
② 確保方策	延べ人数(人日)	18,404	18,404	18,404	18,404	18,404
	施設数(か所)	9	9	9	9	9
過不足量:②-①(人日)		5,935	6,393	6,569	6,714	6,897

《⑤五領・上牧 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	量の見込み(人日)	815	807	810	806	801
② 確保方策	延べ人数(人日)	1,568	1,568	1,568	1,568	1,568
	施設数(か所)	1	1	1	1	1
過不足量:②-①(人日)		753	761	758	762	767

《⑥三箇牧・柱本 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	量の見込み(人日)	1,598	1,575	1,506	1,479	1,514
② 確保方策	延べ人数(人日)	6,651	6,651	6,651	6,651	6,651
	施設数(か所)	3	3	3	3	3
過不足量:②-①(人日)		5,053	5,076	5,145	5,172	5,137

【今後の方向性】

認定こども園、幼稚園における在園児(1号認定子ども)を対象とした一時預かり(預かり保育)については、認定こども園や子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園(新制度未移行幼稚園)での一時預かり、及び公立幼稚園での預かり保育の実施による確保を引き続き行います。

認定こども園、保育所、つどいの広場、ファミリー・サポート・センター事業における在園児以外を対象とした一時預かりについては、引き続き事業に対するニーズや利用状況の把握に努め、それに沿った事業展開を図ります。

⑪病児保育事業

【事業内容】

保育を必要とする乳幼児等であって、疾病にかかっている者について、保育所、認定こども園、病院、診療所等に付設された専用スペースで一時的に預かる保育事業で、事業類型として、病気の回復期に至らない時に当面の症状の急変が認められない場合において実施する「病児保育型」や、病気の回復期にあり集団保育が困難な期間において実施する「病後児保育型」、児童が通常保育中に微熱を出す等「体調不良」となった場合において保育所等で緊急的な対応を図る「体調不良児対応型」等があります。

【量の見込み及び確保方策】

《全市》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み（人日）		3,305	3,237	3,136	3,110	3,081
② 確保方策・延べ人数（人日）		26,484	26,484	26,484	26,484	26,484
③ 確保方策・施設数（か所）		44	44	44	44	44
病児・病後 児対応型	延べ人数（人日）	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630
	施設数（か所）	5	5	5	5	5
体調不良 児対応型	延べ人数（人日）	22,854	22,854	22,854	22,854	22,854
	施設数（か所）	39	39	39	39	39
その他	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
	施設数（か所）	0	0	0	0	0
過不足量：②－①（人日）		23,179	23,247	23,348	23,374	23,403

《① JR以北・芥川以西 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み（人日）		330	320	311	315	324
② 確保方策・延べ人数（人日）		3,516	3,516	3,516	3,516	3,516
③ 確保方策・施設数（か所）		6	6	6	6	6
病児・病後 児対応型	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
	施設数（か所）	0	0	0	0	0
体調不良 児対応型	延べ人数（人日）	3,516	3,516	3,516	3,516	3,516
	施設数（か所）	6	6	6	6	6
その他	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
	施設数（か所）	0	0	0	0	0
過不足量：②－①（人日）		3,186	3,196	3,205	3,201	3,192

《② JR以北・芥川以東 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み（人日）		909	880	842	820	804
② 確保方策・延べ人数（人日）		7,898	7,898	7,898	7,898	7,898
③ 確保方策・施設数（か所）		13	13	13	13	13
病児・病後 児対応型	延べ人数（人日）	1,452	1,452	1,452	1,452	1,452
	施設数（か所）	2	2	2	2	2
体調不良 児対応型	延べ人数（人日）	6,446	6,446	6,446	6,446	6,446
	施設数（か所）	11	11	11	11	11
その他	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
	施設数（か所）	0	0	0	0	0
過不足量：②－①（人日）		6,989	7,018	7,056	7,078	7,094

《③ JR以南・芥川以西 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み（人日）		601	600	585	587	584
② 確保方策・延べ人数（人日）		4,688	4,688	4,688	4,688	4,688
③ 確保方策・施設数（か所）		8	8	8	8	8
病児・病後 児対応型	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
	施設数（か所）	0	0	0	0	0
体調不良 児対応型	延べ人数（人日）	4,688	4,688	4,688	4,688	4,688
	施設数（か所）	8	8	8	8	8
その他	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
	施設数（か所）	0	0	0	0	0
過不足量：②－①（人日）		4,087	4,088	4,103	4,101	4,104

《④JR以南・芥川以東 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み（人日）		1,122	1,103	1,072	1,060	1,032
② 確保方策・延べ人数（人日）		6,586	6,586	6,586	6,586	6,586
③ 確保方策・施設数（か所）		11	11	11	11	11
病児・病後 児対応型	延べ人数（人日）	726	726	726	726	726
	施設数（か所）	1	1	1	1	1
体調不良 児対応型	延べ人数（人日）	5,860	5,860	5,860	5,860	5,860
	施設数（か所）	10	10	10	10	10
その他	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
	施設数（か所）	0	0	0	0	0
過不足量：②－①（人日）		5,464	5,483	5,514	5,526	5,554

《⑤五領・上牧 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み（人日）		148	148	146	145	146
② 確保方策・延べ人数（人日）		1,898	1,898	1,898	1,898	1,898
③ 確保方策・施設数（か所）		3	3	3	3	3
病児・病後 児対応型	延べ人数（人日）	726	726	726	726	726
	施設数（か所）	1	1	1	1	1
体調不良 児対応型	延べ人数（人日）	1,172	1,172	1,172	1,172	1,172
	施設数（か所）	2	2	2	2	2
その他	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
	施設数（か所）	0	0	0	0	0
過不足量：②－①（人日）		1,750	1,750	1,752	1,753	1,752

《⑥三箇牧・柱本 区域》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み（人日）		99	95	90	89	92
② 確保方策・延べ人数（人日）		1,898	1,898	1,898	1,898	1,898
③ 確保方策・施設数（か所）		3	3	3	3	3
病児・病後 児対応型	延べ人数（人日）	726	726	726	726	726
	施設数（か所）	1	1	1	1	1
体調不良 児対応型	延べ人数（人日）	1,172	1,172	1,172	1,172	1,172
	施設数（か所）	2	2	2	2	2
その他	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
	施設数（か所）	0	0	0	0	0
過不足量：②－①（人日）		1,799	1,803	1,808	1,809	1,806

【今後の方向性】

引き続き事業に対するニーズや利用状況の把握に努め、それに沿った事業展開を図ります。

⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）※就学児童のみ

【事業内容】

小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込み及び確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み（人日）		1,516	1,483	1,468	1,420	1,394
② 確保方策（人日）		1,521	1,521	1,521	1,521	1,521
過不足量：②－①（人日）		5	38	53	101	127

【今後の方向性】

提供会員の確保や援助を行う際の安全面の確保に取り組みながら、安心して相互援助活動ができるよう、事業の充実に努めます。

⑬妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込み及び確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
各年度0歳推計人口（人）		2,610	2,585	2,562	2,541	2,524
量の見込み	交付人数（人）	2,610	2,585	2,562	2,541	2,524
	延べ回数（人回）	31,320	31,020	30,744	30,492	30,288
確保方策	実施場所	府内 妊婦健康診査 実施医療機関	府内 妊婦健康診査 実施医療機関	府内 妊婦健康診査 実施医療機関	府内 妊婦健康診査 実施医療機関	府内 妊婦健康診査 実施医療機関
	検査項目	国の基準に 準じる	国の基準に 準じる	国の基準に 準じる	国の基準に 準じる	国の基準に 準じる
	実施時期	通年	通年	通年	通年	通年

【今後の方向性】

引き続き、安心して妊娠・出産できる環境づくりに取り組めます。

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方について

認定こども園は、3歳以上の子どもは、保護者の就労等の有無にかかわらず、教育・保育を一緒に受ける施設で、保育が必要な0歳から2歳の子どもも受け入れられる施設です。

認定こども園では、多様な生活環境の子どもたちが一緒に過ごすことで、子どもたちの視野が広がるのが期待できます。また、法に基づく1号認定子ども（いわゆる幼稚園児）と2号認定子ども（いわゆる保育園児）が同じ場所で、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、等しく教育・保育を受けることで、小学校生活へのつながりがスムーズになることも期待できます。

このことから、本市では平成27年度からの子ども・子育て支援新制度開始以後、民間施設に認定こども園への移行を促すとともに、平成28年9月に市立就学前児童施設の在り方に関する基本方針を策定し、公立施設の認定こども園への移行を進めています。

(2) 市の目指す教育・保育人材の育成（幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等）と処遇改善について

市全体の教育・保育の質の向上に向けては、指導者としての資質向上及び具体的指導力を養うことを目的に、就学前の公私立の認定こども園、保育所、幼稚園等の職員を対象に、一部合同で講義・実践交流の研修に取り組んでいます。

市立認定こども園配置計画（平成29年4月に策定。以下、「配置計画」といいます。）では、「教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保」の一つとして「保育人材の育成」を掲げており、具体的には、教育・保育に関する施策を総合的に実施するための拠点として開館した高槻子ども未来館の子育て支援人材育成施設において、就学前の子ども一人ひとりの個性が尊重され、子どもが社会に出るまでの必要な育ちが保障できる教育・保育の研究を行うとともに、同じ建物内の認定こども園を実践の場としながら、民間施設の職員等も対象にした研修を実施し、市の目指す教育・保育の担い手を育成していきます。

また、あわせて、国の補助制度等を活用しながら、これらの教育・保育人材への処遇改善に取り組むことで、質の高い教育・保育の安定的な提供に努めていきます。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供について

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。個人差が大きいこの時期の子どもたちの一人ひとりの健やかな育ちを保障するためには、心身共に安定した状態であることのできる環境と、愛情豊かな大人との関わりが求められます。そして、この時期に豊かな経験をすることが、将来にわたって生きていくための力を身に着ける土台となります。

教育・保育施設は、保護者以外の保育者のもと、安心できる環境の中で保育や教育を行う施設として、同年齢や異年齢の児童と主体的に関われる場所としての役割を果たしていきます。また、地域子ども・子育て支援事業は、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を展開していきます。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業がそれぞれの役割を発揮し、また有機的なつながりを持ちつつ、重層的に展開することによって、本市のすべての子どもが、教育振興基本計画に示す「めざす子ども像」の実現に向けた土台をしっかりと形成できるよう、取り組みを進めていきます。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策について

配置計画では、公立施設と民間施設の役割分担と連携についても掲げており、特に公立施設は、今後教育・保育提供区域内の核として、区域内の教育・保育施設等の施設間の連携や、小学校への円滑な接続に向けての民間施設も含めた保幼小連携の推進を図る等、コーディネーターとしての役割を果たしていくことで、その連携の推進を図ります。

6 その他関連施策の内容

(1) 地域における子育ての支援

①地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭への支援を行うため、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

【主な取組事業】

取組・事業	内容	担当課
子育て総合支援センター（カンガルーの森）事業	子育て支援センター・つどいの広場を統括するとともに、子育て支援の拠点施設として、子育て支援に関する研修・研究、情報発信、交流、相談等の事業を推進します。	子育て総合支援センター
市立認定こども園・保育所・幼稚園の地域開放	市立認定こども園・保育所・幼稚園の園庭や部屋を未就園児やその保護者に開放し、園児との交流や親子で楽しめる催し等を行うことで、交流を促進します。また、子育て情報を発信し、子育ての悩みや相談に応じることで育児不安の解消に取り組み、また、子育て支援ボランティアによる「遊ぼう会」「お話会」等の活動を推進します。	保育幼稚園総務課
子育てサークルの支援	子育てサークルづくりやサークル活動を支援し、活動の場の提供を行います。	子育て総合支援センター
児童手当等の支給	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、同手当を支給します。また、所得制限を超過する場合は、特例給付の支給を行います。	子ども育成課

②子育てに関する情報提供と相談支援体制の充実

子育てに関する情報への高い関心に応えるため、ホームページの充実、広報誌の活用、情報誌等の作成・配布を継続し、子育て情報の内容の充実をさらに進めていきます。また、様々な相談に幅広く対応できる相談体制の充実を図ります。

【主な取組事業】

取組・事業	内容	担当課
子育て情報の発信	多様な子育て支援サービス情報（各種サービス、施設案内、相談窓口、サークル紹介等）を一元化し、情報提供や発信を行い、市民の利便性の向上とサービス利用の円滑化を図ります。子育て関係機関の案内等を掲載した子育て情報誌の発行、ホームページ「WA WA カフェ」の内容の充実による情報発信等を行います。	子育て総合支援センター

取組・事業	内 容	担当課
各種機関における子育てについての情報提供	地域の関係機関とも連携し、子育て支援についての情報を収集・提供します。広報誌やホームページへの掲載や、子育て情報に関するパンフレット等を作成・配布する等、情報を積極的に提供します。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課 子育て総合支援センター
養育支援訪問事業（子育て相談訪問事業）の実施	子育てに不安や悩み等を持っている家庭に対し、子育て相談訪問員が訪問し、子育てに関する相談や、助言などを行い保護者の育児不安・負担感の軽減を図り、児童虐待等の未然防止に努めます。	子育て総合支援センター
児童家庭相談	保健師・保育士・心理職等の専門職員を配置し、18歳未満の子どもに関する児童家庭相談を行います。相談により、保護者の育児不安・負担感の軽減を図り、児童虐待等の未然防止に努めます。あわせて、地域における関係機関等との連携を図り支援します。	子育て総合支援センター
専門職による育児相談、栄養相談、発達相談	乳幼児健康診査の実施時等に、乳幼児相談を実施します。あわせて、地域の関係機関等と連携し、育児支援の充実に努めます。	子ども保健課

③子育てを支援する人材の育成と子育て支援ネットワークづくり

地域で活動するボランティアを育成するとともに、子育てに関わる行政や関係機関、地域で活動している様々な団体等と連携を図ります。

【主な取組事業】

取組・事業	内 容	担当課
子育てボランティアの育成	地域に密着した支援活動の充実に図るため、ボランティア育成講座を開催し、子育て市民ボランティアの活動を推進します。	子育て総合支援センター
子育て支援ネットワークの充実	子育て支援に関わる各団体等との連絡調整会議を中心に、団体や関係機関との連携を図ります。	子育て総合支援センター

④世代間交流の推進

保育所や認定こども園、子育て総合支援センター、子育て支援センター、つどいの広場等において、地域の高齢者や異年齢児童との世代間交流を継続的に実施していきます。

【主な取組事業】

取組・事業	内 容	担当課
様々な世代が交流する「場」づくり	子育てボランティアや地域のボランティア等の参加を促進するため、子育て総合支援センターやつどいの広場で世代間交流が行える場や機会をつくり、地域の子育て環境づくりを推進します。	子育て総合支援センター

取組・事業	内 容	担当課
世代間交流の推進	幼稚園や保育所等の行事へ祖父母を招待したり、小・中・高校生と触れ合う機会等を設け、子どもの豊かな人間関係が育まれるよう、世代間交流を推進します。	保育幼稚園総務課

⑤子どもの健全育成

放課後児童健全育成事業と、放課後子ども教室推進事業については、新・放課後子ども総合プランを踏まえ、事業ごとや、両事業の一体的な実施に関する目標などを設定して取り組むなど、放課後の児童の居場所づくりを推進します。なお、新・放課後子ども総合プランに定める市町村行動計画に位置付けるものとします。

【主な取組事業】

取組・事業	内 容	担当課
放課後子ども教室推進事業	地域の参画を得て、放課後等における多様な活動ができる放課後子ども教室の実施を推進します。 ≪目標事業量≫ 令和2年度から6年度 各年度40か所41小学校区で実施 ≪実施計画≫ 各放課後子ども教室運営委員会との連携を図りながら、教室実施日数の増加や活動内容の充実等を図ります。 実施場所については、引き続き、学校関係者と連携し、特別教室や体育館等の活用を図ります。	地域教育青少年課
一体型の放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室推進事業の実施	一体型とは、放課後子ども教室のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものをいいます。 ≪目標事業量≫ 令和2年度から6年度 各年度10か所で実施 ≪具体的な連携方策≫ 放課後子ども教室に参加する放課後児童クラブの児童や参加日等について、それぞれのスタッフが把握できる体制を整備します。	子ども育成課 地域教育青少年課

＜福祉部局と教育委員会の連携＞

子ども・子育て会議に、計画及び施策の進捗状況等に関する事項を報告し、計画原案の策定や具体的な事業の実施については、両事業の所管部局が連携して取り組みます。

(2) 親と子の健康の確保及び増進

①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない支援の充実

妊娠や出産等を通じて親と子の健康が確保されるよう、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図るとともに、経済的支援を図ります。また親支援に取り組み、親の精神的な負担軽減等を図ります。

【主な取組事業】

取組・事業	内 容	担当課
子ども医療費助成	0歳から15歳（中学校卒業前）の子どもを対象として、子どもの医療費を助成します。なお、令和2年4月診療分から、対象者を18歳まで拡大します。	子ども育成課
小児救急医療体制の確保	小児科医師の確保や検査体制の整備等、小児救急医療体制の確保・維持に向けた必要な取組を進めます。	健康医療政策課
子育て世代包括支援センター事業	妊娠届の際に母子保健コーディネーター等が全ての妊婦に個別面接を行い、それぞれの家庭の状況に応じた支援プランを作成するなど、妊娠期から出産・育児期までワンストップで切れ目のない支援を行います。	子ども保健課
周産期医療機関等とのネットワーク強化	リスクを抱える妊産婦に対する支援の一環として、市内拠点病院や助産師会等との定期的な連絡会や研修会を実施するなど、ネットワークのさらなる強化を図ります。	子ども保健課
妊娠期の教室 (ママパパ教室・プレパパ教室)	妊婦とその家族に対して、親になる準備として妊娠期から育児期に必要な知識・手技等に関する教室を開催し、育児不安の軽減を図ります。	子ども保健課
地区担当保健師による保健指導等	地区担当保健師が家庭訪問や電話相談等により、妊娠期から出産・育児期までそれぞれの時期に応じた適切な助言・指導を行い、切れ目のない支援に努めます。	子ども保健課
乳幼児健康診査 (4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児)	集団健診を実施し、乳幼児の疾病や障がいの早期発見に努めるとともに、発達段階に応じた適切な助言・指導を行い、保護者の不安や育児負担感の軽減を図ります。	子ども保健課
予防接種事業	予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために乳幼児に対する予防接種を行います。	子ども保健課
育児期の親支援教室 (にこにこ、らっこ教室等)	未熟児・多胎児を持つ保護者や、発達面等で育てにくさを感じている保護者向けの各種教室を開催し、子どもの特性を踏まえた育児に関する知識の啓発を行います。	子ども保健課
親支援プログラム	子育て中の親に向け、親の精神的な負担を軽減し、親子関係の改善につながるよう親支援プログラムを実施します。	子ども保健課 子育て総合支援センター
歯科疾患予防事業 (きらきら歯みがき教室等)	幼児とその保護者に対して、歯科疾患予防に関する教室を開催します。また、妊婦に対する歯科健診の充実に努めます。	子ども保健課

取組・事業	内 容	担当課
特定不妊治療費助成	不妊に悩む夫婦への支援として、特定不妊治療費の一部を助成します。	子ども保健課
不育症治療費助成	流産や死産を繰り返すなどの不育症に悩む夫婦への支援として、不育症治療費の一部を助成します。	子ども保健課
未熟児養育医療費助成	出生時の未熟性により、家庭養育が困難なため、入院加療を必要とする未熟児の入院医療費の一部を助成します。	子ども保健課
小児慢性特定疾病医療費助成・自立支援事業	慢性疾病により長期療養を必要とする児童の医療費の一部を助成します。また、専門職による相談や訪問指導等を行うことで子どもの疾患の状況に応じた自立・成長を支援します。	子ども保健課

②食育の推進

健康増進計画と食育推進計画を一体的に推進する「第3次・健康たかつき21」を踏まえ、乳幼児期からの食育を推進するために各機関での食に関する学習の機会や情報提供を図ります。また、各種事業を進めるにあたっては、行政、保健医療関係機関、教育関係機関等の多様な関係者・団体それぞれが、市民一人ひとりの目指す健康づくりを支援する視点に立って取組を推進します。

【主な取組事業】

取組・事業	内 容	担当課
保育所等給食での栄養管理及び食育の推進	公立保育所・認定こども園において年齢に応じた適切な給食を提供することにより、入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進を図ります。また、給食を通じて、乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣を啓発し、その定着を図ります。あわせて、給食献立を市ホームページにて広く市民に紹介し、家庭での活用と「食」に関する情報を発信します。	保育幼稚園総務課
子育て総合支援センターにおける食育の推進	月齢に応じたクッキング講座や乳幼児の食に関する講座を実施し、子育て家庭の食育の推進を図ります。ホームページや子育て情報誌等を活用し、子どもの成長、発達に応じた食育の大切さを啓発します。	子育て総合支援センター
子ども保健センター等における食育の推進	離乳食や幼児食に関する知識や調理技術に関する教室を開催し、乳幼児期における食に関する悩みや不安の軽減を図ります。	子ども保健課

(3) 子どもの心身の健やかな成長のための教育・保育環境の整備

①子どもの心身の健やかな成長の推進

様々な年代との関わりをもつことや乳児期から本に触れ合うことにより、子どもの健やかな成長を図ります。

【主な取組事業】

取組・事業	内 容	担当課
乳幼児とのふれあい体験の充実	市内の中学生・高校生が乳幼児とふれあう機会を設け、子どもへの理解、子育ての楽しさ、生命の尊さ等を学び、乳幼児への慈しみの心や子どもを生み育てたいという気持ちを育みます。	子育て総合支援センター
ブックスタート事業	乳幼児健康診査（4か月児健診）を利用して、乳児を持つ親に、読み聞かせの大切さを啓発するとともに、絵本、推薦絵本リスト、図書館の案内の配布等を行います。	中央図書館

②幼児教育の充実

少子化の進行により兄弟姉妹が減少する中で、同年齢や異年齢の幼児と主体的に関わる機会を推進していきます。また、保護者の経済的負担を軽減することにより、子育てを支援していきます。

【主な取組事業】

取組・事業	内 容	担当課
異年齢児学級保育の充実	異年齢児学級保育の中で、自尊感情・自己有用感など豊かな心を育みます。 <ul style="list-style-type: none"> 異年齢児学級保育の成果や課題、効果の情報を発信します。 異年齢児学級保育の充実を図り、コミュニケーション能力の育成を図ります。 	保育幼稚園総務課

③質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供

教育・保育施設等の実施主体が多様化する中で、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けることができる環境を整えます。

【主な取組事業】

取組・事業	内 容	担当課
指導監督、訪問指導等の実施及び教育・保育人材の育成	教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者並びに子ども・子育て支援施設等に対し、定期的に指導監督、訪問指導等を実施します。また、高槻子ども未来館の子育て支援人材育成施設において、教育・保育の研究や幼稚園教諭及び保育士等を対象とした研修を行うことで、教育・保育人材を育成し、教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の向上に努めていきます。	保育幼稚園指導課 子育て総合支援センター 保育幼稚園総務課

(4) 安心して子育てができる生活環境の整備

①安全・安心なまちづくりの推進

子どもたちを事故や犯罪被害から守り、安心して子育てができるよう事業を図ります。また、乳幼児連れでの外出がしやすいまちを推進します。

【主な取組事業】

取組・事業	内 容	担当課
安全なまちづくり事業	「子どもの見守り活動」を一層推進するため、イラストを使って、子どもに対する不審者への注意喚起や地域の子どもの見守りの推進・啓発を図ります。あらゆる媒体で訴えることによる地域への意識付けや浸透をねらった一連の事業です。 ・安全啓発事業（ひったくり防止カバー、子ども見守り啓発板の設置） ・防災行政無線を活用した「子ども見守り放送」	危機管理室
子どもの見守り事業	子どもの見守り・空き巣や特殊詐欺等の各種犯罪防止を目的に、「青パト（青色回転灯装着車両）」による巡回パトロールを行います。	危機管理室
赤ちゃんの駅事業	乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境の整備のため、授乳及びおむつ替え等の対応が可能な「赤ちゃんの駅」の設置に取り組みます。	子育て総合支援センター
交通安全教育の推進	家庭・地域・学校・職場等を通じて、幼児を含めた年齢各層に応じた交通安全教室等の啓発事業を実施し、また、交通遊園では親子でふれあいながら交通ルールを身につけてもらうことで、市民の交通安全意識の高揚並びに交通マナーの向上を図ります。	管理課
「こども見守り中」の旗	掲示協力者を募集する取組を通じて、子どもを地域で見守り育てる意識の普及啓発を推進します。	学校安全課

(5) 仕事と子育ての両立支援の推進

①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

男女を問わずすべての人が仕事と生活のバランスが取れ、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進するために、市民や事業所に向け、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及啓発に取り組みます。

【主な取組事業】

取組・事業	内 容	担当課
働き方の見直しの啓発、 情報提供	子育てがしやすい職場環境の推進に向け、啓発や情報提供を行います。	人権・男女共同参画課 産業振興課
父親の子育て参加の啓発	子育て総合支援センターやつどいの広場等で、父親の子育て参加に関する啓発のための講習会等を開催します。	子育て総合支援センター

②仕事と子育ての両立支援のための基盤整備

仕事と子育ての両立のため、保育所等の待機児童の解消に取り組むとともに、多様な働き方に対応したきめ細かな保育サービスの提供に努めます。

【主な取組事業】

取組・事業	内 容	担当課
待機児童解消 (保育所等)	計画に基づき、必要な基盤整備を行っていきます。また、保育士の就職支援や相談などを行う「保育士・保育所支援センター」を実施し、保育所や認定こども園における安定的な人材確保を図ります。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課
休日保育事業	就労形態が多様化している中で、日曜日・祝日等の保育ニーズに対応するため、休日保育事業を実施します。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課
臨時保育室事業	保育の必要性が高いにもかかわらず、入所できない児童を臨時的に預かる事業です。市外からの転入や育児休業明けなどの保育需要に対応します。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課

(6) 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

①児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止について、子育ての悩みや負担感の軽減、孤立化防止のため、家庭訪問や児童家庭相談を実施していくとともに、リーフレットの配布等を引き続き行い、市民への周知を図っていきます。また、高槻市児童虐待等防止連絡会議の中で、要保護児童への理解を深め、関係機関とのネットワークによる支援体制と連携を強化していきます。

【主な取組事業】

取組・事業	内容	担当課
児童虐待防止にむけた啓発	児童虐待防止についての関係機関向けマニュアルを作成し活用します。また、保護者向け・地域住民向け・子ども向けのパンフレットを作成・配布し、児童虐待防止の啓発に努めます。	子育て総合支援センター
児童虐待等防止連絡会議の活動推進	児童虐待をはじめとする要保護児童等に関する諸問題について、関係機関と連携・協働し、児童虐待等の未然防止や早期発見・早期対応を行います。	子育て総合支援センター

②ひとり親家庭の自立支援の推進

第三次高槻市ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、就業支援をはじめ、経済的支援、相談や生活の支援等、様々な角度からの自立支援を推進します。

【主な取組事業】

取組・事業	内容	担当課
ひとり親家庭等への就業支援	母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、母子家庭自立支援給付金事業等を実施し、就業支援を行います。	子ども育成課
ひとり親家庭等への経済的支援	児童扶養手当の支給やひとり親家庭医療費の助成を行います。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付事業を行います。	子ども育成課
ひとり親家庭等の相談体制	ひとり親家庭等の福祉の増進を図るためひとり親家庭の父、母・寡婦の相談に応じ、必要とされる援助・支援を行います。	子ども育成課

③障がい児施策の充実

高槻市障がい者基本計画に基づき、早期発見・早期療育体制、特別支援教育の充実を行政各部署、学校園、関係機関等の連携のもと推進します。また、保育所等の障がい児保育の充実を図る等、障がい児のいる家庭の子育て支援を推進します。

【主な取組事業】

取組・事業	内 容	担当課
障がい児通所支援事業	障がい児通所支援事業所において、療育の必要性が認められる児童を対象とした、日常生活における基本的な動作の指導および集団生活への適応訓練等を行うとともに、保護者の養育上の悩みなどの相談に応じ、安心して地域で暮らせるよう支援します。	子育て総合支援センター
乳幼児療育事業	1歳6か月健康診査等で、発達の課題を指摘された児童及び保護者に対し、早期療育の観点からパンダ教室、めばえ教室を開室し、臨床心理士等の専門職による指導・助言を行うとともに、発達に課題や悩みのある児童の保護者の個別の相談に応じ、助言や訓練等を提供します。	子育て総合支援センター
児童発達支援センターの運営	療育園及びうの花療育園において、障がい児や発達に課題のある児童の通所により、独立自活に必要な知識技能の習得の支援を行います。また、児童発達支援センターとして、障がい児を預かる施設への援助・助言を行うなどの身近な地域支援の拠点としての役割を果たしていきます。	子育て総合支援センター
障がい児相談支援事業	障がい児通所支援を利用するにあたり、相談支援員が障がい児支援利用計画を作成し、個別支援会議やモニタリングを行うことで、ライフステージに沿った一貫した支援など、適切な療育支援につなげます。	子育て総合支援センター
認定こども園、幼稚園、保育所等での障がい児保育の充実	集団保育の中でかけがえのない仲間として、障がいのある子もいない子もともに育つことを基本に、他機関と連携しながら取り組みます。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課
乳幼児療育相談	障がいの疑いや、今後、障がいを残すことが予想される乳幼児に対して、専門の医師等による個別相談・療育指導を実施します。	子ども保健課

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進について

本市においては、「高槻市子ども・子育て支援推進本部」を中心として、総合的かつ計画的に推進していきます。

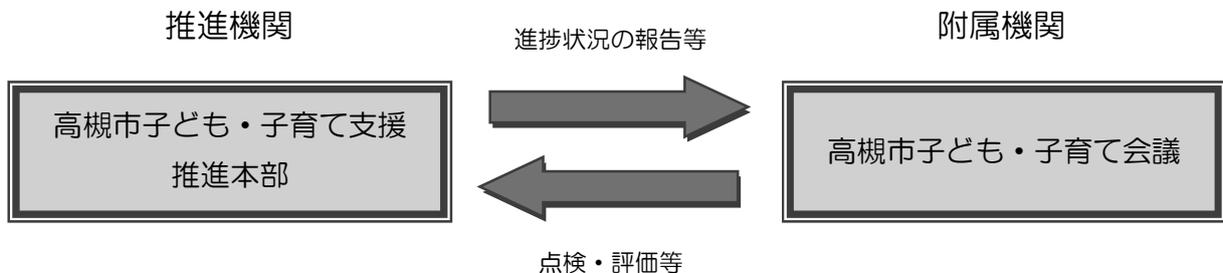
また、本計画の推進にあたっては、行政と、家庭や地域、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業を行う事業者、並びに関係団体や関係機関等が連携、協働することが必要です。

情報の共有化を図りながら事業の推進・調整を行うとともに、それぞれの立場で役割を認識し、協力のもと子育て支援を進め、子育て環境の充実した地域社会づくりができるように努めます。

2 計画の管理・評価について

本計画の進捗状況については、毎年度施策の実施状況の把握に努め、「高槻市子ども・子育て会議」において点検・評価を行います。また、結果については、市ホームページ等で公表いたします。

なお、当初の計画に対して、量の見込みや確保方策などに見直しが必要と認められる場合は、計画を見直します。



参考資料

高槻市子ども・子育て会議

法第61条第7項では、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定には、法第77条第1項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないとされていますが、その設置は努力義務とされています。

本市では、平成25年度に市の附属機関として「高槻市子ども・子育て会議」を新たに設置し、前期計画の策定からその審議を行ってきました。

同様に、本計画についても、高槻市子ども・子育て会議の審議を経て、策定しています。本会議委員と本計画策定に係る審議経過は次のとおりです。

(1) 高槻市子ども・子育て会議委員名簿

◎会長 ○副会長 （敬称略、五十音順）

氏名	構成	所属等
荒川 千恵子	子どもの保護者	高槻市PTA協議会
石井 智子	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	特定非営利活動法人 高槻子育て支援ネットワークティピー
岡部 祥光	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	高槻市私立幼稚園協力会
喜多 泰輔	労働者代表	連合大阪
小島 雅一	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	高槻市私立保育園連盟
○鈴平 絹代	事業者代表	高槻商工会議所
田村 みどり	学識経験者	学校法人 常磐会短期大学
西田 佳弘	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	高槻市立小学校長会
廣瀬 雄一	子どもの保護者	公募市民
◎三木 正博	学識経験者	学校法人 平安女学院大学
山村 香織	子どもの保護者	公募市民

（令和2年3月現在）

※次の方は、平成30年度子ども・子育て会議委員として会議に参加されました。

○副会長 （敬称略、五十音順）

氏名	構成	所属等
天野 勉	子どもの保護者	公募市民
坂本 玉器	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	高槻市私立保育園連盟
○羽根田 茂子	事業者代表	高槻商工会議所
福岡 恭子	子どもの保護者	公募市民
萬谷 由美	子どもの保護者	高槻市PTA協議会

(2) 高槻市子ども・子育て会議 審議経過

年度	回	期日	内容
平成 30 年度	第1回	平成30年9月13日	○「高槻市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度から31年度）」平成29年度進捗状況調査等について ○次期「高槻市子ども・子育て支援事業計画」策定のためのニーズ調査について
	第2回	平成30年11月13日	○小規模保育事業の確認（12月開園分）について ○幼保連携型以外の認定こども園基準条例について
	第3回	平成31年2月27日	○教育・保育施設及び小規模保育事業の確認（4月開園分）について ○子育て支援に関するアンケート調査結果報告（速報版）について
令和 元 年度	第1回	令和元年6月10日	○会長、副会長の選任について ○子ども・子育て支援事業計画の位置づけ等について ○幼児期の教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて
	第2回	令和元年10月3日	○「高槻市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度から31年度）平成30年度進捗状況調査について ○（仮称）「第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度から6年度）（素案）について
	第3回	令和元年11月25日	○（仮称）「第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度から6年度）の素案に対する意見募集（パブリックコメント）の実施について ○小規模保育事業の確認（12月開園分）について
	第4回	令和2年2月21日	○（仮称）「第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度から6年度）の素案に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について ○保育所・認定こども園及び小規模保育事業の確認（4月開園分）について

第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画
令和2年3月

【発行】高槻市子ども未来部保育幼稚園事業課

【住所】〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号

【電話】072(674)7692 【FAX】072(675)8648

【HP】<http://www.city.takatsuki.osaka.jp>